

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年6月21日
【事業年度】	第105期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部 経理部長 渡辺 真也
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務・経理本部 経理部長 渡辺 真也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
売上収益 (百万円)	572,616	599,490	548,465	547,922	539,097
営業利益 (百万円)	80,364	66,398	28,338	51,935	59,064
当期利益 (百万円)	51,911	38,501	43,453	55,045	42,246
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	51,674	38,251	43,254	54,933	39,358
当期包括利益 (百万円)	101,925	84,496	114,230	16,452	36,830
親会社の所有者に帰属する 持分合計 (百万円)	484,054	526,320	598,749	573,661	584,630
総資産額 (百万円)	1,008,686	973,823	1,053,818	973,987	1,030,764
1株当たり 親会社所有者帰属持分 (円)	1,697.86	1,845.06	2,096.39	2,006.22	2,043.55
基本的1株当たり当期利益 (円)	181.31	134.13	151.57	192.23	137.63
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	181.23	134.01	151.37	191.76	137.41
親会社所有者帰属持分比率 (%)	48.0	54.0	56.8	58.9	56.7
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (%)	11.4	7.6	7.7	9.4	6.8
株価収益率 (倍)	23.17	29.96	56.31	35.22	41.88
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	74,287	91,276	76,022	95,617	75,851
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	20,925	20,885	18,841	6,701	28,596
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	82,095	115,109	59,742	72,944	35,440
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	142,456	153,921	173,335	179,326	186,775
従業員数 (名)	10,495	10,419	10,183	9,877	10,452

(注1) 第102期より国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して連結財務諸表を作成しています。

(注2) 売上収益には消費税等を含めていません。

(注3) 百万円未満を四捨五入して記載しています。

回次	日本基準	
	第101期	第102期
決算年月	2013年3月	2014年3月
売上高 (百万円)	573,658	600,363
営業利益 (百万円)	70,462	71,106
経常利益 (百万円)	65,577	64,943
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	48,275	32,955
包括利益 (百万円)	95,161	72,905
純資産額 (百万円)	474,303	510,941
総資産額 (百万円)	990,249	945,500
1株当たり純資産額 (円)	1,646.31	1,776.48
1株当たり当期純利益 (円)	169.38	115.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	169.31	115.46
自己資本比率 (%)	47.4	53.6
自己資本利益率 (%)	10.9	6.8
株価収益率 (倍)	24.80	34.77
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	73,181	85,687
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,740	26,161
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	81,805	114,797
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	142,456	153,920
従業員数 (名)	10,495	10,419

(注1) 売上高には消費税等を含めていません。

(注2) 百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 第102期の1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に、信託として保有する当社株式を含めています。

(注4) 第102期の1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、信託として保有する当社株式を含めています。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
売上高 (百万円)	348,029	342,069	311,160	315,950	283,658
営業利益 (百万円)	38,731	36,386	18,756	35,181	21,143
経常利益 (百万円)	34,861	31,998	15,136	36,280	26,369
当期純利益 (百万円)	27,556	12,562	21,128	67,230	20,376
資本金 (百万円)	44,985	44,986	44,986	44,986	44,986
発行済株式総数 (千株)	296,566	296,567	296,567	296,567	296,567
純資産額 (百万円)	516,509	487,873	462,790	489,949	467,642
総資産額 (百万円)	891,712	834,894	765,159	736,200	755,864
1株当たり純資産額 (円)	1,807.87	1,706.40	1,616.97	1,710.82	1,632.81
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	150.00 (70.00)	150.00 (70.00)	150.00 (70.00)	150.00 (70.00)	150.00 (70.00)
1株当たり当期純利益 (円)	96.69	44.05	74.04	235.26	71.25
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	96.64	44.01	73.94	234.69	71.14
自己資本比率 (%)	57.8	58.3	60.4	66.4	61.8
自己資本利益率 (%)	5.3	2.6	4.6	14.1	4.3
株価収益率 (倍)	43.44	91.21	115.28	28.78	80.90
配当性向 (%)	155.1	340.5	202.6	63.8	210.5
従業員数 (名)	4,050	4,003	3,514	3,504	3,246

(注1) 提出会社の財務諸表は日本基準に準拠して作成しています。

(注2) 売上高には消費税等を含めていません。

(注3) 第101期までは百万円未満を切り捨てて記載していますが、第102期より百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注4) 第102期より、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に、信託として保有する当社株式を含めています。

(注5) 第102期より、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、信託として保有する当社株式を含めています。

(注6) 第102期の主要な経営指標等は、第103期における会計方針の変更に伴う遡及適用後の数値です。なお、第102期以前に係る累積的影響額については、第102期の期首の純資産額に反映しています。

## 2【沿革】

当社は1936年11月に、当時株式会社田辺元三郎商店の常務取締役であった内藤豊次が、東京市(現 東京都)荒川区三河島に「合資会社桜ヶ岡研究所」を設立したことに始まります。その5年後の1941年12月に、埼玉県本庄町(現 本庄市)に資本金18万円で「日本衛材株式会社」を設立しました。

1942年	6月	埼玉県本庄町(現 本庄市)に本庄工場を開所
1944年	12月	日本衛材株式会社と合資会社桜ヶ岡研究所を合併し存続会社を「日本衛材株式会社」として新出発。本社を東京都小石川区竹早町(現 文京区小石川)におく。
1955年	5月	社名を現在の「エーザイ株式会社」に変更
1961年	9月	東京証券取引所市場第一部に上場
1965年	7月	三生製薬株式会社(後にサンノーバ株式会社に改称)に経営参画
1966年	3月	岐阜県川島町(現 各務原市)に川島工場(現 川島工園)を開所
1979年	9月	シンガポールにアジア持株会社(Eisai Asia Regional Services Pte. Ltd.)を設立
1981年	11月	埼玉県美里村(現 美里町)に美里工場を開所
1982年	1月	茨城県豊里町(現 つくば市)に筑波研究所を開所
1983年	10月	茨城県波崎町(現 神栖市)にエーザイ化学株式会社(現 鹿島事業所)を設立
1987年	11月	米国にEisai Research Institute of Boston, Inc. (現 Eisai Inc./Andover研究所)を設立
1989年	9月	ドイツにEisai Deutschland GmbH (現 Eisai GmbH)を設立
1990年	8月	英国にEisai London Research Laboratories Ltd. (現 Eisai Ltd.)を設立
	10月	三光純薬株式会社(後にエーディア株式会社に改称)と診断薬事業での業務提携契約に調印
1992年	4月	米国に米州持株会社(Eisai Corporation of North America)を設立
1995年	2月	米国にEisai Pharmatechnology, Inc.を設立(後にEisai Inc./North Carolina工場となり、Biogen Inc.に譲渡)
	4月	米国にEisai Inc.を設立
	10月	英国にEisai Ltd.を設立
1996年	1月	フランスにEisai S.A. (現 Eisai S.A.S.)を設立
	3月	中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)製薬有限公司)を設立
	4月	エルメッド エーザイ株式会社を設立
1997年	4月	株式会社カン研究所を設立
	4月	韓国にEisai Korea Inc.を設立
2002年	6月	米国にEisai Medical Research Inc. (現 Eisai Inc.)を設立
2004年	6月	委員会等設置会社(現 指名委員会等設置会社)へ移行
	10月	英国に欧州統括・持株会社(Eisai Europe Ltd.)を設立
2007年	3月	英国にEisai Manufacturing Ltd. を設立
	3月	インドにEisai Pharmatechnology & Manufacturing Pvt. Ltd.(現 Eisai Pharmaceuticals India Pvt. Ltd.)を設立
	4月	米国のMorphotek, Inc.を買収
	10月	三光純薬株式会社(後にエーディア株式会社に改称)を株式交換により完全子会社化
2008年	1月	米国のMGI PHARMA, INC.を買収
2009年	3月	MGI PHARMA, INC.を米国連結子会社に吸収合併
2010年	12月	米国にH3 Biomedicine Inc.を設立
2014年	3月	美里工場を武州製薬株式会社(埼玉県)に事業譲渡
	11月	中国に中国統括・持株会社(衛材(中国)投資有限公司)を設立
2015年	12月	エーディア株式会社の全株式を積水化学工業株式会社(大阪府)に譲渡
2016年	4月	当社の日本国内の消化器疾患領域に関連する事業の一部を分割し、味の素製薬株式会社(東京都)を承継会社とする吸収分割の方法により、新統合会社「EAファーマ株式会社」を発足
	4月	サンノーバ株式会社の全株式をアルフレッサ ホールディングス株式会社(東京都)に譲渡

### 3【事業の内容】

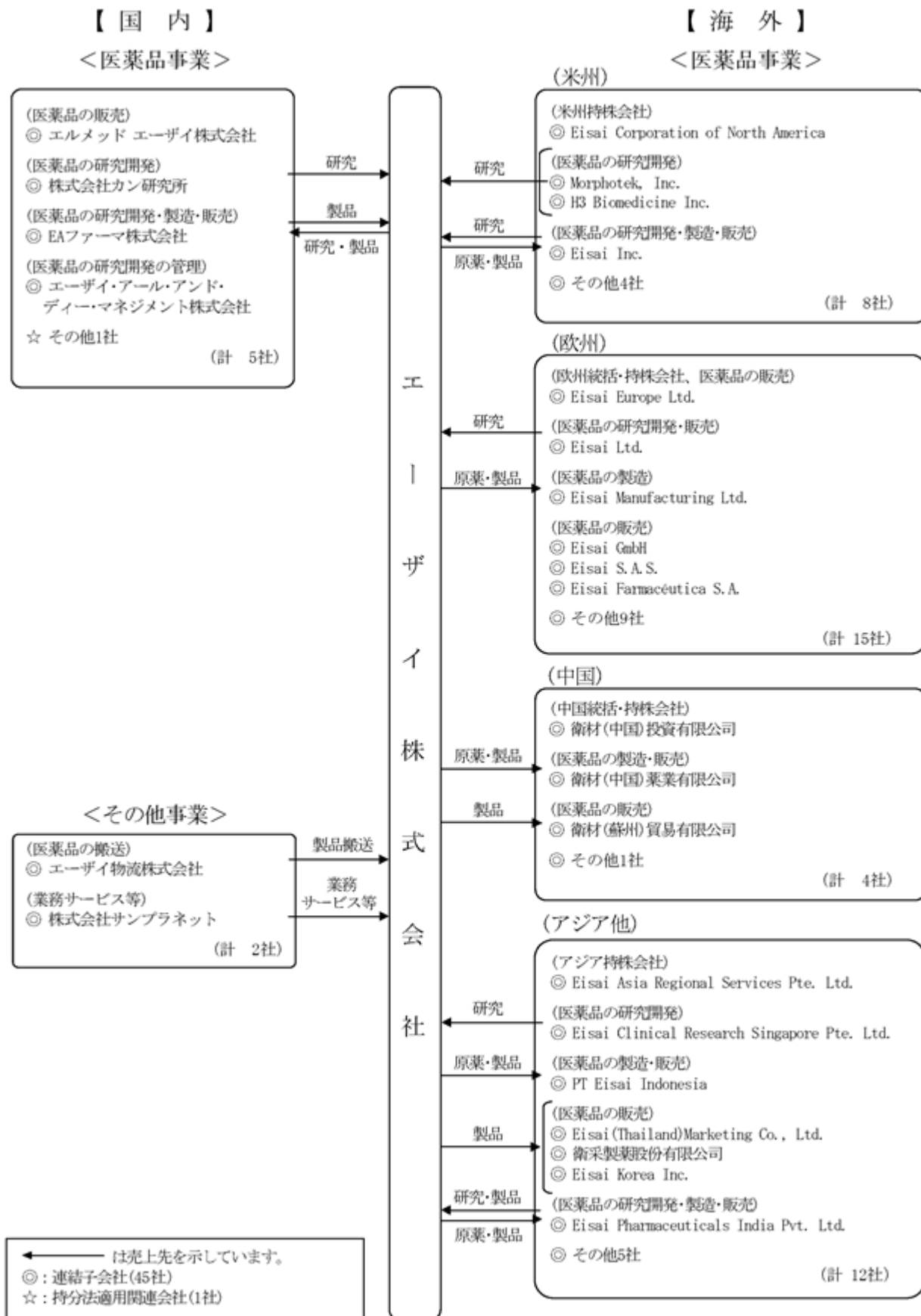
当社グループは、連結財務諸表提出会社(以下、当社という)、連結子会社45社および持分法適用関連会社1社で構成され、その事業内容を医薬品事業とその他事業に区分しています。医薬品事業では、医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等の研究開発・製造・販売を行っています。なお、その他事業には、当社の医薬品原料などに係る事業が含まれます。

事業区分、主要製品等および主要な会社の関係は、次のとおりです。

事業区分	主要製品等	主要な会社
医薬品事業	医療用医薬品 ジェネリック医薬品 一般用医薬品	(日本) 当社 エルメッド エーザイ株式会社 株式会社カン研究所 EAファーマ株式会社 エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント株式会社  (米州) Eisai Corporation of North America (米国) Morphotek, Inc. (米国) Eisai Inc. (米国) H3 Biomedicine Inc. (米国)  (欧州) Eisai Europe Ltd. (英国) Eisai Ltd. (英国) Eisai Manufacturing Ltd. (英国) Eisai GmbH (ドイツ) Eisai S.A.S. (フランス) Eisai Farmacéutica S.A (スペイン)  (中国) 衛材(中国)投資有限公司 衛材(中国)薬業有限公司 衛材(蘇州)貿易有限公司  (アジア他) Eisai Asia Regional Services Pte. Ltd. (シンガポール) Eisai Clinical Research Singapore Pte. Ltd. (シンガポール) PT Eisai Indonesia (インドネシア) Eisai (Thailand) Marketing Co., Ltd. (タイ) 衛采製薬股份有限公司(台湾) Eisai Korea Inc. (韓国) Eisai Pharmaceuticals India Pvt. Ltd. (インド)
その他事業	医薬品原料 物流サービス 業務サービス	(日本) 当社 エーザイ物流株式会社 株式会社サンプラネット

上記における事業区分は、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、連結財務諸表注記、5. セグメント情報」における事業区分と同一です。

事業の系統図は、次のとおりです。



4【関係会社の状況】

2017年3月31日現在

会社名	住所	資本金 または 出資金	主要な事業の内容 1	議決権の 所有割合 (%) 2	関係内容			備考
					役員の兼任		営業上の取引	
					当社 役員	当社 従業員		
[連結子会社] エルメッド エーザイ 株式会社	東京都 豊島区	百万円 450	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
株式会社カン研究所	神戸市 中央区	百万円 70	医薬品事業(医薬品の研究開発)	100.00	有	有	当社が医薬品の研究開発を委託	
EAファーマ株式会社	東京都 中央区	百万円 9,145	医薬品事業(医薬品の研究開発・製造・販売)	60.00	有	有	当社が医薬品の研究開発・製造を受託、医薬品を購入	3 5
エーザイ物流株式会社	神奈川県 厚木市	百万円 60	その他事業(医薬品の搬送)	100.00	-	有	当社が医薬品の搬送を委託	
エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント株式会社	東京都 文京区	百万円 15	医薬品事業(医薬品の研究開発の管理)	100.00	有	有	当社が研究開発の一部の管理業務等を委託	
株式会社サンブラネット	東京都 文京区	百万円 455	その他事業(業務サービス等)	84.81	-	有	当社が業務サービス等を購入	
Eisai Corporation of North America	米国 ニュージャージー州	千米ドル 2,766,700	医薬品事業(米州持株会社)	100.00	有	-	-	3
Morphotek, Inc.	米国 ペンシルバニア州	千米ドル 355,000	医薬品事業(医薬品の研究開発)	100.00 (100.00)	有	-	当社が医薬品の研究開発を委託	3
Eisai Inc.	米国 ニュージャージー州	千米ドル 151,600	医薬品事業(医薬品の研究開発・製造・販売)	100.00 (100.00)	有	-	当社が医薬品の研究開発・製造を委託、医薬品原薬を販売	3 5
H3 Biomedicine Inc.	米国 マサチューセッツ州	千米ドル 8	医薬品事業(医薬品の研究開発)	100.00 (100.00)	有	-	当社が医薬品の研究開発を委託	
Eisai Ltd.	カナダ オンタリオ州	千カナダドル 30,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Laboratórios Ltda.	ブラジル サンパウロ	千ブラジル レアル 87,899	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	-	-	-	
Eisai Laboratorios S. de R.L. de C.V.	メキシコ メキシコシティ	千メキシコペソ 3	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Medicamentos S.de R.L. de C.V.	メキシコ メキシコシティ	千メキシコペソ 3	医薬品事業(業務サービス)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Europe Ltd.	英国 ハートフォードシャー	千英ポンド 184,138	医薬品事業(欧州統括・持株会社、医薬品の販売)	100.00	有	有	当社が欧州医薬品事業の管理・運営業務等を委託	3
Eisai Ltd.	英国 ハートフォードシャー	千英ポンド 46,009	医薬品事業(医薬品の研究開発・販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品の研究開発を委託	3
Eisai Manufacturing Ltd.	英国 ハートフォードシャー	千英ポンド 38,807	医薬品事業(医薬品の製造)	100.00 (100.00)	有	-	当社が医薬品原薬を販売	3
Eisai GmbH	ドイツ フランクフルト	千ユーロ 7,669	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai S.A.S.	フランス パリ	千ユーロ 19,500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	-	-	-	
Eisai B.V.	オランダ アムステルダム	千ユーロ 540	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Farmacéutica S.A.	スペイン マドリッド	千ユーロ 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	



会社名	住所	資本金 または 出資金	主要な事業の内容 1	議決権の 所有割合 (%) 2	関係内容		備考	
					役員の兼任			営業上の取引
					当社 役員	当社 従業員		
Eisai S.r.l.	イタリア ミラノ	千ユーロ 3,500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Pharma AG	スイス チューリッヒ	千スイスフラン 3,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai AB	スウェーデン ストックホルム	千スウェーデン クローナ 10,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Farmacêutica, Unipessoal Lda.	ポルトガル リスボン	千ユーロ 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai SA/NV	ベルギー ブリュッセル	千ユーロ 2,001	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai GesmbH	オーストリア ウィーン	千ユーロ 2,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Limited Liability Company Eisai	ロシア モスクワ	千ロシア ルーブル 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
衛材(中国)投資有限公司	中国 江蘇省	千人民元 664,465	医薬品事業(中国統括・持株 会社)	100.00 (100.00)	有	有	-	3
衛材(中国)薬業有限公司	中国 江蘇省	千人民元 576,125	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	3
衛材(蘇州)貿易有限公司	中国 江蘇省	千人民元 70,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	-	有	当社が医薬品を販売	
衛材(遼寧)製薬有限公司	中国 遼寧省	千人民元 50,000	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
Eisai Asia Regional Services Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールド ドル 34,469	医薬品事業(アジア持株会 社)	100.00	-	有	-	
Eisai(Singapore)Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールド ドル 300	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品を販売	
Eisai Clinical Research Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールド ドル 10	医薬品事業(医薬品の研究開 発)	100.00 (100.00)	-	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	
Eisai(Hong Kong)Co., Ltd.	中国 香港	千香港ドル 500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (10.00)	有	-	当社が医薬品を販売	
PT Eisai Indonesia	インドネシア ジャカルタ	千米ドル 5,000	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	100.00	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	
Eisai(Malaysia)Sdn. Bhd.	マレーシア ベタリンジャヤ	千マレーシア リンギット 470	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (5.74)	有	有	当社が医薬品を販売	
Eisai(Thailand) Marketing Co., Ltd.	タイ バンコク	千タイバーツ 103,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品を販売	
衛采製薬股份有限公司	台湾 台北	千台湾ドル 270,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	当社が医薬品を販売	
Eisai Korea Inc.	韓国 ソウル	千韓国ウォン 3,512,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	当社が医薬品を販売	
HI-Eisai Pharmaceutical Inc.	フィリピン マニラ	千フィリピン ペソ 62,000	医薬品事業(医薬品の販売)	50.00 (1.45)	有	有	当社が医薬品を販売	4
Eisai Pharmaceuticals India Pvt. Ltd.	インド アンドラ・プラ デシュ州	千インドルピー 2,708,324	医薬品事業(医薬品の研究開 発・製造・販売)	100.00 (11.08)	有	有	当社が医薬品の研究 開発・製造を委託、 医薬品原薬を販売、 医薬品を購入	3

会社名	住所	資本金 または 出資金	主要な事業の内容 1	議決権の 所有割合 (%) 2	関係内容		備考	
					役員の兼任			営業上の取引
					当社 役員	当社 従業員		
Eisai Australia Pty. Ltd.	オーストラリア シドニー	千豪ドル 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
その他1社	-	-	-	-	-	-	-	
[持分法適用関連会社] ブラッコ・エーザイ 株式会社	東京都 文京区	百万円 340	医薬品事業(造影剤の輸入・ 製造・販売)	49.00	有	有	当社が医薬品を購入	

- 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。
- 2 「議決権の所有割合」の( )内は間接所有割合です。
- 3 特定子会社に該当する子会社です。なお、2016年4月、味の素株式会社(東京都)の100%子会社である味の素製薬株式会社(東京都)を吸収分割継承会社とし、当社を吸収分割会社とする吸収分割により、EAファーマ株式会社が発足し、当社の特定子会社となりました。
- 4 HI-Eisai Pharmaceutical Inc.の議決権の所有割合は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため、連結子会社としています。
- 5 当期における連結財務諸表の売上収益に占める連結子会社の売上収益(連結会社間の売上収益を除く)の割合が100分の10を超える会社はEAファーマ株式会社およびEisai Inc.であり、その損益情報等は、次のとおりです。

EAファーマ株式会社		Eisai Inc.	
売上収益	64,599 百万円	売上収益	166,704 百万円
営業利益	9,412	営業利益	10,994
当期利益	6,965	当期利益	7,669
資本合計	50,818	資本合計	303,292
資産合計	72,845	資産合計	422,092

- 6 2016年4月、当社グループは当社の連結子会社であるサンノーバ株式会社(群馬県)の全株式をアルフレッサ ホールディングス株式会社(東京都)へ譲渡しました。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2017年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	9,885
その他事業	567
合計	10,452

(注1) 従業員数には当社および連結子会社(以下、当連結グループという)からグループ外への出向者を除き、グループ外から当連結グループへの出向者を含めた就業人員数を記載しています。

### (2) 提出会社の状況

2017年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,246	44.3	19.9	10,389,255

(注1) 従業員数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員数を記載しています。

(注2) 平均年間給与には基準内賃金、基準外賃金および賞与を含めています。

(注3) 従業員は医薬品事業に所属しています。

### (3) 労働組合の状況

1946年本庄工場(当時)にエーザイ労働組合が、1961年本社にエーザイ本社労働組合がそれぞれ単位組合として組織されました。両組合は1987年10月1日付で統合され、新たにエーザイ労働組合として発足しました。

2017年3月31日現在、労使関係について特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

## 1【業績等の概要】

## (1) 業績

当期(2016年4月1日～2017年3月31日)の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上収益	5,390億97百万円	(前期比)	1.6%減)
営業利益	590億64百万円	(同)	13.7%増)
税引前当期利益	576億68百万円	(同)	14.3%増)
当期利益	422億46百万円	(同)	23.3%減)
親会社の所有者に帰属する当期利益	393億58百万円	(同)	28.4%減)

売上収益は、抗がん剤「レンピマ」(欧州における腎細胞がんに係る製品名「Kispilyx」)および抗てんかん剤「フィコンパ」(英名「Fycompa」)が拡大するとともに、新たに連結子会社となったEAファーマ株式会社の貢献があった一方、日本における薬価改定や為替の影響により、全体では5,390億97百万円(前期比1.6%減)となりました。

セグメント別には、日本医薬品事業およびアジア医薬品事業が増収となりました。また、すべての海外セグメントにおいて現地通貨ベースで成長を果たしました。

グローバルブランド4品目合計では、為替の影響を受ける中で、前期から14.5%増の728億22百万円となりました。4品目の内訳は、抗がん剤「ハラヴェン」373億28百万円、「レンピマ」214億56百万円、「フィコンパ」103億24百万円、肥満症治療剤「Belviq」37億14百万円でした。

営業利益は、オペレーションの高質化・効率化に加え、EAファーマ株式取得に伴う一時収益(割安購入益)計上、ならびに共同研究開発テーマの進捗に応じたマイルストーンペイメント受領により、590億64百万円(前期比13.7%増)となりました。

当期利益は、前期に米国における子会社株式譲渡等に伴い税金費用が減少した反動で、前期から23.3%減の422億46百万円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、393億58百万円(前期比28.4%減)となりました。

基本的1株当たり当期利益は、137円63銭(前期より54円61銭減)となりました。

当期利益にその他の包括利益を加減した当期包括利益は、前期に円高の進行によって為替換算差額が減少していた反動により、前期から123.9%増の368億30百万円となりました。

## [セグメントの状況]

(各セグメントの売上収益は外部顧客に対するものです)

当社グループは、セグメントを医薬品事業とその他事業に区分しており、医薬品事業を構成する日本(医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等)、アメリカス(北米、中南米)、中国、アジア(韓国、台湾、香港、インド、アセアン等)、EMEA(欧州、中東、アフリカ、オセアニア)の5つの事業セグメントを報告セグメントとしています。

なお、当期において、日本事業の継続的な成長に向けた再編に伴い、前期に報告セグメントを構成していた「薬粧 - 日本」を「日本医薬品事業」へ統合しました。また、当期より、医薬品事業およびその他事業のセグメント利益の算定方法を変更したため、連結損益計算書の「その他の損益」を医薬品事業とその他事業へ配分していません。前期まで医薬品事業とその他事業へ配分していた「その他の損益」は、「親会社の本社管理費等」に含めて表示しています。当該変更による連結財務諸表への重要な影響はありません。

なお、セグメント情報に関する対前期の数値は、上記報告セグメントの変更および算定方法の変更を反映しています。

## &lt; 日本医薬品事業 &gt;

売上収益は2,910億68百万円(前期比2.2%増)、セグメント利益は1,033億0百万円(同9.6%減)でした。売上収益の内訳は、医療用医薬品が2,439億99百万円(同4.3%増)、ジェネリック医薬品が280億27百万円(同1.6%減)、一般用医薬品等が190億42百万円(同5.3%増)です。薬価改定および前期に診断薬事業子会社であったエーディア株式会社を譲渡した影響があったものの、EAファーマ株式会社の発足に加え、主力品の成長により、前期から成長を確保しました。

品目別売上収益については、ニューロロジ領域で、不眠症治療剤「ルネスタ」が80億12百万円(前期比34.0%増)と伸長し、新製品である「フィコンパ」は4億63百万円となりました。ファイザー社と共同販促を展開している疼痛治療剤「リリカ」の共同販促収入は242億68百万円(同1.8%減)、アルツハイマー型、レビー小体型認知症治療剤「アリセプト」は、薬価改定等の影響を受け295億36百万円(同27.0%減)となりました。オンコロジー領域では、「ハラヴェン」が77億63百万円(同14.2%増)、「レンピマ」が27億15百万円(同75.5%増)と高い成長を果たしました。さらに、ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体「ヒュミラ」は376億62百万円(同15.4%増)と順調に拡大しました。

2016年5月、「フィコンパ」を新発売しました。

2016年8月に「チョコラBB口内炎リペアショット」、同年10月に「チョコラBBリッチセラミド」を新発売しました。

<アメリカス医薬品事業>

売上収益は、1,172億17百万円(前期比4.1%減、現地通貨ベースでは6.3%増)となりました。セグメント利益は、効率的なマーケティング活動による販売管理費の減少および前期に発生した米国での構造改革による一時金の影響により、344億17百万円(同46.0%増、現地通貨ベースでは61.9%増)となりました。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、抗てんかん剤「Banzel」が138億48百万円(前期比4.7%増)、「Fycompa」が52億54百万円(同36.8%増)とそれぞれ成長を果たしました。「Belviq」は37億14百万円(同16.0%減)でした。オンコロジー領域では、制吐剤「Aloxi」が480億82百万円(同12.1%減)、「ハラヴェン」が166億19百万円(同9.1%減)、「レンビマ」が151億12百万円(同71.7%増)となりました。

2016年4月にカナダ、同年6月にメキシコにおいて「レンビマ」を新発売しました。

2016年9月、米国においてlorcaserinの1日1回製剤「Belviq XR」を新発売しました。

<中国医薬品事業>

売上収益は492億74百万円(前期と同水準、現地通貨ベースでは17.0%増)、セグメント利益は136億96百万円(同9.1%増、現地通貨ベースでは40.5%増)となりました。

品目別売上収益については、末梢性神経障害治療剤「メチコパール」が179億75百万円(前期比4.0%減)、肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強力ネオミノファーゲンシー/グリチロン錠」が84億25百万円(同9.2%減)、「アリセプト」が61億66百万円(同11.1%増)となりました。

<アジア医薬品事業>

売上収益は347億45百万円(前期比2.2%増、現地通貨ベースでは13.0%増)、セグメント利益は93億33百万円(同12.6%増、現地通貨ベースでは27.0%増)となりました。

品目別売上収益については、「アリセプト」が97億79百万円(前期比1.9%減)、「ヒュミラ」が96億18百万円(同7.1%増)、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」が36億27百万円(同3.1%増)となりました。

2016年6月にシンガポール、同年9月にタイ、2017年2月に台湾において「レンビマ」を新発売しました。

<EMEA医薬品事業>

売上収益は378億25百万円(前期比8.5%減、現地通貨ベースでは3.7%増)、セグメント利益は125億14百万円(同22.2%増、現地通貨ベースでは30.8%増)となりました。

品目別売上収益については、ニューロロジー領域で、「Fycompa」が42億45百万円(前期比17.3%増)と高い成長を確保する一方、抗てんかん剤「Zonegran」が51億67百万円(同32.3%減)、抗てんかん剤「Zebinix」が35億88百万円(同6.2%減)となりました。オンコロジー領域で、「レンビマ/Kispilyx」が33億20百万円(同196.6%増)と大幅に拡大する一方、「ハラヴェン」は109億48百万円(同16.9%減)となりました。

「レンビマ/Kispilyx」の発売国は、当期新たにフランス、イタリア、オランダ、ロシア等に拡大しました。

(2) 資産、負債および資本の状況

資産合計は、サンノーバ株式会社の譲渡に伴い売却目的で保有する資産が減少した一方、EAファーマ株式会社の取得に伴う増加等により、前期末より567億77百万円増加の1兆307億64百万円となりました。

負債合計は、サンノーバ株式会社の譲渡に伴い売却目的で保有する資産に直接関連する負債が減少した一方、EAファーマ株式会社の取得に伴う増加等により、前期末より310億14百万円増加の4,281億73百万円となりました。

資本合計は、EAファーマ株式会社の取得に伴う資本剰余金や非支配持分の増加により、前期末より257億62百万円増加の6,025億91百万円となりました。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は56.7%(前期末より2.2ポイント減)となりました。また、負債比率(Net DER)は前期末から0.06ポイント改善し、ネットキャッシュとなり、マイナス0.05倍となりました。

\* 負債比率(Net DER) = (有利子負債(社債及び借入金) - 現金及び現金同等物 - 3カ月超預金等)  
 ÷ 親会社の所有者に帰属する持分

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動から得たキャッシュ・フローは、758億51百万円(前期より197億66百万円減)となりました。税引前当期利益は576億68百万円、減価償却費及び償却費は264億84百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、285億96百万円の支出(前期より218億96百万円の支出増)となりました。3か月超預金の預入による支出(純額)は338億11百万円となりました。また、子会社の取得による収入は193億46百万円、子会社の売却による収入は64億59百万円となりました。なお、資本的支出等は61億2百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、354億40百万円の支出(前期より375億4百万円の支出減)となりました。配当金の支払いに429億5百万円を支出しました。

以上の結果、現金及び現金同等物の残高は、1,867億75百万円(前期末より74億50百万円増)となりました。

なお、営業活動によるキャッシュ・フローから資本的支出等を差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、819億53百万円(前期より8億36百万円増)、インタレスト・カバレッジ・レシオは28.7倍(前期より4.5ポイント増)となりました。

(4) IFRSに準拠して作成した連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第7章および第8章を除く。以下、「日本基準」という。)に準拠して作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

(のれんの償却)

日本基準では、のれんを償却していますが、IFRSでは非償却とし、毎年一定の時期および減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しています。この結果、IFRSでは日本基準に比べて、販売費及び一般管理費が当期において10,075百万円(前期は11,307百万円)減少しています。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

#### 生産実績

当期における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
日本医薬品事業	162,073	90.1
アメリカス医薬品事業	96,032	90.8
中国医薬品事業(注3)	66,096	121.5
アジア医薬品事業	27,383	110.1
EMEA医薬品事業	43,338	91.1
報告セグメント計	394,922	95.7
その他事業	353	17.1
合計	395,274	95.3

(注1) 金額は販売見込価格により算出し、セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 上記金額には消費税等を含めていません。

(注3) 当期の中国医薬品事業において、生産実績が著しく増加しました。これは主に、蘇州工場の固体剤棟移設、拡充に備えた増産によるものです。

#### 商品仕入実績

当期における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
日本医薬品事業(注3)	83,698	135.8
アメリカス医薬品事業	16,513	100.9
中国医薬品事業	629	116.1
アジア医薬品事業	7,415	110.1
EMEA医薬品事業	2,034	101.0
報告セグメント計	110,288	126.3
その他事業(注4)	206	4.2
合計	110,494	119.8

(注1) 金額は仕入価格により算出し、セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 上記金額には消費税等を含めていません。

(注3) 当期の日本医薬品事業において、商品仕入実績が著しく増加しました。これは主に、EAファーマ株式会社(東京都)の連結子会社化によるものです。

(注4) 当期のその他事業において、商品仕入実績が著しく減少しました。これは主に、前期におけるエーザイフード・ケミカル株式会社(東京都)の譲渡によるものです。

### (2) 受注状況

当連結グループは販売計画に基づいた生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当期における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
日本医薬品事業	291,068	102.2
アメリカス医薬品事業	117,217	95.9
中国医薬品事業	49,274	100.0
アジア医薬品事業	34,745	102.2
EMEA医薬品事業	37,825	91.5
報告セグメント計	530,129	99.7
その他事業(注3)	8,968	55.5
合計	539,097	98.4

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	当期		前期	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
アルフレッサ ホールディングス(株)	66,295	12.3	67,899	12.4
(株)スズケン	59,027	10.9	60,434	11.0
(株)メディバル ホールディングス	52,138	9.7	53,603	9.8

(注3) 当期のその他事業において、販売実績が著しく減少しました。これは主に、前期におけるエーザイフード・ケミカル株式会社(東京都)の譲渡によるものです。

(注4) 上記金額には消費税等を含めていません。



### 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 企業理念

当社グループは、患者様とご家族の喜怒哀楽を第一義に考え、そのベネフィット向上に貢献することを企業理念としています。この理念のもとですべての役員および従業員が一丸となり、世界のヘルスケアの多様なニーズを充足し、いかなる医療システム下においても存在意義のあるヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業となることをめざしています。この基本的な考え方を定款に定め、株主の皆様と共有化をはかっています。

患者様とご家族の喜怒哀楽を知るためには、まず社員一人ひとりが患者様の傍らに寄り添い、患者様の目線でものを考え、言葉にならない想いを感じることが重要であり、これがすべての企業活動の出発点となります。当社グループでは、国内外のすべての従業員が、就業時間の1%を患者様とともに過ごすことを推奨しています。

当社グループは、このhhc理念の実現に向けて、主要なステークホルダーズである患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員との信頼関係の構築につとめるとともに、コンプライアンス(法令と倫理の遵守)を日々実践し、企業価値の向上に取り組んでいます。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは、ROE(親会社所有者帰属持分当期利益率)を持続的な株主価値の創造に関わる重要な指標と捉えています。売上収益利益率(マージン)、財務レバレッジ、総資産回転率(ターンオーバー)を常に改善し、中長期的に資本コストを上回るROEをめざしていきます。

また、株主還元については、連結純資産に対する配当の比率を示すDOE(親会社所有者帰属持分分配当率)をバランスシートマネジメント、ひいては資本政策を反映する指標の一つとして位置づけています。さらに、健全なバランスシートの尺度として、親会社所有者帰属持分比率、負債比率(Net DER)を指標に採用しています。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

英国のEU離脱や米国での政権交代など、グローバルなビジネス環境の不確実性が高まっています。また、新興国を中心とした中間所得層の拡大やグローバルな高齢化の進展により、認知症、がんや生活習慣病などの非感染性疾患が急増し、革新的医療への希求が高まる一方、医療財政の逼迫により、医療の質と効率、社会保障制度の持続可能性が問われています。各国では医療政策の大きな転換期を迎え、日本においても薬価制度の抜本改革に向けた検討が進んでいます。

当社グループは、これら製薬企業を取り巻く外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、「EWAY 2025」の戦略意思の実現をめざします。

##### 中期経営計画「EWAY 2025」

「EWAY 2025」で、当社は以下の3つの戦略意思の実現をめざしています。

- (a) 「病気になるたくない、雇ってほしい、早く知りた、そして治りたい」に応える
- (b) 「住み慣れた場所、地域やコミュニティで自分の病気を管理し、予後や老後を安心して過ごしたい」に応える
- (c) 「hhc(ヒューマン・ヘルスケア)ニーズにもとづく立地(機会)が見出せ、それを満たすイノベーションが可能な事業分野」に集中する

これらの戦略意思の根本は、患者様に貢献したいという当社グループの企業理念hhcです。患者様とともに時間を過ごし、患者様の真のニーズを理解することによって生まれる強い動機付けが当社グループのイノベーションの源泉となります。

##### 「EWAY 2025」の主な進捗と取り組み

「EWAY 2025」において、「ニューロロジー(神経)」と「オンコロジー(がん)」の2領域を、未だ患者様のニーズを充足できていない、かつ当社グループがフロントランナーとなりうる立地を見出すことができる戦略的重要領域と位置づけています。これら2領域で見出した立地における新薬創出活動、ならびにEAファーマ株式会社による消化器領域での開発が順調に進行しています。また、患者様が安心して暮らせるまちづくりのためのソリューション提供への取り組みも進捗しています。

#### (a) ニューロロジー領域

ニューロロジービジネスグループでは、30年以上にわたる認知症分野における創薬活動や「アリセプト」に関する情報提供活動を通じて培ってきた経験・知識・ノウハウを生かし、認知症および関連疾患の予防と治療の実現をめざしています。

アルツハイマー型認知症の病因の一つとされているベータアミロイド(A $\beta$ )を標的とする次世代アルツハイマー型認知症治療剤である サイト切断酵素阻害剤「E2609」のフェーズ 試験、および抗A $\beta$  プロトフィ

ブリル抗体「BAN2401」のフェーズ試験が進捗しています。また、Biogen Inc.が開発中で、当社が共同開発・共同販売のオプション権を持つ抗A抗体「aducanumab」についても、フェーズ試験が進行中です。

近年、認知症は、その主たる症状である認知障害の発症以前に、睡眠障害、行動障害の順に異常を生じることが報告されています。当社は、認知症に伴う不眠(不規則睡眠覚醒リズム障害)の治療をめざすオレキシン受容体拮抗剤「lemborexant(一般名)」や、認知症の認知機能や周辺症状の改善をめざすPDE9阻害剤「E2027」など、認知症疾患のトータルケアに向けたポートフォリオの開発を進めています。さらに、早期アルツハイマー病の血液診断方法の確立に向けた研究にも取り組んでいます。

また、てんかんをはじめとする複数の神経領域疾患を対象とする治療薬の開発を進めるほか、グローバルブランドである抗てんかん剤「フィコンパ」、肥満症治療剤「Belviq」の適応拡大・剤形追加による患者様価値の増大にも注力しています。

#### (b) オンコロジー領域

オンコロジービジネスグループでは、自社創製の抗がん剤「レンビマ」、「ハラヴェン」で培った合成化学の高い技術力や創薬ターゲット(分子標的)に関する知見を駆使して、がんの「治癒」に向けた新薬開発をめざしています。

グローバルブランドである「レンビマ」、「ハラヴェン」の適応拡大が進行しています。「レンビマ」については、甲状腺がんと腎細胞がん(セカンドライン、併用療法)の承認に続き、肝細胞がんを対象としたフェーズ試験において主要評価項目を達成し、申請へ向けての準備を進めています。さらに、腎細胞がん(ファーストライン)を対象としたエベロリムスあるいは抗PD-1抗体ペムブロリズマブとの2つの併用療法や、子宮内膜がんなどの固形がんを対象としたペムブロリズマブとの併用療法などの試験も進行しています。「ハラヴェン」については、転移性トリプルネガティブ乳がんを対象にしたペムブロリズマブとの併用療法や、HER2ネガティブ乳がんを対象としたHalozyme Therapeutics Inc.が開発中のPEG化遺伝子組換えヒト型ヒアルロン酸分解酵素との併用療法などの試験が進行しています。

また、初の自社創製の腫瘍免疫療法をめざし直腸がんを対象として開発中のEP4拮抗剤「E7046」や、米国研究会社H3 Biomedicine Inc.におけるがん遺伝子情報に基づく創薬アプローチ、さらに遺伝子発現の制御・伝達系へのアプローチなどによる様々なパイプラインの開発を進めています。

#### (c) 消化器領域

2016年4月に発足したEAファーマ株式会社は、消化器スペシャリティファーマとして、消化器疾患に特化した研究開発と独自の製品ラインアップにより、未だ満たされない医療ニーズの解決をめざしています。EAファーマ株式会社において、炎症性腸疾患領域を中心に開発が順調に進捗しています。

局所作用型ステロイド「ブデソニド(一般名)」の潰瘍性大腸炎に係る新薬承認申請、および胆汁酸トランスporter阻害剤「エロピキシバット(一般名)」の慢性便秘症に係る新薬承認申請を行いました。また、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」について、PPI抵抗性逆流性食道炎の維持療法において1回10mgを1日2回投与する用法・用量の追加申請を行いました。さらに、潰瘍性大腸炎治療剤として開発中の「カロテグラストメチル(一般名)」および「E6007」、炎症性腸疾患治療剤として開発中の「E6130」、原発性胆汁性胆管炎およびクローン病の治療剤として開発中の「E6011」の試験も進行しています。

#### (d) 患者様が安心して暮らせるまちづくり

未だ満たされていない患者様・ご家族の真のニーズからクリニカルクエスト(実臨床上における気づき)を見出し、リアルワールドで実証することを通じて得たソリューション(解決策)を提供することで患者様と地域が抱える課題を解決し、安心して暮らせる社会の基盤を構築することをめざしています。見出したクリニカルクエストに対するソリューション提供に用いるツールとして、多職種連携サービス「ひかりワンチームSP」、服薬支援機器「eお薬さん」および嗅覚識別テスト「UPSIT」の提供を開始したほか、お出かけ支援ツール「Me-MAMOR10」の発売を予定しています。

また、日本全国91カ所(2017年4月末時点)で自治体、医師会、薬剤師会などと連携して認知症連携協定を締結し、患者様と地域が抱える課題に対するソリューションを提供することで、認知症と共生するまちづくりの実現を進めていきます。

2025年に向けて、当社グループがめざす姿は、「予防(Prevention)、治癒(Cure)、ケア(Care)」と「安心・安全を届ける地域医療」という2つの最重要ドメインでhhcニーズを充足する、「MEDICO SOCIETAL INNOVATOR」です。中期経営計画「EWAY 2025」を強力に推進し、グローバルにさらなる患者様貢献を果たしていきます。

#### 医薬品アクセス改善に向けた取り組み

当社グループは、開発途上国や新興国をはじめとする国々の一人でも多くの患者様に当社製品をお届けするためには、患者様の所得レベルや医療システムなどを考慮し、その国々の方々が購入可能な価格で提供する「アフォードブルプライシング」が重要であると考え、様々な方法でこれを実践しています。当社グループは、開発途上国および新興国に蔓延する顧みられない熱帯病の一つであるリンパ系フィラリア症を制圧するために、その治療薬である「DEC(ジエチルカルバマジン)錠」を当社グループのインド・バイザッグ工場で製造し、本剤を必要とするすべての蔓延国において制圧が達成されるまで、世界保健機関(WHO)に「プライス・ゼロ(無償)」で提供します。2013年10月に提供を開始し、2017年3月末までに27カ国に約10億錠を供給しました。当社グループは、その他の顧みられない熱帯病、結核、マラリアに対する新薬開発にも取り組み、これらの領域を専門とする国際的な非営利団体や研究所などとのパートナーシップを積極的に推進しています。開発途上国および新興国の健康福祉を向上し、経済の発展や中間所得層の拡大に寄与することは、当社として将来に向けた長期的投資と考えています。

#### (4) 資本政策の基本的な方針

当社グループの資本政策は、財務の健全性を担保した上で、株主価値向上に資する「中長期的なROE経営」、「持続的・安定的な株主還元」、「成長のための投資採択基準」を軸に展開しています。

##### 中長期的なROE経営

当社は、ROEを持続的な株主価値の創造に関わる重要な指標と捉えています。「中長期的なROE経営」では、売上収益利益率(マージン)、財務レバレッジ、総資産回転率(ターンオーバー)を常に改善し、中長期的に資本コストを上回るROE(正のエクイティ・スプレッド<sup>\*</sup>の創出)をめざしていきます。

<sup>\*</sup> エクイティ・スプレッド = ROE - 株主資本コスト

##### 持続的・安定的な株主還元

当社は、健全なバランスシートのもと、連結業績、DOEおよびフリー・キャッシュ・フローを総合的に勘案し、シグナリング効果も考慮して、株主の皆様へ継続的・安定的に実施します。DOEは、連結純資産に対する配当の比率を示すことから、バランスシートマネジメント、ひいては資本政策を反映する指標の一つとして位置づけています。自己株式の取得については、市場環境、資本効率等に鑑み適宜実施する可能性があります。なお、健全なバランスシートの尺度として、親会社所有者帰属持分比率、負債比率(Net DER)を指標に採用しています。

##### 成長のための投資採択基準

当社は、成長投資による価値創造を担保するために、戦略投資に対する投資採択基準を採用し、リスク調整後ハードルレートをを用いた正味現在価値と内部収益率スプレッドにハードルを設定し、投資を厳選しています。

#### (5) コーポレートガバナンス

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。当社は、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に実現していきます。

##### 株主の皆様との関係

- ・ 株主の皆様の権利を尊重する。
- ・ 株主の皆様の平等性を確保する。
- ・ 株主の皆様を含む当社のステークホルダーズとの良好・円滑な関係を構築する。
- ・ 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

##### コーポレートガバナンスの体制

- ・ 当社は指名委員会等設置会社とする。
- ・ 取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定を執行役に大幅に委任し、経営の監督機能を発揮する。
- ・ 取締役会の過半数は、独立性・中立性のある社外取締役とする。
- ・ 執行役を兼任する取締役は、代表執行役CEO 1名のみとする。
- ・ 経営の監督機能を明確にするため、取締役会の議長と代表執行役CEOとを分離する。
- ・ 指名委員会および報酬委員会の委員は、全員を社外取締役とし、監査委員会の委員は、その過半数を社外取締役とする。
- ・ 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員長は社外取締役とする。
- ・ 財務報告の信頼性確保をはじめとした内部統制の体制およびその運用を充実する。

なお、当社のコーポレートガバナンスガイドライン、取締役会規則、指名委員会規則、監査委員会規則、報酬委員会規則、およびコーポレートガバナンス体制に関する状況を以下のホームページに掲載しています。

(<http://www.eisai.co.jp/company/governance/index.html>)

また、「コーポレートガバナンス報告書」を東京証券取引所へ報告し、同取引所ならびに以下の当社のホームページに掲載していますのでご参照ください。

(<http://www.eisai.co.jp/company/governance/cgregulations.html>)

#### (6) コンプライアンス・リスク管理

当社グループは、コンプライアンスを「法令と倫理の遵守」と定義し、経営の根幹に据えています。また、内部統制を「事業活動を適正かつ効率的に遂行するために、社内構築・整備、運用されている体制およびプロセス」と定義し、「内部統制ポリシー」をグループの役員および全従業員で共有しています。あわせてチーフコンプライアンスオフィサー兼内部統制担当執行役を任命し、コンプライアンスおよびリスクに対する意識向上と対応力強化をめざして、コンプライアンスと内部統制の整備をグローバルに推進しています。

#### (7) ESGをはじめとする非財務価値向上と情報開示

企業の価値は、財務価値に、ESG(環境、社会、ガバナンス)をはじめとする非財務価値を加味したものと考えています。当社グループは、中長期的かつ持続的な企業価値向上に向け、環境への配慮やガバナンス体制の強化、ならびにパイプラインや知的財産などの無形資産、人材といった非財務価値の向上につながる取り組みを重視し、推進しています。当社グループのESGをはじめとする非財務価値に関する情報は、IIRC(国際統合報告評議会)のフレームワークに基づき、統合報告書や環境報告などで開示しています。

(<http://www.eisai.co.jp/ir/annual/index.html>)

#### (8) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針」を「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」(以下、「本対応方針」)として定めています。

##### 経緯

本対応方針は、2006年2月開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入したものです。その後、2011年8月および2016年4月の取締役会において本対応方針の有効期間等を変更し、更新しています。また、本対応方針の導入以来、取締役会の過半数を占める独立性・中立性のある社外取締役のみで構成する社外取締役独立委員会が、毎年、その維持、見直し、廃止を検討しています。

##### 本対応方針の意義、目的

本対応方針は、中期経営計画等の諸施策の実践で生み出される企業価値・株主共同の利益を守ることを企図し、当社株式を大量保有する場合の手続き等を定めたものです。

当社株式の大量買付が行われる場合に、買付者に対し、その買付が当社の企業価値や株主共同の利益を向上させるのか、あるいは毀損する恐れがあるのかを判断するための情報提供を求め、社外取締役独立委員会、株主の皆様の負託に応じて、その内容を十分に検討する機会を確保することを目的としています。

社外取締役独立委員会において、買付者の提案が、本対応方針の手続き、基準等を満たし、企業価値の向上に資すると判断された場合は、新株予約権は発行されません。一方、それが本対応方針の手続き、基準等を満たさず、当社企業価値・株主共同の利益を毀損すると判断した場合には、新株予約権の発行を提案します。

##### 本対応方針の特長

###### (a) 取締役会で導入し、更新

本対応方針の導入、更新の手続きについては、株主総会に諮るのではなく、株主の皆様から負託を受けた取締役が、当社企業価値・株主共同の利益向上の視点から、専門家の意見を求めることをはじめ、十分に情報を入手し、責任をもって慎重に検討することが適切であると判断し、社外取締役独立委員会からの提案にもとづき取締役会で決定することとしています。

当社の取締役会は、11名の取締役のうち7名が社外取締役であり、議長も社外取締役が務めています。当社の社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、学識者、および会計や法律の専門家等です。また、社内取締役4名のうち執行役を兼任する取締役は1名のみです。このような取締役構成であることから、当社の取締役会は、本対応方針に関しても、株主の皆様を代表して、客観的かつ合理的な判断を行うことができると考えています。

(b) 株主の皆様意思を反映できる仕組み

株主総会招集ご通知参考書類の取締役選任議案において、各取締役は本対応方針への賛否を表明しています。これにより、取締役候補者の選任議案に対する議決権行使をもって、株主の皆様が本対応方針への意思を反映できる仕組みとしています。

(c) 経営陣の恣意性を排除

社外取締役独立委員会において、本対応方針にもとづき買付者の提案が企業価値の向上に資すると判断された場合、新株予約権は発行されません。この決定が再度、取締役会で審議されることはありません。

このように、本対応方針に係る新株予約権の不発行は、社外取締役独立委員会の決議のみで決定され、執行部門は関与できず、真に経営陣の恣意性を排除した仕組みとしています。

(d) 有効期間は実質1年

本対応方針の趣旨は、中期経営計画等の諸施策の実践で生み出される企業価値・株主共同の利益を守ることであり、その有効期間を5年間としています。なお、社外取締役独立委員会の判断により、いつでも本対応方針の内容の見直しや廃止を取締役に提案することが可能です。

本対応方針の運用においては、毎年、社外取締役独立委員会が本対応方針の維持、見直し、廃止を検討していることから、実質的に有効期間は1年間となっています。

社外取締役独立委員会での審議

社外取締役独立委員会は、毎年、本対応方針の維持、見直し、廃止を検討しています。その検討においては、研究開発に長期的な投資が必要となる製薬業界の特性を考慮した上で、本対応方針を取り巻く経営環境の変化、企業買収に係るグローバルな状況や事例等の情報共有を行い、次のような議論を踏まえ、本対応方針の継続が妥当であると判断しています。

- (a) 当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある買収の潜在的リスクの存在が否定できず、これに対する十分な備えを取締役会として行うことが必要かつ妥当である。
- (b) 欧米各国の企業買収を取り巻く法制度と対比した場合、我が国でも金融商品取引法において大量買付時の法的整備はなされたものの、未だ当社の企業価値・株主共同の利益を守るために十分とはいえないと認識される。
- (c) 当社株式の大量買付の手続き等を定めて開示することにより、買付者が現れた場合に、社外取締役独立委員会が買付者の提案内容を十分に検討する時間を確保することができる。
- (d) 本対応方針は、株主総会における取締役選任議案に対する議決権行使をもって、株主の皆様意思を反映できる仕組みとなっている。さらに、経営陣の保身をはかる手段として使われる懸念を排除した仕組みであり、執行部門から独立した社外取締役独立委員会が、毎年、維持、見直し、廃止を検討している。

[ 当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針 ]

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならないと、また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社(現指名委員会等設置会社)に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることとなります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る

提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が当社企業価値・株主共同の利益の確保の観点から不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくないと考えられます。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社企業価値・株主共同の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様が事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されないように特に客観性・合理性が要求されることです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家等であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要であるかどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

## 2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等(1)について、保有者(2)の株券等保有割合(3)が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等(4)について、公開買付け(5)に係る株券等(6)の株券等所有割合(7)及びその特別関係者(8)の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け
  - (1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - (2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
  - (3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - (4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
  - (5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。
  - (6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
  - (7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - (8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

### 3. 本新株予約権の発行のプロセス

#### 1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2. に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3. 3) (1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

#### 2) 社外取締役独立委員会による当該買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・株主の皆様への代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の代表執行役CEOに対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を30日以内に提出することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び代表執行役CEOからの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3. 3) (3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間について90日を限度として延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の精査・検討、当社代表執行役CEOが提出した代替案の精査・検討、買付者等と当社代表執行役CEOの事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様当社代表執行役CEOが提出した代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、会社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2. に規定する買付等を実行することはできないものとします。

#### 3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3. 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3. 3) (2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとします。

- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4. 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検

討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等を行うことはありません。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとします。

- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等に必要範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や当社の株主の皆様へ代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

#### 4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3. 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等を行うことはありません。

#### 5) 情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、以下に掲げる本対応方針の各手続きの進捗状況並びに当社社外取締役独立委員会及び当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- (1) 上記2. の1)又は2)に該当する買付がなされた事実
- (2) 買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (3) 社外取締役独立委員会が検討を開始した事実及び検討期間の延長が行なわれた事実(その期間と理由を含む)
- (4) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (5) 取締役会が、本新株予約権の発行の決議を行った事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項
- (6) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (7) 上記(4)又は(6)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、社外取締役独立委員会が本新株予約権の発行の中止又は本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を下した場合に社外取締役独立委員会が必要と認める事項
- (8) 上記(5)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、取締役会が別個の判断を下した場合に取締役会が必要と認める事項

#### 4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
  - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為



- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1. の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3. の例示を含みます。)及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4. の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5. の例示を含みます。)の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2. 及び6. の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

#### 5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2021年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

#### 6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

##### 1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

##### 2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

##### 3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

##### 4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

##### 5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

##### 6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

##### 7) 本新株予約権の行使条件

(1) 割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等<sup>(9)</sup>の保有者<sup>(10)</sup>で、当該株券等に係る株券等保有割合<sup>(11)</sup>が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け<sup>(12)</sup>に

よって当社が発行者である株券等<sup>(13)</sup>の買付け等<sup>(14)</sup>を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有<sup>(15)</sup>に係る株券等所有割合<sup>(16)</sup>及びその者の特別関係者<sup>(17)</sup>の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、その共同保有者<sup>(18)</sup>(上記(i)に定めるとき)、その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、上記 ないし 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、実質的に、上記の ないし 記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記 ないし を総称して「特定大量保有者等」といいます。)は、本新株予約権を行使することができません。

(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)

(イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。)

(9) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(10) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(11) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

(12) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(13) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(14) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。

(15) これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。

(16) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(17) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(18) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義されるものをいい、同条第6項に基づき共同保有者と見なされる者を含みます。

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

#### 8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

#### 9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6. 7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

### 7. 株主の皆様への影響

#### 1) 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

## 2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様にご損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなりません。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することになります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

なお、社外取締役独立委員会は、新株予約権の発行を決定した後でも、上記3. 3) (1)に記載のとおり、買付者等からの提案を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができます。本新株予約権の発行の中止を判断した場合には、当社1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

## 3) 発行に伴って株主の皆様が必要となる手続

### (1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

### (2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

### (3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

## 8. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)に沿うものです。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」も踏まえております。

(別紙1)

### 社外取締役独立委員会の概要

#### 1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

#### 2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

#### 3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び代表執行役CEOが社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対して代表執行役CEOが提出する代替案の検討及び当社株主への当該代替案の提示
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、会社経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

(別紙2)

### 本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。))の名称、主要な事業、住所等。)、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでにを行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

#### 4【事業等のリスク】

当社グループの連結業績を大幅に変動させる、あるいは投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは、次のとおりです。なお、これらのリスクは、有価証券報告書提出日現在において判断、予想したものです。

- (1) 製品の安全性および品質に関するリスク  
当社グループでは、GMP(製造管理および品質管理に関する基準)による製造段階での品質管理を行うと同時に、流通段階での品質確保にも注力しています。使用する原材料、製造プロセス等、何らかの原因で製品の安全性および品質に懸念が発生した場合、販売の停止、製品の回収等を実施するなど、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 副作用発現のリスク  
製品に重大な副作用が発現した場合、販売の停止、製品の回収等の措置により、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (3) 訴訟に関するリスク  
現在関与している訴訟または将来関与する訴訟の結果が、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (4) 法規制に関するリスク  
医薬品事業は、薬事規制や製造物責任等の様々な法規制に関連しており、法規制の制定や改定により業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。法規制に適合しなくなった場合、製品の回収や製品の許認可の取り消し、または保険償還からの除外、さらには損害賠償請求を受ける等の可能性があります。
- (5) 知的財産に関するリスク  
特許の不成立や特許成立後の無効審判、または取得した特許を適切に保護できない場合、想定より早く他社の市場参入を招き、売上収益が減少する可能性があります。また、当社グループの事業活動が第三者の知的財産権に抵触した場合、当該第三者から損害賠償請求などの権利行使を受ける可能性があります。
- (6) 新薬開発の不確実性に関するリスク  
新薬の研究開発には長い期間と多額の投資を必要としますが、医薬品候補化合物は、有効性や安全性の観点から開発が遅延・中止される可能性があります。また、臨床試験で良い結果が得られた場合であっても、各国の承認審査の結果、承認が得られない可能性があります。これらの要因により、当初に見込んでいた収益が得られない可能性があります。
- (7) 医療費抑制策に関するリスク  
日本では医療費抑制策の一環として、医療用医薬品の薬価引き下げや、ジェネリック医薬品使用促進などの施策がとられています。欧米、アジアの国々においても、医薬品の薬剤費低減への取り組みが行われており、売上収益を減少させる要因となります。特に欧州では、承認が得られた製品であっても、期待された薬価による医療保険償還がなされない場合があり、当初に見込んでいた収益が得られない可能性があります。
- (8) ジェネリック医薬品に関するリスク  
先発医薬品の特許やデータ保護には期限があります。通常、先発医薬品の特許およびデータ保護が切れると同成分のジェネリック医薬品が発売されます。また、特許期間内であっても、米国のようにジェネリック医薬品の申請が可能な国もあります。ジェネリック医薬品の低価格での販売により、当該国内の市場シェアが低下する可能性があります。現在、「Aloxi」などについて、ジェネリック医薬品の申請が米国Hatch-Waxman法に基づきなされており、特許侵害訴訟が係属しています。
- (9) 海外展開におけるリスク  
当社グループは、米州、欧州、中国、アジア等において製品の生産・販売活動を展開しています。グローバルな事業活動を展開する上で、法的規制、政情不安や事業環境の不確実性などのリスクを完全に回避できる保証はありません。このようなリスクに直面した場合、当該国において当初に見込んでいた収益が得られない可能性があります。
- (10) 他社とのパートナーシップに関するリスク  
当社グループは、ビジネスの効率性・生産性を向上する上で、パートナーシップは有効な手段と考えており、最先端のサイエンスや技術の活用を目的としたパートナーシップや、各リージョンでのリソースの効率的活用と製品価値最大化を目的としたパートナーシップを活用しています。これらパートナーシップに変更等が生じた場合、新薬の創出や売上収益など、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (11) 企業買収や製品買収等に関するリスク  
当社グループは、事業展開の手段として、企業買収や製品買収等を実施することがあります。しかし、事業環境や競合状況の変化等により、当初の事業計画に支障が生じたり、見込んだ相乗効果が実現できない可能性があります。
- (12) 外部への業務委託に関するリスク  
当社グループでは研究や製造などの一部を外部へ業務委託しています。業務委託先の操業停止や製品・サービスの提供が滞るようなことがあると、当社グループの事業活動や業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(13) ITセキュリティおよび情報管理に関するリスク

当社グループでは業務上、各種ITシステムを駆使しているため、システムの不備やコンピューターウィルス等の外部要因により、業務が阻害される可能性があります。また、個人情報を含め多くの情報を保有していますが、万が一の事故等によりその情報が社外に流出した場合、信用を大きく失うことで業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 財務報告に係る内部統制の整備等に関するリスク

当社グループは、金融商品取引法にもとづく財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準ならびに実施基準に準拠し、財務報告に係る有効な内部統制システムを整備し、その適正な運用につとめています。しかし、内部統制が有効に機能せず、あるいは予期しない内部統制上の問題により、多大な損失が発生した場合には、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(15) 金融市況および為替の動向に関するリスク

輸出入取引および海外の連結子会社業績の円換算において、外国為替変動が業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、市場性のある株式等を保有しているため、株式市況の低迷によってはこれらの株式等の売却損や評価損が生じ、さらに、金利動向によって退職給付債務の増加など業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(16) 工場の閉鎖または操業停止のリスク

技術上の問題、使用原材料の供給停止、インフルエンザ等のパンデミック、火災、地震、その他の災害等により工場が閉鎖または操業停止となる可能性があります。この場合、製品の供給が妨げられ、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(17) 環境に関するリスク

当社グループ所有の事業所が環境汚染の原因と判断された場合、事業所の閉鎖等の法的処置が講じられる可能性があります。また、周辺地域への補償責任や環境改善に要する費用は、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(18) 災害等に関するリスク

地震、台風等の自然災害および火災等の事故災害等、各種災害の発生により、事業所・営業所等が大規模な被害を受け、当社グループの活動に影響を及ぼす可能性があります。また、災害により損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	富山化学工業(株)	1998年 9月30日	リウマチ治療剤「T-614」(製品名「ケアラム」、一般名:イグラチモド)の日本における共同開発・販売提携	契約締結日より販売開始後10年が経過する日または特許満了日のいずれか遅い日まで	契約一時金他
	AbbVie Deutschland (ドイツ)	1999年 6月16日	ヒト型抗ヒトTNF モノクローナル抗体「ヒュミラ」(一般名:アダリムマブ)の日本、台湾および韓国における開発及び販売	契約締結日より販売承認後15年が経過する日まで	契約一時金他
	Eurand (イタリア)	2003年 5月2日	「ニトロールR」(一般名:硝酸イソソルビド)の輸入およびその製剤の製造・販売	契約締結日より10年間以後2年ごとの更新	
	Novartis (スイス)	2004年 2月6日	抗てんかん剤「イノベロン」(一般名:ルフィナミド)の全世界における開発および製造・販売に関するライセンス	契約締結日より国ごとに特許満了日または販売開始後10年が経過する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
	Sunovion (米国)	2007年 7月26日	不眠症治療剤「ルネスタ」(一般名:エスゾピクロン)の日本における独占的な開発および販売に関するライセンス	契約締結日より販売承認後15年が経過する日または薬価収載後15年が経過する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
	BioArctic Neuroscience AB (スウェーデン)	2007年 12月3日	抗A プロトフィブリル抗体「BAN2401」の全世界におけるアルツハイマー病を対象とした研究・開発、製造・販売に関する独占的ライセンス	契約締結日より国ごとに販売開始後15年が経過する日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
	シンバイオ製薬(株)	2008年 8月18日	抗がん剤「トレアキシン」(一般名:ベンダムスチン)の日本における共同開発及び販売に係る独占的ライセンス	契約締結日より販売開始後10年が経過する日まで	契約一時金他
当社、 EAファーマ(株) (注1)	(株)ミノファージン製薬	2016年 2月29日	肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強力ネオミノファーゲンシー」(グリチルリチン酸、配合剤)および「グリチロン錠」(グリチルリチン酸、配合錠)の日本およびユーロアジア地域の未発売国における独占的な開発・販売権ならびに中国を含むユーロアジア地域の既販売国における独占的な販売権の優先交渉権取得のライセンス	契約締結日より2023年3月31日まで	契約一時金他

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
Eisai Inc. (米国)	Helsinn Healthcare SA (スイス)	2001年 4月6日	制吐剤「Aloxi」(一般名: パロノセトロン)の米国・ カナダにおけるライセンス (2008年1月28日付MGI PHARMA, INC.買収に伴う 承継)	契約締結日より2024年1 月30日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	FORMA Therapeutics (米国)	2010年 11月15日	FORMA Therapeutics社の 化合物ライブラリーおよ びスクリーニング・プ ラットフォームに関する 研究提携と、その成果化 合物に関するライセンス	契約締結日より提携終 了日またはロイヤル ティ支払が終了する日 のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ

(注1) 日本国内の消化器事業統合に伴い、当社からEAファーマ株式会社に当該契約の一部を継承しました。

(注2) 当社は、帝國製薬株式会社と2011年2月3日に締結したアルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」(一般名:ドネペジル)貼付剤の日本におけるライセンス契約を、2016年9月10日に終結しました。なお、当社は、同剤に係る試験実施主体を帝國製薬株式会社とする新たなライセンス契約を締結しました。

### (2) 技術導出等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	Pfizer Inc. (米国)	1994年 10月5日	アルツハイマー型認知症 治療剤「E2020」(製品名 「アリセプト」、一般名: ドネペジル)の包括的提携	契約締結日より2022年7 月17日まで ただし、日本において は2012年12月31日に終 了	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
EAファーマ (株) (注3)	ゼリア新薬工業 (株)	2014年 8月18日	プロトンポンプ阻害剤 「E3710」の日本における 開発・共同販促に関する 独占的なライセンスおよ び製造に関する非独占的 なライセンス	契約締結日より製品の 販売開始日から10年が 経過する日、特許の存 続期間が満了する日、 または製品にかかる再 審査期間が満了する日 のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ

(注3) 日本国内の消化器事業統合に伴い、当社からEAファーマ株式会社に当該契約を継承しました。なお、EAファーマ株式会社は、当該契約を2017年6月16日に終結しました。

### (3) 販売契約等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	杏林製薬(株)	2003年 7月30日	片頭痛治療剤「マクサルト」(一般名: リザトリプタン)の日本における販売	契約締結日より2022年1月31 日まで
	Pfizer Inc. (米国)	2009年 9月24日	疼痛治療剤「リリカ」(一般名:プレガ バリン)の日本における共同販促	契約締結日より2022年7月17 日まで
Eisai Europe Ltd. (英国)	Bial-Portela & Ca, S.A. (ポルトガル)	2009年 2月19日	抗てんかん剤「Zebinix」(一般名:エシ リカルバゼピン)の欧州における販売ラ イセンスおよび共同販促	契約締結日より12年間

(注4) 当社および当社の連結子会社であるEisai Inc.(米国)は、Arena Pharmaceuticals, Inc.(スイス)との合意により、2010年7月1日に同社と締結した肥満症治療剤「Belviiq」(一般名:ロルカセリン)のライセンス契約を変更し、2016年12月28日に開発および販売に関するすべての権利を取得しました。



(4) 合併関係

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	Bracco Co., Ltd. (イタリア)	1990年 11月30日	「イオメロン」(一般名:イオメブ ロール)他造影剤の日本における製 造・販売に関する合併事業	契約締結日より2024年12月 31日まで

(5) 戦略的提携等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	Quintiles (米国)	2009年 10月29日	6種の抗がん剤候補化合物 の開発に関する戦略的提 携	契約締結日よりすべ ての予定された臨床試験 が完了または終了する 日まで	開発費の一部 負担 臨床試験結果 に応じた報酬
	世界保健機関 (WHO) (スイス)	2012年 1月30日	リンパ系フィラリア症制 圧プログラムへの支援の ため、DEC(一般名:ジエチ ルカルバマジン)22億錠の WHOへの無償提供	2013年またはWHOによる DECの事前審査が終了し た日のいずれか遅い日 から7年間	
	Biogen Inc. (米国)	2014年 3月4日	1. サイト切断酵素阻害 剤「E2609」および抗A プロトフィブリル抗体 「BAN2401」に関する共 同開発・共同販促 2. Biogen社が開発してい るアルツハイマー型認知 症治療剤抗A 抗体 「B11B037」および抗tau 抗体の共同開発・共同販 促に関するオプション権 の取得	対象化合物ごと及び国 ごとに以下1)か2)のい ずれか遅い方まで 「E2609」 1)発売開始後10年 2)特許満了日か後発 品発売開始日の早 い方 「BAN2401」 1)発売開始後12年 2)特許満了日か後発 品発売開始日の早 い方	契約一時金他
Eisai Inc. (米国)	Purdue Pharma L.P. (米国)	2015年 8月28日	当社が創製したオレキシ ン受容体拮抗剤「E2006」 (一般名:レンボレキサ ント)に関する共同開発・共 同販促	契約締結日より、対象 国ごとに、以下1)~6) のいずれか遅い日まで 1)発売後10年が経過す る日 2)物質特許満了日 3)規制上の独占販売期 間の満了日 4)共同開発の終了日 5)新適応の取得後また は新製剤の発売後7年 が経過する日 6)売上が一定額を下回 る日(米国のみ適用)	契約一時金他

## 6【研究開発活動】

当期における研究開発費総額は、1,124億78百万円(前期比8.0%減)、売上収益比率20.9%(前期より1.5ポイント減)です。

なお、当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

### [ 開発品の状況 ]

抗がん剤「ハラヴェン」(一般名：エリブリン)は、乳がんに係る適応で、日本、米国、欧州、アジア等の60カ国以上で承認を取得しています。2016年7月に、中国において乳がんに係る適応で新薬承認申請を行いました。2016年1月に米国で脂肪肉腫、同年2月に日本で悪性軟部腫瘍、同年5月に欧州で脂肪肉腫に係る適応で、それぞれ承認を取得しました。また、転移性トリプルネガティブ乳がんに対するMerck & Co., Inc., Kenilworth, N.J., U.S.A.の抗PD-1抗体ペムプロリズマブとの併用に関するフェーズ / 試験が進行中です。さらに、HER2 ネガティブ乳がんに対して、Halozyme Therapeutics Inc.が開発中のPEG化遺伝子組換えヒト型ヒアルロン酸分解酵素PEGPH20との併用に関するフェーズ / 試験を開始し、進行中です。なお、非小細胞肺がんに係る適応の開発を中止しました。

抗がん剤「レンビマ」(一般名：レンパチニブ、欧州における腎細胞がんに係る製品名：「Kispilyx」)については、甲状腺がんに係る適応で、50カ国以上で承認を取得しています。中国において、甲状腺がんを対象としたフェーズ / 試験を開始し、進行中です。また、腎細胞がん(セカンドライン)に対するエベロリムスとの併用療法に係る適応において、2016年5月に米国、同年8月に欧州で承認を取得しました。さらに、肝細胞がんを対象とした日本、米国、欧州、中国、アジアにおけるフェーズ / 試験において主要評価項目を達成し、承認申請の準備中です。また、腎細胞がん(ファーストライン)を対象とした、エベロリムスあるいはペムプロリズマブとの2つの併用療法に関して、フェーズ / 試験を開始し、進行中です。その他、日本における胆道がん、RET転座を有する非小細胞肺がんを対象としたフェーズ / 試験が進行中です。また、ペムプロリズマブとの併用による固形がん(子宮内膜がん、腎細胞がん、頭頸部がん、尿路上皮がん等)を対象としたフェーズ / 試験が進行中です。なお、本併用療法の開発を優先し、フェーズ / 試験段階にありました子宮内膜がん(単剤療法)、メラノーマおよび非小細胞肺がん(サードライン、単剤療法)に係る適応の開発を中止しました。

抗てんかん剤「フィコンパ」(一般名：ペランパネル、英名「Fycompa」)は、12歳以上の部分てんかん併用療法に係る適応で、55カ国以上で承認を取得しています。全般てんかんの強直間代発作に対する併用療法に係る適応拡大の承認を、45カ国以上で取得しました。日本では、2016年3月に部分てんかんおよび強直間代発作の併用療法に係る適応で承認を取得しました。新たな剤形となる懸濁液について、2016年4月に米国で、同年9月に欧州で承認を取得しました。2016年9月、米国食品医薬品局(FDA)の新ポリシーに基づき、部分てんかんの単剤療法での使用に関する一部変更申請を行いました。さらに、日本、米国、欧州において、てんかんの小児適応のフェーズ / 試験、ならびにレノックス・ガストー症候群に対するフェーズ / 試験を開始し、進行中です。日本において、部分てんかん単剤療法に係るフェーズ / 試験を開始しました。

2016年6月、日本において、ヒト型抗ヒトTNF モノクローナル抗体「ヒュミラ」(一般名：アダリムマブ)について、40mg隔週投与で効果が減弱した中等症および重症のクローン病患者様に対し、倍量の80mgを隔週投与する用法・用量の追加承認を取得しました。

2016年7月、メキシコにおいて、肥満症治療剤Iorcaserin(米国製品名：「Belviq」)について、承認を取得しました。メキシコでは「VENESPRI」の製品名での発売を予定しています。

2016年7月、米国において、Iorcaserinの1日1回製剤「Belviq XR」の剤形追加が米国FDAに承認されました。

2016年9月、日本において、「ヒュミラ」について、非感染性の中間部、後部又は汎ぶどう膜炎に関する効能・効果の追加承認を取得しました。

2016年12月、ブラジルにおいて、肥満症治療剤「Belviq」の承認を取得しました。

2016年10月、日本において、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」について、PPI抵抗性逆流性食道炎の維持療法において1回10mgを1日2回投与する用法・用量の追加申請を行いました。

2016年10月、日本において、局所作用型ステロイド「AJG511」(一般名：ブデソニド)について、潰瘍性大腸炎に関する新薬承認申請を行いました。

2017年2月、日本において、胆汁酸トランスポーター阻害剤「AJG533」(一般名：エロピキシバット)について、慢性便秘症に係る新薬承認申請を行いました。

オレキシン受容体拮抗剤「E2006」(一般名：lemborexant)について、不眠障害を対象としたフェーズ / 試験を日本、米国、欧州で開始し、進行中です。さらに、本剤について、アルツハイマー型認知症に伴う不規則睡眠覚醒リズム障害を対象としたフェーズ / 試験を日本、米国で開始し、進行中です。

サイト切断酵素阻害剤「E2609」について、早期アルツハイマー病を対象としたグローバルフェーズ 試験において、米国に続き日本でも症例登録を開始し、試験が進行中です。米国では、FDAよりファストトラック指定 (Fast Track designation)を受領しました。

抗フラクタルカイン抗体「E6011」について、関節リウマチを対象としたフェーズ 試験を日本で開始し、進行中です。また、本剤について、原発性胆汁性胆管炎を対象としたフェーズ 試験を日本で開始し、進行中です。

インテグリン活性化阻害剤「E6007」について、潰瘍性大腸炎を対象としたフェーズ 試験を日本で開始し、進行中です。

日本で帝國製薬株式会社(香川県)と共同で行っているドネペジルパッチ製剤のフェーズ 試験について、実施主体を帝國製薬株式会社に変更しました。

抗がん剤「MORAb-004」(ヒト化抗エンドシアリンモノクローナル抗体)について、米国、欧州でフェーズ 段階にありました大腸がんおよび悪性軟部腫瘍に係る適応の開発を中止しました。

抗がん剤「E7820」について、米国、欧州でフェーズ 段階にありました大腸がんに係る適応の開発を中止しました。

抗がん剤「MORAb-003」(一般名：ファルレッツズマブ、ヒト化抗葉酸受容体モノクローナル抗体)について、米国、欧州でフェーズ 段階にありました非小細胞肺癌に係る適応の開発を中止しました。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当期末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針および見積り

連結財務諸表作成にあたり、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しています。重要な会計方針及び見積りの詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 4. 重要な会計上の見積り及び判断」に記載のとおりです。

### (2) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「1 業績等の概要 (1)業績」に記載しています。

### (3) 財政状態の分析

財政状態の分析については、「1 業績等の概要 (2)資産、負債および資本の状況」に記載しています。

### (4) 資金の流動性および資本の財源についての情報

#### 資金の流動性

資金の流動性については、「1 業績等の概要 (3)キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

#### 資本の財源

当期末の現金及び現金同等物は、資産合計の18.1%を占める1,868億円です。当社グループは、主に営業活動から得た資金を財源とし、設備投資および研究開発活動を行っています。

一方、借入金は2,135億円となりました。借入債務の通貨別の比率は84%が円建て、16%が米ドル建てとなっています。また、当期末における借入金の利率は0.13%~3.41%です。

当社グループの財務戦略は、高い信用格付けを維持するとともに、安定した財務の健全性および柔軟性を確保することを基本としています。

なお、当期末における格付投資情報センターによる長期借入債務の格付けは、「A+」です。

### (5) 翌期の連結業績見通し

#### 売上収益

グローバルブランド「ハラヴェン」、「レンビマ」、「フィコンパ」のさらなる成長をドライバーとして、全リージョンでの増収を見込み、連結売上収益は当期から6.8%増の5,755億円を見通しています。

「ハラヴェン」は430億円(当期比15.2%増)、「レンビマ」は330億円(同53.8%増)、「フィコンパ」は205億円(同98.6%増)を見通しています。

#### 利益

戦略的重点領域である認知症をはじめとする神経領域、およびオンコロジー領域の研究開発プロジェクトへの積極的な投資により研究開発費は増加するものの、グローバルブランドの成長による売上収益の増加に加え、生産性向上の取り組みなどにより、営業利益は当期から1.6%増の600億円を予測しています。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、当期から1.1%増の398億円を見通しています。

なお、本連結業績見通しには、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他 重要な訴訟等」に記載している、米国における制吐剤「Aloxi」の特許侵害訴訟に関するリスクによる影響は含めていません。

### (6) 経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針については、「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しています。

### (7) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「4 事業等のリスク」に記載しています。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、品質の向上、製造原価の低減を目的とした製造設備の増強・合理化および研究開発の強化・効率化のための設備投資を継続的に実施しています。

この結果、当期の設備投資額は97億5百万円(前期より21億40百万円増)となりました。その主な内容は、医薬品事業における研究設備および製造設備に関する設備投資です。

#### 2【主要な設備の状況】

当社および連結子会社における主要な設備は、次のとおりです。

##### (1) 提出会社

2017年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他		合計
本社 (東京都文京区)	医薬品事業	事務所	3,313	31	2,017 (7)	431	364	6,155	995
川島工園 (岐阜県各務原市)	医薬品事業	製造設備 研究設備	8,873	1,309	1,039 (452)	-	638	11,859	266
筑波研究所 (茨城県つくば市)	医薬品事業	研究設備	10,577	10	1,205 (84)	-	3,471	15,263	384
鹿島事業所 (茨城県神栖市)	医薬品事業	製造設備 研究設備	4,761	458	3,764 (240)	-	788	9,770	146

##### (2) 国内連結子会社

2017年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他		合計
EAファーマ(株)	福島事業所 (福島県白河市)	医薬品 事業	製造設備	2,241	1,218	238 (67)	-	127	3,823	265

(注1) 2016年4月、医薬品事業において、当社グループが当社の連結子会社であるサンノーバ株式会社(群馬県)の全株式をアルフレッサホールディングス株式会社(東京都)へ譲渡したことに伴い、同社の保有する製造設備等(帳簿価額5,380百万円)が当社グループの主要な設備から除外されました。

(3) 海外連結子会社

2017年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
Morphotek, Inc.	研究所 (米国ペンシル バニア州)	医薬品 事業	研究設備	5,652	1,689	86 (42)	-	37	7,463	136
Eisai Inc.	本社 (米国ニュー ジャージー州)	医薬品 事業	事務所 研究設備	1,844	28	- (-)	-	839	2,711	599
Eisai Inc.	Andover研究所 (米国マサ チューセツ 州)	医薬品 事業	研究設備	6,617	1,310	1,037 (70)	-	298	9,262	133
Eisai Europe Ltd. Eisai Ltd. Eisai Manufacturing Ltd.	European Knowledge Centre (英国ハート フォード シャー)	医薬品 事業	事務所 製造設備 研究設備	9,047	1,261	2,207 (59)	-	320	12,834	470
衛材(中国)薬業 有限公司	蘇州工場 (中国江蘇省)	医薬品 事業	製造設備	1,810	1,762	- (-) [160]	-	2,232	5,803	290
衛材(遼寧)製薬 有限公司	本社・工場 (中国遼寧省)	医薬品 事業	事務所 製造設備	3,627	575	- (-) [77]	-	62	4,264	211
Eisai Pharmaceuticals India Pvt.Ltd.	Eisai Knowledge Centre India (インド アン ドラ・プラデ シュ州)	医薬品 事業	製造設備 研究設備	1,545	1,946	- (-) [202]	392	497	4,380	251

(注1) 上記金額には消費税等を含めていません。

(注2) 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」および「建設仮勘定」の合計額です。

(注3) 帳簿価額のうち「土地」の[ ]内に賃借面積(千㎡)を外書きしています。

(注4) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注5) 当連結グループ外から賃借している主要な設備の内容は、次のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
当社	美里工場 (埼玉県美里町)	医薬品事業	製造設備	1,226
(株)カン研究所	本社 (神戸市中央区)	医薬品事業	事務所 研究設備	620
Eisai Inc.	本社 (米国ニュージャージー州)	医薬品事業	事務所 研究設備	921

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

当期末現在における重要な設備の新設計画は、以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	摘要
				総額	既支払額				
衛材(中国)薬業 有限公司	蘇州工場 (中国 江蘇省)	医薬品事業	固体剤 工場	百万人民元 約410	百万人民元 146	自己資金	2016年 5月	2019年 3月	固体剤工場の 移設、拡充

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等は計画していません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2017年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2017年6月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

2013年5月13日開催の報酬委員会において、取締役および執行役の報酬体系の改定を決議しました。これに伴い、これまで当社が採用しておりましたストック・オプション制度を廃止し、新たな新株予約権の発行はしないこととしました。これまでに発行した新株予約権のうち権利行使期間が終了していないものの内容を、以下に記載しています。

当社は、下記開催の取締役会での決議により、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行しており、その内容は、次のとおりです。

取締役会の決議日(2007年6月22日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	1,115個(注1、注2)	1,095個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	111,500株(注2)	109,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2009年7月 9日 ~ 2017年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左



取締役会の決議日(2008年6月20日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	912個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	91,200株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,760円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2010年6月21日～ 2018年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,760円 資本組入額 1,880円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(2009年6月19日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	997個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	99,700株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,320円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2011年6月20日～ 2019年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,320円 資本組入額 1,660円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(2010年6月18日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	350個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	35,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,981円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2012年6月19日～ 2020年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(2011年6月21日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	887個(注1、注2)	885個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	88,700株(注2)	88,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,140円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2013年6月22日～ 2021年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,140円 資本組入額 1,570円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(2012年6月21日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	1,318個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	131,800株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,510円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2014年6月22日～ 2022年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,510円 資本組入額 1,755円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株です。

(注2) 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

(注3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

(注4) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。 )または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。 )(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。 )をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。 )の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。 )を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。 )の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。 )による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定します。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注5) 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

当社は、下記開催の定時株主総会での特別決議およびその後同日開催の取締役会での決議により、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行しており、その内容は、次のとおりです。

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(2007年6月22日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	463個(注1、注2)	433個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	46,300株(注2)	43,300株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2009年7月 9日 ~ 2017年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(2008年6月20日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	540個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	54,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,760円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2010年6月21日～ 2018年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,760円 資本組入額 1,880円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(2009年6月19日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	554個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	55,400株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,320円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2011年6月20日～ 2019年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,320円 資本組入額 1,660円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(2010年6月18日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	515個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	51,500株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,981円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2012年6月19日～ 2020年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(2011年6月21日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	674個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	67,400株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,140円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2013年6月22日～ 2021年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,140円 資本組入額 1,570円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(2012年6月21日)		
	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数	1,188個(注1、注2)	1,168個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	118,800株(注2)	116,800株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,510円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2014年6月22日～ 2022年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,510円 資本組入額 1,755円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株です。

(注2) 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

(注3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。



- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

(注4) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。 )または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。 )(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。 )をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。 )の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。 )を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。 )の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。 )による承認を要するものとします。

- (8) 新株予約権の取得条項

(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定します。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注5) 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2002年4月 1日 ～ 2003年3月31日	112	296,566	98	44,986	98	55,223

(注1) 転換社債の株式転換による増加です。

(6) 【所有者別状況】

2017年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	160	60	651	611	31	56,917	58,430	-
所有株式数 (単元)	-	1,304,076	88,131	208,352	814,283	633	546,675	2,962,150	351,949
所有株式数の割 合(%)	-	44.02	2.98	7.03	27.49	0.02	18.46	100.00	-

(注1) 自己株式10,399,676株は「個人その他」に103,996単元を、「単元未満株式の状況」に76株を含めて記載していません。

(注2) 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1単元および50株含まれています。

(注3) 「金融機関」および「単元未満株式の状況」には、信託として保有する当社株式がそれぞれ814単元および7株含まれています。

(7) 【大株主の状況】

2017年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	31,481	10.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	25,829	8.71
JP MORGAN CHASE BANK 385147 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	15,038	5.07
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本 生命証券管理部内 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	12,281	4.14
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号	7,300	2.46
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理 サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイラ ンド トリトンスクエア オフィスタワーZ 棟	5,437	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,736	1.60
公益財団法人内藤記念科学振興財団	東京都文京区本郷3丁目42-6	4,207	1.42
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	3,936	1.33
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海トリ トンスクエアタワーZ	3,796	1.28
計	-	114,043	38.45

(注1) 株式数は千株未満を切捨てて表示しています。

(注2) 自己株式は10,399千株(3.51%)であり、議決権がないため大株主上位10位から除いています。

(注3) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)、資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式です。

(注4) みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたものです。

(注5) 2016年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、バンガード・ヘルスケア・ファンドから、2016年11月24日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。

バンガード・ヘルスケア・ファンドの大量保有報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
バンガード・ヘルスケア・ファンド	コーポレーション・サービス・カン パニー、1013セントレ・ロード、 ニューキャッスル、デラウェア 19805、アメリカ合衆国	14,838	5.00

2016年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行からグループ2社の共同保有として、2016年10月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。  
 株式会社みずほ銀行の大量保有報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	5,437	1.83
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	13,463	4.54
計	-	18,900	6.37

2016年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社からグループ3社の共同保有として、2016年4月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。  
 三井住友信託銀行株式会社の大量保有報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	8,506	2.87
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	5,874	1.98
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	545	0.18
計	-	14,926	5.03

2015年8月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーからグループ2社の共同保有として、2015年7月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。  
 ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの変更報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、02210 マサチューセッツ州ボストン、 コンgress・ストリート280	25,598	8.63
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド	英国、SW1E 5JL、 ロンドン、ピクトリア・ストリート80、カーディナル・プレイス	1,489	0.50
計	-	27,087	9.13

2015年7月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループからグループ4社の共同保有として、2015年7月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの変更報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10,142	3.42
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,001	1.01
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,480	0.84
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	490	0.17
計	-	16,113	5.43

2014年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社からグループ7社の共同保有として、2014年11月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。ブラックロック・ジャパン株式会社の大量保有報告書の内容は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	4,535	1.53
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	3,844	1.30
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	3,744	1.26
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	〒1 アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	1,614	0.54
ブラックロック・ライフ・リミテッド	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	770	0.26
ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	410	0.14
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー) リミテッド	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	341	0.12
計	-	15,262	5.15

(8) 【議決権の状況】  
 【発行済株式】

2017年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,399,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 285,815,400	2,858,154	-
単元未満株式	普通株式 351,949	-	-
発行済株式総数	296,566,949	-	-
総株主の議決権	-	2,858,154	-

(注1) 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権の数1個)および50株含まれています。

(注2) 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、信託として保有する当社株式株がそれぞれ81,400株(議決権の数814個)および7株含まれています。

(注3) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式76株が含まれています。

【自己株式等】

2017年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	10,399,600	-	10,399,600	3.51
計	-	10,399,600	-	10,399,600	3.51

## (9) 【ストック・オプション制度の内容】

2013年5月13日開催の報酬委員会において、取締役および執行役に対して業績連動型株式報酬制度の導入を決議しました。これに伴い、従来、当社が採用していましたストック・オプション制度を廃止し、新たな新株予約権の発行はしないこととしました。これまでに発行した新株予約権のうち権利行使期間が終了していないものの内容を、以下に記載しています。

当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することが下記開催の取締役会において決議されており、その内容は、次のとおりです。

イ

決議年月日	2007年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ロ

決議年月日	2008年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

八

決議年月日	2009年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

二

決議年月日	2010年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

ホ

決議年月日	2011年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)



へ

決議年月日	2012年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株です。

(注2) 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

(注3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

(注4) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。))または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)) (以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1

項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (注5) 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが、下記開催の定時株主総会において特別決議された後、同日開催の取締役会において決議されており、その内容は、次のとおりです。

## イ

決議年月日	2007年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

## ロ

決議年月日	2008年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

## ハ

決議年月日	2009年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

二

決議年月日	2010年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 57名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ホ

決議年月日	2011年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 55名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

へ

決議年月日	2012年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 60名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

(注1) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株です。

(注2) 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

(注3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。))には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

(注4) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。))または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。))(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
 再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

(注5)の新株予約権の取得条項に準じて決定します。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注5) 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

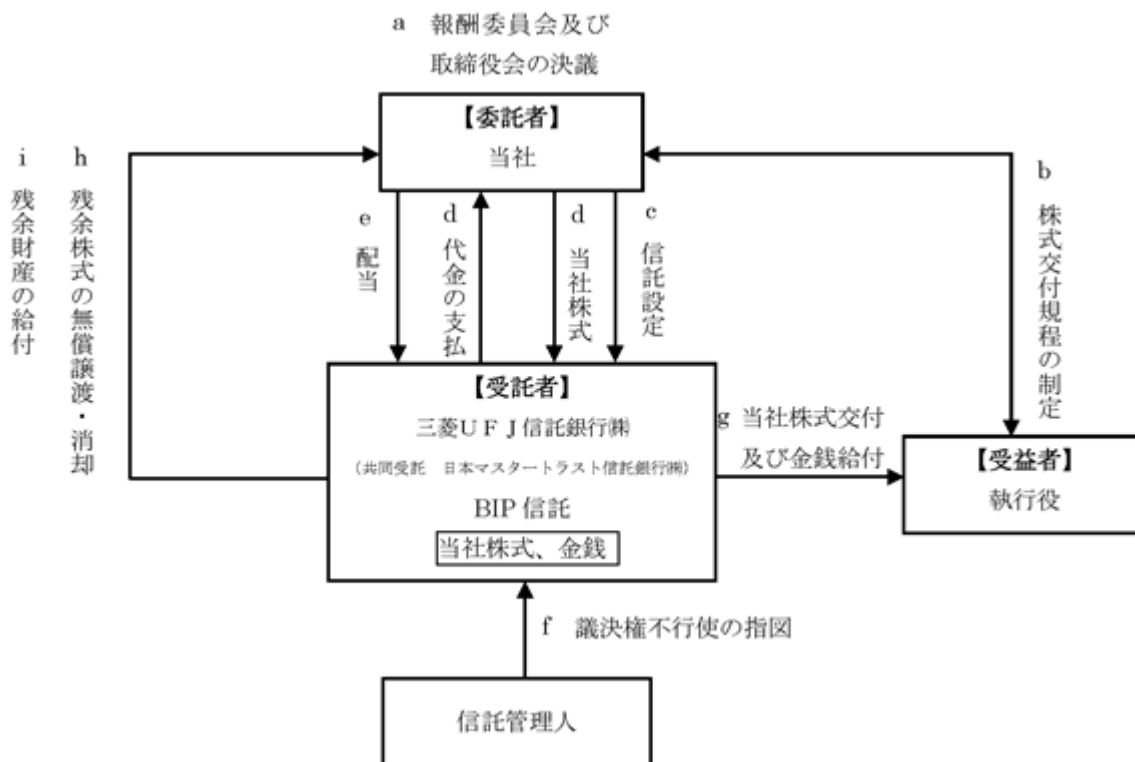
(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、2013年5月13日開催の報酬委員会において、執行役の中長期的な企業価値向上へのモチベーションに資するため、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下、「本信託」という)と称される仕組みを採用した業績連動型の株式報酬制度(以下、「本制度」という)の導入を決議しました。また、2016年5月13日開催の報酬委員会において、本制度の継続を決議し、本信託の信託期間を2019年7月末日まで延長しています。

本制度は、毎年の業績目標の達成度に応じた株式が執行役に交付される中長期インセンティブ・プランであり、当社の執行役が中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっています。

業績連動型株式報酬制度の概要

本制度は、2017年3月末日で終了する事業年度から2019年3月末日で終了する事業年度までの3年間を対象として、各事業年度における全社業績目標の達成度に応じて、信託期間中の毎年7月に、執行役の報酬として、当社株式を交付(交付対象となる当社株式の半数については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭を給付)する制度です。



- a 当社は指名委員会等設置会社であるため、報酬委員会において本制度の継続を決議し、その後、取締役会において本制度に係る自己株式の処分について決議を行っています。
- b 当社は本制度の継続にあたり、執行役報酬に係る株式交付規程を一部改定します。
- c 当社は a の報酬委員会および取締役会の決議に基づき受益者要件を満たす執行役を受益者とする信託(本信託)の信託期間を延長し、金銭を追加信託します。
- d 本信託は、信託管理人の指図に従い、c で追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として、当社から当社株式の割当てを受けます(自己株式処分)。本信託が取得する株式数は、a の報酬委員会の決議に基づき、取締役会の決議で定めています。
- e 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- f 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- g 信託期間中の毎年7月に、受益者要件を満たす執行役は、毎事業年度における全社業績目標の達成度に応じて、当社株式(ただし、交付対象となる当社株式の半数については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭)を受領します。
- h 信託期間中の全社業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の延長および追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- i 本信託の終了時に受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

本信託の契約内容は、次のとおりです。

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	当社の執行役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	執行役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	2013年5月29日 (2016年5月30日付で信託期間の延長に伴う契約変更)
信託の期間	2016年8月1日～2019年7月末日 (平成28年5月30日付の信託契約の変更で2019年7月末日まで信託期間を延長)
制度開始日	2016年8月1日
議決権行使	議決権行使はしない
取得株式の種類	当社普通株式
追加信託金の金額	260百万円(信託報酬・信託費用を含む)
株式の取得時期	2016年5月31日
株式の取得方法	当社自己株式の処分により取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内

執行役に割り当てる予定の株式の総数

81,407株

上記の株数は、本制度の継続に伴う第三者割当による自己株式処分により、2016年5月31日付にて本信託が追加取得した株数(39,000株)に、既存の本信託から承継した残余株式を合算した株数となります。また、執行役に割り当てる予定の株式の総数は、本制度の継続を決議した時点での株価水準および執行役の構成を参考に、全社業績目標の達成度が最大で推移した場合に執行役に交付が必要となる水準にて設定しています。

業績連動型株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

執行役のうち受益者要件を満たす者



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	44,872	306,680
当期間における取得自己株式(注1)	713	4,226

(注1) 当期間における取得自己株式には、2017年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式を含めていません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度(注1)		当期間(注2)	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他				
(新株予約権の権利行使)	161,500	552,750	7,200	24,655
(業績連動型株式報酬制度の継続に伴う第三者割当)(注1)	39,000	133,318	-	-
(単元未満株式の売渡し請求による売渡し)	538	1,841	-	-
保有自己株式数	10,399,676	-	10,393,189	-

(注1) 当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、業績連動型報酬制度の継続に伴う自己株式処分(第三者割当)を行うことについて決議し、同年5月31日、自己株式39,000株を第三者割当により処分しました。

(注2) 当期間における保有自己株式数には、2017年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、売渡しおよび新株予約権の権利行使による株式を含めていません。

## 3【配当政策】

当社は、剰余金の配当等に関しては会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会決議とすることを定款に定めています。当社は、健全なバランスシートのもと、連結業績、DOE、およびフリー・キャッシュフローを総合的に勘案し、シグナリング効果も考慮して、株主の皆様へ継続的・安定的に株主還元を実施します。DOEは、連結純資産に対する配当の比率を示すことから、バランスシートマネジメント、ひいては資本政策を反映する指標の一つとして位置づけています。なお、健全なバランスシートの尺度として、親会社所有者帰属持分比率、負債比率(Net DER)を指標に採用しています。

当事業年度の期末配当金は、1株当たり80円としました。1株当たり中間配当金70円と合わせ、年間配当金は1株当たり150円(前事業年度と同額)、DOEは7.4%となりました。

当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2016年10月31日 取締役会決議	20,024	70
2017年 5月10日 取締役会決議	22,893	80

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
最高(円)	4,405.0	4,675.0	9,756.0	9,024.0	7,338.0
最低(円)	3,070.0	3,600.0	3,800.0	6,633.0	5,366.0

(注1) 最高・最低株価はいずれも東京証券取引所市場第一部におけるものです。

##### (2)【最近6カ月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月
最高(円)	6,900.0	7,280.0	6,997.0	6,953.0	6,406.0	6,424.0
最低(円)	6,310.0	5,980.0	6,241.0	6,209.0	6,056.0	5,764.0

(注1) 最高・最低株価はいずれも東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員 の 状況】

男性33名 女性4名 (役員のうち女性の比率10.8%)

上記のうち、取締役は11名(男性10名、女性1名)、執行役は取締役を兼任している1名を除き26名です。

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		内藤 晴夫 (ないとう はるお)	1947年12月27日生	1975年10月 当社入社 1983年 4月 研開推進部長 1983年 6月 取締役 1985年 4月 研究開発本部長 1985年 6月 常務取締役 1986年 6月 代表取締役専務 1987年 6月 代表取締役副社長 1988年 4月 代表取締役社長 2003年 6月 代表取締役社長兼CEO 2004年 6月 取締役兼代表執行役社長 (CEO) 2006年 1月 財団法人内藤記念科学振興財団(現 公益財団法人内藤記念科学振興財団)理事長(現任) 2014年 6月 取締役兼代表執行役CEO(現任)	1年	629,380
取締役		山下 徹 (やました とおる)	1947年10月9日生	1971年 4月 日本電信電話公社入社 1999年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役 2003年 6月 同社常務取締役 2005年 6月 同社代表取締役副社長執行役員 2007年 6月 同社代表取締役社長 2012年 6月 同社取締役相談役 2013年 4月 (内閣府)公益認定等委員会委員長(現任) 2013年 6月 三井不動産株式会社社外取締役(現任) 2014年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ相談役(現任) 2014年 6月 当社取締役(現任) 2015年 7月 住友生命保険相互会社社外取締役(現任)	1年	517
取締役		西川 郁生 (にしかわ いくお)	1951年7月1日生	1990年 9月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 1993年 1月 国際会計基準委員会(IASC)日本代表 1995年 7月 日本公認会計士協会常務理事 2007年 4月 企業会計基準委員会(ASBJ)委員長 2012年 4月 慶應義塾大学商学部教授 2014年 6月 日本電産株式会社社外監査役 2014年 6月 当社取締役(現任) 2014年 6月 雪印メグミルク株式会社社外監査役 2016年 6月 三菱商事株式会社社外監査役(現任) 2016年 6月 株式会社大和証券グループ本社社外取締役(現任) 2016年 6月 雪印メグミルク株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年 4月 慶應義塾大学大学院商学研究科客員教授(現任)	1年	413
取締役		直江 登 (なおえ のぼる)	1956年2月8日生	1978年 4月 当社入社 2005年 4月 医薬事業部副事業部長 2005年 6月 執行役 2005年 6月 医薬事業部長 2007年 4月 日本事業本部副担当 2008年 4月 日本事業本部医薬統括部長 2010年 6月 上席執行役員 2011年 4月 エーザイ・ジャパン プレジデント 2011年 6月 常務執行役 2013年 4月 執行役 2013年 4月 エーザイ・ジャパン アライアンス担当 2013年10月 エーザイ・ジャパン オンコロジー-hhcユニット デビュティプレジデント兼戦略企画推進部長 2014年 6月 取締役(現任)	1年	15,617

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		数原 英一郎 (すはら えいいちろう)	1948年7月19日生	1974年 8月 三菱鉛筆株式会社入社 1980年 3月 同社取締役 1982年 3月 同社常務取締役 1985年 3月 同社取締役副社長 1987年 3月 同社代表取締役社長(現任) 2015年 6月 当社取締役(現任) 2015年 6月 横浜振興株式会社社外取締役(現任)	1年	588
取締役		加藤 泰彦 (かとう やすひこ)	1947年5月19日生	1973年 4月 三井造船株式会社入社 2004年 4月 Mitsui Babcock Energy Limited CEO 2004年 6月 三井造船株式会社取締役 Mitsui Babcock Energy Limited担当(在英国) 2006年12月 同社取締役特命事項担当 2007年 6月 同社代表取締役社長 2013年 6月 同社代表取締役取締役会長 2016年 6月 当社取締役(現任) 2017年 4月 三井造船株式会社取締役相談役(現任)	1年	190
取締役		金井 広一 (かない ひろかず)	1960年1月28日生	1983年 4月 当社入社 2003年 4月 経理部長 2007年 4月 財務経理部長 2010年 6月 財務・経理本部 経理部長 2011年 6月 執行役員 2011年 6月 経理部長 2016年 6月 取締役(現任)	1年	7,305
取締役		柿崎 環 (かきざき たまき)	1961年1月16日生	2002年 4月 跡見学園女子大学マネジメント学部准教授 2008年 4月 東洋大学法科大学院教授 2012年 4月 横浜国立大学国際社会科学研究院教授 2014年 4月 明治大学法学部教授(現任) 2016年 6月 当社取締役(現任) 2016年 6月 三菱食品株式会社社外取締役(現任)	1年	63
取締役		角田 大憲 (つのだ だいいけん)	1967年1月29日生	1994年 4月 東京弁護士会登録 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)所属 2001年 1月 同事務所パートナー 2003年 3月 中村・角田法律事務所(現 中村・角田・松本法律事務所)参画、パートナー(現任) 2004年 6月 株式会社アトラス社外監査役 2004年 9月 ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社(現ポラリス・キャピタル・グループ株式会社)社外取締役 2005年 6月 株式会社アイネス社外監査役 2007年 7月 株式会社シーロージャパン(現 株式会社スリープセレクト)社外監査役(現任) 2008年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社(現 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社)社外監査役 2008年 4月 日本株主データサービス株式会社社外監査役 2010年 4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役(現任) 2012年 3月 ビルコム株式会社社外監査役 2014年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社社外取締役(現任) 2015年 3月 ビルコム株式会社社外監査役(現任) 2016年 6月 当社取締役(現任)	1年	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		ブルース・アロンソン (Bruce Aronson)	1952年5月14日生	1978年 6月 長島・大野・常松法律事務所外国人アソシエイト 1983年 9月 ヒル・ベッツ&ナッシュ法律事務所アソシエイト 1986年 8月 ヒューズ・ハーバード&リード法律事務所パートナー 2004年 5月 東京大学大学院法学政治学研究所附属ビジネスロー・比較法政研究センター客員助教授 2004年 7月 クレイトン大学ロースクール教授 2010年 6月 日本銀行金融研究所客員研究員 2013年 7月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 2016年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授(現任) 2017年 6月 当社取締役(現任)	1年	0
取締役		土屋 裕 (つちや ゆたか)	1952年6月29日生	1975年 4月 当社入社 2001年 4月 臨床研究センター臨研企画部長 2004年10月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド社長 2005年 6月 執行役 2006年 6月 欧州事業担当 2008年 3月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド会長兼CEO 2009年 7月 信頼性保証・環境安全担当 2009年 7月 信頼性保証本部長 2010年 6月 常務執行役 2011年 6月 専務執行役 2011年 6月 信頼性保証・パブリックアフェアーズ担当 2012年 6月 信頼性保証・PR・GR担当 2012年 6月 代表執行役専務 2012年10月 グローバル緊急対応担当 2012年10月 PR・GR担当 2013年 4月 医療政策担当 2013年 6月 代表執行役副社長 2014年 4月 グローバルバリュー&アクセス担当 2014年 6月 代表執行役医療政策担当 2014年12月 代表執行役医療政策担当兼中国事業担当 2015年10月 薬粧事業担当 2016年 4月 hhcデータクリエーション担当 2016年 4月 日本・アジアメディカル担当 2017年 6月 取締役(現任)	1年	30,663
計						684,736

(注1) 取締役 山下徹、西川郁生、数原英一郎、加藤泰彦、柿崎環、角田大憲、ブルース・アロンソンは社外取締役です。

(注2) 取締役の任期は、第105期に係る定時株主総会終結の時から第106期に係る定時株主総会終結の時までです。

(注3) 取締役議長は、山下徹です。

(注4) 委員会体制は、次のとおりです。

指名委員会	数原英一郎(委員長)、加藤泰彦、ブルース・アロンソン
監査委員会	西川郁生(委員長)、直江登、金井広一、柿崎環、角田大憲
報酬委員会	加藤泰彦(委員長)、数原英一郎、ブルース・アロンソン
社外取締役独立委員会	角田大憲(委員長)、山下徹、西川郁生、数原英一郎、加藤泰彦、柿崎環、ブルース・アロンソン

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 CEO	CEO	内藤 晴夫	(1) 取締役の状況 参照	同左	1年	(1) 取締 役の状況 参照
代表執行役 日本事業 担当兼 CIO	日本事業担当兼 hhc ソリューション 本部担当兼 チーフ インフォメーショ ンオフィサー	林 秀樹 (はやし ひでき)	1957年11月22日生	1981年 4月 当社入社 2004年 4月 事業開発部長 2005年 6月 執行役 2006年 6月 ビジネスデベロップメント担当 2007年 6月 常務執行役 2009年 7月 エーザイプロダクトクリエーション システムズ チーフプロダクトクリ エーションオフィサー 2010年 6月 専務執行役 2011年 6月 IR担当 2012年 6月 グローバル事業開発担当 2012年 6月 エーザイ・アール・アンド・ ディー・マネジメント株式会社代表 取締役社長 2012年 6月 代表執行役副社長 2014年 6月 代表執行役CPCO兼CIO 2014年 6月 チーフインフォメーションオフィ サー(現任) 2014年10月 代表執行役コーポレートプランニン グ&ストラテジー担当兼CIO 2014年10月 コーポレートプランニング&ストラ テジー担当 2016年 4月 代表執行役日本事業担当兼CIO(現任) 2016年 4月 日本事業担当(現任) 2016年 4月 認知症ソリューション本部担当 2017年 4月 hhcソリューション本部担当(現任)	1年	19,432
代表執行役 CTO兼 業界担当兼 中国事業 担当	チーフタレント オフィサー兼 業界担当兼 中国事業担当兼 総務・環境安全 担当	岡田 安史 (おかだ やすし)	1958年9月26日生	1981年 4月 当社入社 2002年 6月 経営計画部長 2005年 4月 医薬事業部事業推進部長 2005年 6月 執行役 2006年 6月 医薬事業部事業戦略部長 2007年 4月 日本事業本部計画部長 2008年 1月 アジア・大洋州・中東事業本部長 2008年 8月 エーザイ・アジア・リージョナル・ サービス・プライベート・リミテッ ド社長 2009年 4月 アジア・大洋州・中東事業担当 2010年 6月 上席執行役員 2010年 6月 財務・経理本部財務戦略部長 2011年 6月 執行役 2011年 6月 チーフタレントオフィサー(現任) 2011年 6月 人材開発本部長 2011年 6月 国内ネットワーク企業担当 2012年 6月 常務執行役 2012年 6月 エーザイ企業年金基金理事長(現任) 2012年12月 人材開発本部タレントマネジメント 部長 2013年 6月 専務執行役 2014年 6月 総務・環境安全担当(現任) 2017年 6月 代表執行役CTO兼業界担当兼中国事 業担当(現任) 2017年 6月 業界担当(現任) 2017年 6月 中国事業担当(現任)	1年	10,119

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	ゼネラル カウンセル兼 知的財産担当	高橋 健太 (たかはし けんた)	1959年9月22日生	1983年 4月 当社入社 2001年 6月 法務部長 2007年 6月 執行役 2007年 6月 ゼネラル カウンセル(現任) 2009年 6月 知的財産担当(現任) 2011年 6月 常務執行役(現任) 2016年 4月 エーザイ・アール・アンド・ ディー・マネジメント株式会社代表 取締役社長(現任)	1年	5,419
常務執行役	チーフメディカル オフィサー兼 コーポレート メディカル アフェアーズ 本部長兼 グローバル セーフティボード 委員長	エドワード ・スチュワート ・ギリー (Edward Stewart Geary)	1962年11月21日生	1990年 7月 スタンフォード大学メディカルセン ター 1997年 4月 当社入社 2001年 1月 薬事政策部長 2004年 4月 信頼性保証本部副本部長 2007年 6月 執行役 2012年10月 チーフメディカルオフィサー兼コー ポレートメディカルアフェアーズ本 部長兼グローバルセーフティボード 委員長(現任) 2013年 6月 常務執行役(現任)	1年	31,321
常務執行役	オンコロジービ ジネスグループ チ ーフコマーシャル オフィサー兼 EMEA リージョン プレジデント兼 エーザイ・ヨー ロッパ・リミテッ ド 会長&CEO	ガリー ・ヘンドラー (Gary Hendler)	1966年9月26日生	2005年 6月 サノフィ社 アソシエイト・ヴァイ ス・プレジデント, グローバル・ マーケティング 2008年 2月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ ド入社 2008年 2月 同社ディレクター, コマーシャル・ ディベロップメント 2010年 6月 執行役 2010年 6月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ ド社長兼CEO 2012年 4月 EMEAリージョン プレジデント(現 任) 2014年 4月 グローバルオンコロジービジネス プレジデント 2014年 5月 エーザイグローバルオンコロジー ビジネスユニット プレジデント 2014年 6月 常務執行役(現任) 2016年 4月 オンコロジービジネスグループ チーフコマーシャルオフィサー(現 任) 2016年 4月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ ド 会長&CEO(現任)	1年	0
常務執行役	オンコロジー ビジネスグループ プレジデント	井池 輝繁 (いしいけ てるしげ)	1963年12月20日生	1986年 4月 当社入社 2009年 7月 CEOオフィスプロダクトクリエ ーション本部予算管理部長 2010年 6月 プロダクトクリエーション本部ポ ートフォリオ戦略・予算管理部長 2012年 6月 コーポレートストラテジー部長 2012年 6月 執行役 2012年 6月 戦略担当 2012年12月 ジャパン/アジア クリニカルリサ ーチ創薬ユニット プレジデント 2013年 4月 臨床開発部長 2014年10月 エーザイプロダクトクリエ ーションシステムズ チーフプロダクト クリエーションオフィサー 2014年10月 エーザイ・アール・アンド・ ディー・マネジメント株式会社代表 取締役社長 2015年 6月 常務執行役(現任) 2016年 4月 オンコロジービジネスグループ プレジデント(現任)	1年	12,645

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	チーフ フィナンシャル オフィサー兼 チーフ IRオフィサー	柳 良平 (やなぎ りょうへい)	1962年7月6日生	2007年 4月 UBS証券会社 IRアドバイザーエグ ゼクティブディレクター 2009年 9月 当社入社 2009年 9月 IR部長 2013年 4月 執行役 2013年 4月 デビュティチーフフィナンシャルオ フィサー兼チーフIRオフィサー 2015年 6月 常務執行役(現任) 2015年 6月 チーフフィナンシャルオフィサー兼 チーフIRオフィサー(現任)	1年	8,645
常務執行役	ニューロロジー ビジネスグループ プレジデント兼 アメリカス・ リージョン プレジデント兼 エーザイ・インク 会長&CEO	アイヴァン ・チャン (Ivan Cheung)	1976年10月9日生	1998年 9月 ブーズ・アレン・ハミルトン社 2005年10月 当社入社 2009年 7月 CEOオフィスプロダクトクリエ ション本部推進部長 2010年 6月 経営戦略部長 2011年 6月 執行役 2011年 6月 戦略・財務・経理担当 2012年 6月 人財開発本部副本部長兼タレントマ ネジメント部長 2012年12月 戦略・計画担当兼コーポレート事業 統括部長 2013年 4月 薬粧事業担当 2014年 4月 グローバルオンコロジービジネス デビュティプレジデント兼アジア担 当兼レンビマグローバルリード 2014年 5月 エーザイグローバルオンコロジービ ジネスユニット デビュティプレジ デント兼アジアオンコロジー担当兼 レンビマグローバルリード 2015年 5月 エーザイグローバルニューロロジー ビジネスユニット デビュティプレ ジデント兼ファイコンバグローバル リード 2016年 4月 常務執行役(現任) 2016年 4月 ニューロロジービジネスグループ プレジデント(現任) 2016年 4月 アメリカス・リージョン プレジデ ント(現任) 2016年 4月 エーザイ・インク 会長&CEO(現任)	1年	4,674
執行役	オンコロジー ビジネスグループ チーフ メディスン クリエーション オフィサー兼 チーフ ディスカバリー オフィサー	大和 隆志 (おおわ たかし)	1963年7月13日生	1991年 4月 当社入社 2008年 4月 創薬第二研究所長 2009年 7月 オンコロジー創薬ユニットプレジデ ント 2011年10月 執行役(現任) 2011年10月 エーザイプロダクトクリエーション システムズ チーフサイエンティ フィックオフィサー 2012年 6月 エーザイプロダクトクリエーション システムズ チーフイノベーション オフィサー 2016年 4月 オンコロジービジネスグループ チーフメディスンクリエーションオ フィサー兼チーフディスカバリーオ フィサー(現任)	1年	0



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	オンコロジー ビジネスグループ チーフ プランニング オフィサー兼 プランニング部長	甲斐 康信 (かい やすのぶ)	1962年3月20日生	1986年 4月 当社入社 2010年 6月 フロンティア創薬ユニット プレジ デント 2011年10月 エーザイバリューマキシマイゼー ションシステムズ プレジデント 2012年 6月 執行役(現任) 2013年 1月 エーザイ・ジャパン バイスプレジ デント オンコロジー領域担当 2013年 4月 エーザイ・ジャパン オンコロジー hhcユニット プレジデント 2013年 4月 オンコロジーメディカル部長 2015年10月 エーザイ・ジャパン オンコロジー hhcユニットメディカル部長兼MSL室 長 2016年 4月 オンコロジービジネスグループ チーフストラテジーオフィサー兼ス トラテジー部長 2016年 4月 オンコロジービジネスグループ レ ンビマグローバルリード 2017年 5月 オンコロジービジネスグループ チーフプランニングオフィサー兼プ ランニング部長(現任)	1年	8,816
執行役	ニューロロジー ビジネスグループ チーフ クリニカル オフィサー兼 チーフメディカル オフィサー	リン ・クレイマー (Lynn Kramer)	1950年10月19日生	2005年 3月 PARファーマシューティカルズ社 シ ニア・ヴァイス・プレジデント、ク リニカルディベロップメント・アン ド・メディカルアフェアーズ・アン ド・チーフメディカルオフィサー 2007年 5月 エーザイ・メディカル・リサーチ・ インク(現エーザイ・インク)入社 2009年 7月 ニューロサイエンス創薬ユニット プレジデント 2012年12月 ニューロサイエンス&ジェネラルメ ディスン創薬ユニット プレジデン ト 2013年 4月 執行役(現任) 2013年 4月 エーザイプロダクトクリエーション システムズ チーフクリニカルオ フィサー 2015年 5月 エーザイグローバルニューロロジー ビジネスユニット チーフメディカ ルオフィサー 2016年 4月 ニューロロジービジネスグループ チーフクリニカルオフィサー兼チ ーフメディカルオフィサー(現任)	1年	0
執行役	アジア・ リージョン プレジデント	佐々木 小夜子 (ささき さよこ)	1968年9月27日生	1991年 4月 当社入社 2011年 6月 PR部長 2013年 4月 執行役(現任) 2013年 4月 コーポレートアフェアーズ担当 2013年 4月 グローバルアクセスストラテジー室 長 2013年10月 ガバメントリレーションズ部長 2017年 6月 アジア・リージョン プレジデント (現任)	1年	3,581
執行役	チーフ コンプライアンス オフィサー兼 内部統制担当	朝谷 純一 (あさたに じゅんいち)	1961年2月22日生	1985年 4月 当社入社 2012年 6月 コーポレートIA部長 2014年 6月 執行役(現任) 2014年 6月 チーフコンプライアンスオフィサー (現任) 2014年 6月 内部統制担当(現任) 2014年 6月 コンプライアンス・リスク管理推進 部長	1年	9,589

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	エーザイ・インク 社長兼COO兼 アメリカス オンコロジー コマーシャル担当	サジ・プロシダ (Shaji Procida)	1971年7月2日生	1997年 1月 ノバルティス・コーポレーション社 マネージャー、アカウントینگ プリンシプル/バジェット 1998年 6月 エーザイ・インク入社 2012年 7月 同社ヴァイス・プレジデント、ファイ ナンス&CFO 2014年 4月 同社社長兼COO(現任) 2014年 6月 執行役(現任) 2017年 5月 アメリカス オンコロジーコマー シャル担当(現任)	1年	0
執行役	ニューロロジー ビジネスグループ チーフ ディスカバリー オフィサー兼 ニューロロジー 筑波研究部長	木村 禎治 (きむら ていじ)	1963年3月22日生	1987年 4月 当社入社 2013年 4月 ニューロサイエンス&ジェネラルメ ディシン創薬ユニット デビュティ プレジデント兼グローバル探索研究 部長 2015年 6月 執行役(現任) 2016年 4月 ニューロロジービジネスグループ チーフディスカバリーオフィサー兼 ニューロロジー筑波研究部長(現任)	1年	2,787
執行役	エーザイ・ ジャパン 地域連携首都圏 本部長	藪根 英典 (やぶね ひでのり)	1970年8月10日生	1994年 4月 当社入社 2015年 2月 エーザイ・ジャパン 統合マーケ ティング部長 2015年 6月 執行役(現任) 2015年 8月 エーザイ・ジャパン 統合マーケ ティング本部長 2016年 4月 エーザイ・ジャパン アクセス&アウ トカム本部長 2017年 4月 エーザイ・ジャパン 地域連携首都 圏本部長(現任)	1年	4,193
執行役	メディスン開発 センター長兼 hhcデータ クリエーション 担当兼 グローバル 緊急対応担当	加藤 弘之 (かとう ひろゆき)	1957年 9月 8日生	1982年 4月 当社入社 2012年 6月 プロダクトクリエーション本部 ポートフォリオ戦略・推進部長 2016年 4月 執行役(現任) 2016年 4月 メディスン開発センター長(現任) 2017年 6月 hhcデータクリエーション担当(現 任) 2017年 6月 グローバル緊急対応担当(現任)	1年	701
執行役	ニューロロジー ビジネスグループ チーフ ストラテジー オフィサー兼 ストラテジー部長	アレクサンダー・ スコット (Alexander Scott)	1965年 1月 9日生	1999年 1月 イン・パースト・オブ・ティール・ インク社 プレジデント 2002年 7月 エーザイ・インク入社 2014年 6月 グローバルビジネスディベロップメ ントユニット プレジデント 2016年 4月 執行役(現任) 2016年 4月 ニューロロジービジネスグループ チーフストラテジーオフィサー兼ス トラテジー部長(現任)	1年	0
執行役	エーザイ・ ジャパン プレジデント	宮島 正行 (みやじま まさゆき)	1962年 6月22日生	1985年 4月 当社入社 2015年 8月 エーザイ・ジャパン 統合マーケ ティング本部 医薬品アクセス推進 部長 2016年 4月 執行役(現任) 2016年 4月 エーザイ・ジャパン プレジデント (現任)	1年	2,313
執行役	チーフ プランニング オフィサー兼 コーポレート プランニング部長	安野 達之 (やすの たつゆき)	1968年 5月18日生	1991年 4月 当社入社 2014年10月 コーポレートプランニング&ストラ テジー部長 2016年 4月 執行役(現任) 2016年 4月 コーポレートプランニング&ストラ テジー担当 2017年 5月 チーフプランニングオフィサー(現 任) 2017年 5月 コーポレートプランニング部長(現 任)	1年	5,089

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	衛材(中国) 投資有限公司 総経理兼 衛材(中国) 薬業有限公司 総経理	ヤンホイ・ フェン (Yanhui Feng)	1972年 6月27日生	2012年11月 ヒースン・ファイザー・ファーマ シューティカル社 チーフオペレー ションオフィサー 2012年12月 衛材(中国)薬業有限公司 入社 副総経理 営業本部長 2014年 8月 同社総経理(現任) 2016年 4月 執行役(現任) 2016年 4月 衛材(中国)投資有限公司 総経理(現 任)	1年	0
執行役	エーザイ デマンドチェーン システムズ プレジデント	加藤 義輝 (かとう よしてる)	1960年 2月 8日生	1988年 4月 当社入社 2017年 5月 エーザイデマンドチェーンシステム ズ デビュティプレジデント 2017年 6月 執行役(現任) 2017年 6月 エーザイデマンドチェーンシステム ズ プレジデント(現任)	1年	661
執行役	チーフ ストラテジー オフィサー	田中 光明 (たなか みつあき)	1962年 5月30日生	1986年 4月 当社入社 2013年 4月 総務・環境安全部長 2017年 5月 チーフストラテジーオフィサー(現 任) 2017年 6月 執行役(現任)	1年	651
執行役	日本事業戦略担当 兼 コンシューマーhhc 事業部 プレジデント兼 APIソリューション 事業担当	金澤 昭兵 (かなざわ しょうへい)	1965年 2月11日生	1988年 4月 当社入社 2015年 4月 薬粧事業部 プレジデント 2016年 4月 コンシューマーhhc事業部 プレジデ ント(現任) 2017年 5月 日本事業戦略担当(現任) 2017年 6月 執行役(現任) 2017年 6月 APIソリューション事業担当(現任)	1年	7,061
執行役	コーポレート アフェアーズ担当 兼 グローバルバ リュウ&アクセス担 当	赤名 正臣 (あかな まさとみ)	1967年 1月20日生	1990年 4月 当社入社 2013年 7月 秘書室長 2017年 6月 執行役(現任) 2017年 6月 コーポレートアフェアーズ担当(現 任) 2017年 6月 グローバルバリュウ&アクセス担当 (現任)	1年	189
執行役	チーフメディカル オフィサー ジャパン/アジア兼 メディカル本部長 兼 ニューロロジー メディカル部長	小林 啓之 (こばやし ひろゆき)	1974年 4月12日生	2014年 4月 大塚製薬(株)メディカルアフェアーズ 部長 2016年 1月 当社入社 2016年 1月 チーフメディカルオフィサー ジャ パン/アジア(現任) 2016年 4月 メディカル本部長(現任) 2017年 4月 オンコロジーマディカル部長 2017年 6月 執行役(現任) 2017年 6月 ニューロジーマディカル部長(現 任)	1年	0
計						137,886

(注1) 執行役の任期は、第105期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から第106期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までです。

(注2) 常務執行役 アイヴァン・チャンは代表執行役CEO 内藤晴夫の長女の配偶者です。

## 6【コーポレートガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレートガバナンスの状況】

<コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方>

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。当社は、株主の皆様のご権利を尊重し、経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方および行動指針を「コーポレートガバナンスガイドライン」に定め、その実践により、コーポレートガバナンスの充実に実現していきます。

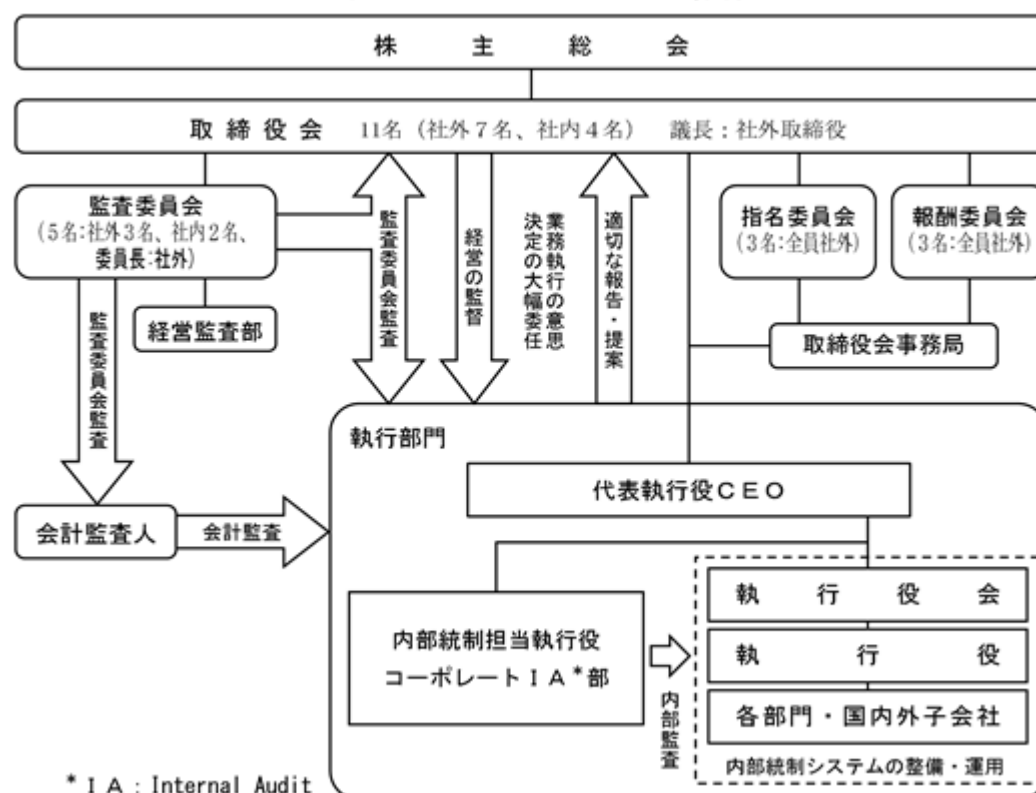
#### 1 株主の皆様との関係

- ・株主の皆様のご権利を尊重する。
- ・株主の皆様の平等性を確保する。
- ・株主の皆様を含む当社のステークホルダーズとの良好・円滑な関係を構築する。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

#### 2 コーポレートガバナンスの体制

- ・当社は指名委員会等設置会社とする。
- ・取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定を執行役に大幅に委任し、経営の監督機能を発揮する。
- ・取締役会の過半数は、独立性・中立性のある社外取締役とする。
- ・執行役を兼任する取締役は、代表執行役CEO 1名のみとする。
- ・経営の監督機能を明確にするため、取締役会の議長と代表執行役CEOとを分離する。
- ・指名委員会および報酬委員会の委員は、全員を社外取締役とし、監査委員会の委員は、その過半数を社外取締役とする。
- ・指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員長は社外取締役とする。
- ・財務報告の信頼性確保をはじめとした内部統制の体制およびその運用を充実する。

当社のコーポレートガバナンス体制



## 当社のコーポレートガバナンス体制

### (a) 当社コーポレートガバナンスの特長

#### イ) 経営の監督と業務執行の明確な分離

当社のコーポレートガバナンスの機軸は、指名委員会等設置会社であることを最大限に活用した経営の監督機能と業務執行機能の明確な分離にあります。

過半数が社外取締役で構成される取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定権限を執行役に大幅に委任することで、経営の活力を増大させるとともに、経営の監督に専念しています。取締役会は、会社法にもとづき、「業務の適正を確保するための体制」に関する規則を決議し、執行役が整備・運用すべき内部統制を具体的に定めています。執行役は、本規則に定められた事項のみならず、自らが担当する職務範囲において内部統制を整備・運用することにより自律性を確保し、業務執行の機動性と柔軟性を高めています。

取締役会は、このような体制のもと、執行役の業務執行状況を確認するとともに、業務執行や意思決定のプロセスなど内部統制の状況について株主の皆様や社会の視点でその妥当性を点検しています。

さらに、経営の監督と業務執行を明確に分離するために、取締役会の議長を社外取締役とし、執行役を兼任する取締役は代表執行役CEOのみとしています。

#### ロ) 社外取締役の独立性・中立性の確保

当社のコーポレートガバナンスの実効性を支えるのは、取締役会の過半数を占める独立性・中立性のある7名の社外取締役の存在です。当社の指名委員会は、自ら定めた「社外取締役の独立性・中立性の要件」（以下、「本要件」）を厳格に運用して選任を行っています。また、選任時だけでなく、毎年、再任の社外取締役候補者についても本要件を満たしているか調査を行い、独立性・中立性に問題がないことを確認しています。

なお、本要件については、法令や証券取引所等の基準変更への対応や、コーポレートガバナンス向上の観点から毎年点検し、必要に応じて見直しを行っています。

#### [ 社外取締役の独立性・中立性の要件 ] (2013年12月20日改正)

1. 社外取締役は、現に当社および当社の関係会社(以下当社グループという)の役員(注1)および使用人ではなく、過去においても当社グループの役員および使用人でないこと。
2. 社外取締役は以下の要件を満たし、当社グループおよび特定の企業等からの経済的な独立性ならびに中立性を確保していること。

過去5年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと。

- a) 当社グループの主要な取引先(注2)となる企業等、あるいは当社グループを主要な取引先とする企業等の役員および使用人
- b) 取引額にかかわらず、当社の事業に欠くことのできない取引の相手方企業等、当社の監査法人等、またはその他当社グループと実質的な利害関係を有する企業等の役員および使用人
- c) 当社の大株主(注3)である者または企業等、あるいは当社グループが大株主である企業等の役員および使用人
- d) 当社グループから役員報酬以外に多額(注4)の金銭その他の財産を直接受け取り、専門的サービス等を提供する者(コンサルタント、弁護士、公認会計士等)
- e) 当社グループから多額(注4)の金銭その他の財産による寄付を受けている者または寄付を受けている法人・団体等の役員および使用人
- f) 当社グループとの間で、役員等が相互就任の関係にある企業等の役員および使用人

なお、5年を経過している場合であっても、前号の各項にある企業等との関係を指名委員会が評価(注5)し、独立性・中立性を確保していると判断されなければならない。

その他、独立性・中立性の観点で、社外取締役としての職務遂行に支障を来たす事由を有していないこと。

3. 社外取締役は、以下に該当する者の近親者またはそれに類する者(注6)、あるいは生計を一にする利害関係者であってはならない。

当社グループの役員および重要な使用人(注7)

第2項の各要件にもとづき、当社グループおよび特定の企業等からの独立性や中立性が確保されていないと指名委員会が判断する者

4. 社外取締役は、取締役としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせるおそれのある事由またはその判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する者であってはならない。
5. 社外取締役は、本条に定める独立性・中立性の要件を、取締役就任後も継続して確保するものとする。

注1:「役員」とは、取締役、執行役、監査役、その他の役員等をいう。

注2:「主要な取引先」とは、過去5年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの業務・取引の対価の支払額または受取額が、取引先の売上高の2%以上または当社グループの売上高の2%以上である企業等をいう。

- 注3:「大株主」とは、過去5年間のいずれかの会計年度において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者または保有する企業等をいう。
- 注4:「多額」とは、過去5年間いずれかの会計年度において、専門的サービスの報酬もしくは業務・取引の対価等の場合は1,000万円、寄付の場合は1,000万円または寄付を受け取る法人・団体の総収入あるいは経常収益の2%のいずれが高い方を超えることをいう。
- 注5:「評価」とは、社外取締役と当該企業等との関係を、以下の点について指名委員会が評価することをいう。  
 当該企業等の株式またはストックオプションの保有  
 当該企業等から受ける役員退任後の処遇または企業年金等  
 当社グループと当該企業等の人的交流
- 注6:「近親者またはそれに類する者」とは、2親等までの親族および個人的な利害関係者等、社外取締役としての職務遂行に支障を来すと合理的に認められる人間関係を有している者をいう。
- 注7:「重要な使用人」とは、部長格以上の使用人である者をいう。

[社外取締役の選任理由および社外取締役または他の会社等と当社との関係]

氏名	選任理由および社外取締役または他の会社等と当社との関係
山下 徹	<p>同氏は国内外にITシステムの提供を展開する企業の経営者としての豊富な経験を持ち、他の企業での社外取締役としての経験を有するなど、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>同氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの役員就任の経歴を有しています。当該企業および当該企業の連結子会社である株式会社NTTデータ経営研究所と当社との間にシステム関連業務等で取引関係がありますが、その金額は僅少(当該企業の連結売上高の0.01%未満)です。</p> <p>なお、同氏は三井不動産株式会社の社外取締役に就任しています。当該企業の連結子会社である三井不動産ビルマネジメント株式会社と当社との間にオフィスビル関連等で取引関係がありますが、その金額は僅少(当該企業の連結売上高の0.01%未満)です。</p> <p>また、同氏は住友生命保険相互会社の社外取締役に就任しています。当該企業は当社株式を保有していますが、総発行株式の0.2%以下です。また、当社は当該企業より2008年度に長期固定金利の借入を行っていますが、その規模は当時の長期負債合計額の2.0%以下です。なお、当該企業と当社との間に保険契約の取引がありますが、その金額は僅少(当該保険会社の総保険契約高の0.01%未満)です。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>
西川 郁生	<p>同氏は公認会計士であり、長年に亘って日本の会計基準作りに携わってきた財務、会計、国際会計基準の専門家です。過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、他の企業での社外取締役としての経験や海外での勤務経験も有し、国際的な感覚に加え経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>同氏は三菱商事株式会社の社外監査役に就任しています。当該企業と当社との間に、原材料の購入等で取引関係がありますが、その金額は僅少(当該企業の連結売上高の0.01%未満)です。</p> <p>また、同氏は株式会社大和証券グループ本社の社外取締役に就任しています。当該企業は当社株式を保有していますが、総発行株式の0.1%以下であり、当該企業と当社との間に定常的な取引関係はありません。</p> <p>また、同氏は雪印メグミルク株式会社の社外監査役(監査等委員)に就任していますが、当該企業と当社との間に取引関係はありません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>

氏名	選任理由および社外取締役または他の会社等と当社との関係
数原 英一郎	<p>同氏は筆記具の事業をグローバルに展開する企業の経営者として豊富な経験を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>同氏は三菱鉛筆株式会社の代表取締役社長です。当該企業と当社との間に定常的な取引関係はありません。</p> <p>なお、同氏は、横浜振興株式会社の社外取締役に就任していますが、当該企業と当社との間に取引関係はありません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>
加藤 泰彦	<p>同氏は船舶・海洋事業等をグローバルに展開する企業の経営者として豊富な経験を持ち、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>同氏は三井造船株式会社の役員就任の経歴を有していますが、当該企業と当社との間に取引関係はありません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>
柿崎 環	<p>同氏は内部統制および内部監査の専門家です。過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、他の企業での社外取締役としての経験を有し、その研究分野から企業における内部統制やコーポレートガバナンス、リスクマネジメントに関する造詣が深く、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>同氏は三菱食品株式会社の社外取締役に就任しています。当該企業と当社の一般用医薬品等を扱う事業との間に取引関係がありますが、その金額は僅少(当該企業の連結売上高の0.01%未満)です。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>
角田 大憲	<p>同氏は法律、会社法の専門家です。過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、他の企業での社外取締役としての経験を有し、企業法務に関わる豊富な経験から経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>同氏は中村・角田・松本法律事務所のパートナーです。当該事務所と当社との間に、過去にコンサルタント料等の支払実績がありました。その金額は僅少(年間1千万円以下)です。なお、2016年度において支払実績はありません。</p> <p>なお、同氏は現在、当社以外に4社の社外役員に就任しています。そのうち、MS&amp;ADインシュアランスグループホールディングス株式会社は、傘下の企業により当社の株式を保有し、当社は当該企業の株式を保有しています。ただし、その規模は双方の会社の総発行株式の1%以下です。また、当該企業と当社との間には、当該企業の傘下の保険会社に対して保険契約の取引がありますが、その金額は僅少(当該保険会社の総保険契約高の0.01%未満)です。その他の3社について、当社との間に定常的な取引関係はありません。</p> <p>当社指名委員会は、同氏が複数の会社の社外役員に就任していることを認識し、当社取締役としての責務を全うするに十分な対応をとることが可能な旨の確認を行っています。</p> <p>指名委員会は、候補者が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>
ブルース・アロンソン	<p>同氏はコーポレートガバナンスの各国間比較を研究領域とする法学者であり実務経験のある弁護士です。過去に直接企業の経営に関与したことはありませんが、コーポレートガバナンスや企業法務に関する造詣が深く、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。</p> <p>同氏は当社および当社の関係会社と利害関係を有する企業や団体の兼職は行っていません。</p> <p>指名委員会は、同氏が会社法の規定する社外取締役の要件および当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性・中立性の要件」を満たしていること、また、当社の社外取締役として任務を遂行する上で支障または問題等となる事情のないことを確認しています。</p>

## 八) 継続的なコーポレートガバナンス充実への取り組み

### 1) 社外取締役ミーティング

当社では、社外取締役相互のコミュニケーションを深め、取締役会等における議論を活発化させ、実りの多いものとするために、定期的に社外取締役のみで構成する社外取締役ミーティングを開催しています。社外取締役ミーティングではコーポレートガバナンスやビジネスに関する事項が自由に議論され、必要に応じて社外取締役ミーティングの座長である取締役議長より、執行役および取締役会事務局に課題の提案や情報提供等の要請がなされています。

また、社外取締役ミーティングは毎年、取締役会の経営の監督機能の実効性を評価し、取締役会等の運営に関し課題がある場合には取締役会にその改善について提案を行っています。

### 2) 2016年度コーポレートガバナンス評価

2017年4月26日、当社取締役会は、取締役一人ひとりの自己評価にもとづいて社外取締役ミーティングがとりまとめた「取締役会の実効性評価」と、「コーポレートガバナンスガイドラインの自己レビュー」および「内部統制関連規則」の自己レビューの結果について審議し、「2016年度コーポレートガバナンス評価結果」として承認しました。

監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則、執行役の職務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則

#### <取締役会の実効性評価>

取締役会評価は取締役会の担う経営の監督機能について取締役会全体としての実効性等を評価するものです。

取締役会評価は、指名・監査・報酬委員会および社外取締役ミーティングも対象としています。

取締役会評価は、取締役一人ひとりの自己評価をもとに検討されます。

取締役会評価は、評価の客観性を確保する観点から、社外取締役ミーティングがその結果をとりまとめ、取締役会において決定します。

#### <コーポレートガバナンスガイドラインの自己レビュー>

コーポレートガバナンスガイドラインは取締役会が定めたコーポレートガバナンスの行動指針です。

取締役会は、取締役会等の職務執行が、本ガイドラインに沿って整備・運用されているかについて毎年レビューを行います。

#### <内部統制関連規則の自己レビュー>

内部統制関連規則は、監査委員会の職務の執行のために必要な事項および執行役の職務の適正を確保するために取締役会が定めた規則です。

取締役会は、両規則に沿った体制の整備・運用がなされているかについて毎年レビューを行います。

#### [2016年度コーポレートガバナンス評価結果]

コーポレートガバナンスガイドラインおよび内部統制関連規則については、規定を逸脱した運用等は認められず、取締役会および執行役がコーポレートガバナンスの充実に向け、適切に職務を執行していることを確認した。

取締役会の実効性については、以下のとおり、現状と課題を認識した。

- 1) 取締役会は、適時、適切な議案が設定され、事務局が議案について事前に各取締役に十分な時間をかけて説明し、その審議においては、各取締役の積極的な発言にもとづいて質疑がなされ、決議等が行われている。取締役会は、十分にその役割と責任を果たしていることを確認した。
- 2) 取締役会では、取締役の質問に対して執行役が適時、適切に回答している。取締役は、議題の上程に結びつく指摘や意見を積極的に述べており、求められた事項が速やかに報告されるなど、取締役会は執行部門より適切に報告を受けている。
- 3) 執行役からの四半期業務執行報告は、事業計画の進捗状況が概観できる報告内容を追加するなど、毎年、工夫改善がなされている。なお、的を絞った報告のあり方の検討やグラフ・図表の活用等、分かりやすさを企図した工夫を継続的に行う必要性が確認された。
- 4) 取締役会の議案の内容によっては、案件の具体的な説明に加え、意思決定に至った背景、検討プロセス、議論の経緯等についても予め情報共有をしておくことで、取締役会の議論が深まり、取締役会の経営の監督機能をより一層高めることができると認識する。
- 5) 取締役会の議案・資料等の早期配付については、社外からアクセス可能な情報共有システムの導入によって、取締役会開催の1週間前にドラフトの閲覧が可能になる等の改善がなされた。今後もシステムの利便性向上等の継続的な取り組みの必要性が確認された。
- 6) 取締役会では製薬業界特有の専門性の高い内容が審議される場面がある。取締役会における議論を深化させるため、引き続き、社外取締役を対象とする研修や現場訪問の機会を設定する。社外取締役が



経営の監督に必要な情報や知識を得る努力を積み重ねること、およびそのために社外取締役への十分な支援を行う必要性が確認された。

- 7) 指名・監査・報酬委員会についてはいずれの委員会も適切に運営されていることが確認された。監査委員会への執行役報告が監査委員以外の取締役とも共有されるようになり、監査委員会と取締役会の情報共有がはかられた。なお、指名・報酬委員会も審議内容に関する詳細な報告が取締役会になされている。
- 8) 内部統制に関しては執行部門が厳格に取り組んでおり、内部監査の外部評価実施等をはじめ、合理的なレベルで内部統制体制が整備、運用されており、監査委員会へは海外を含めたリスクが適時かつ十分に報告されている。特に、海外でのリスクについては、取締役会として常に關心を持って取り組んでいくことが確認された。
- 9) 社外取締役ミーティングでは、社外取締役相互の理解を深めるとともに、コーポレートガバナンスに関する認識の共有をはかることができた。今後もより幅広いテーマを検討し、取締役会等においてさらに効率的かつ実質的な議論が行われるよう、その役割を果たしていくことが確認された。
- 10) コーポレートガバナンス評価は、評価の客観性を確保することを企図して今後とも社外取締役ミーティングでとりまとめるが、2017年度は、第3回目の実施となるため、外部の第三者による評価の活用について検討を行う必要性が確認された

当社取締役会は、上記の評価結果を踏まえ、適切であると評価された事項については今後も維持、発展につとめるとともに、課題等の改善をはかり、引き続き最良のコーポレートガバナンスの実現をめざします。

(b) 当社の各機関について

当社は、指名委員会等設置会社として法定機関である取締役会、指名・監査・報酬の各委員会および取締役会で選任された執行役を設置しています。

当社の取締役会議長および指名・監査・報酬の3委員会の委員長は社外取締役が務めており、透明度の高い経営を確保する仕組みを構築しています。当社の各機関の人員構成および主な任務は、次のとおりです。

- イ) 取締役会(11名(うち女性1名):社外取締役7名、社内取締役4名、議長:社外取締役、任期1年)
  - ・ 経営の基本方針、執行役の選任、剰余金の配当等の決定など、法令、定款および取締役会規則で定められた重要事項の決定を行う。
  - ・ 執行役からの報告、ならびに指名委員会、監査委員会、および報酬委員会からの報告にもとづき、取締役および執行役の職務の執行を監督する。
- ロ) 指名委員会(3名:社外取締役3名、委員長:社外取締役、任期1年)
  - ・ 取締役の選任および解任に関する株主総会議案の内容を決定する。
  - ・ 独立性のある社外取締役を選任するために、「社外取締役の独立性・中立性の要件」を定める。
  - ・ 指名委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。
- ハ) 報酬委員会(3名:社外取締役3名、委員長:社外取締役、任期1年)
  - ・ 取締役および執行役の報酬等の基本方針および個人別の報酬等を決定する。
  - ・ 取締役および執行役の報酬等の客観性を確保するため、社外の調査データ等を積極的に活用するとともに、報酬等の決定プロセスの妥当性についても審議し、これを決定する。
  - ・ 報酬委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。
- ニ) 監査委員会(5名:社外取締役3名(うち女性1名)、社内取締役2名、委員長:社外取締役、任期1年)
  - ・ 取締役および執行役の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、会計監査その他法令により定められた事項を実施する。
  - ・ 取締役および執行役の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、執行役、使用人および会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人および内部監査部門への監査活動を通じ、監査の質の向上と効率的な監査の実現につとめる。
  - ・ 監査委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則、手続き等を定め、毎年見直しを行う。
  - ・ 監査委員会の決議および監査委員の指示にもとづき職務を遂行する経営監査部は、監査の客観性を確保するために、業務の指揮命令および人事評価等について執行役からの独立性が保障される。

(c) 取締役会および各委員会の活動状況

第105期の1年間(2016年4月1日～2017年3月31日)における取締役会および各委員会の開催回数は、次のとおりです。

取締役会:10回、指名委員会:7回、監査委員会:12回、報酬委員会:10回、社外取締役独立委員会3回

また、取締役会および各委員会への取締役の出席状況は、次のとおりです。

(出席率および出席回数/開催回数を表示しています)

氏名	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会	社外取締役独立委員会
内藤 晴夫	100%(10/10)	-	-	-	-
出口 宣夫	100%(10/10)	-	-	-	-
グレアム・フライ	100%(10/10)	100%( 7/ 7)	-	100%(10/10)	100%( 3/ 3)
山下 徹(注1)	100%(10/10)	100%( 1/ 1)	-	100%( 4/ 4)	100%( 3/ 3)
西川 郁生	100%(10/10)	-	100%(12/12)	-	100%( 3/ 3)
直江 登	100%(10/10)	-	100%(12/12)	-	-
数原英一郎	100%(10/10)	100%( 7/ 7)	-	100%(10/10)	100%( 3/ 3)
加藤 泰彦(注2)	100%( 8/ 8)	100%( 6/ 6)	-	100%( 6/ 6)	100%( 3/ 3)
金井 広一(注2)	100%( 8/ 8)	-	100%( 9/ 9)	-	-
柿崎 環(注2)	100%( 8/ 8)	-	100%( 9/ 9)	-	100%( 3/ 3)
角田 大憲(注2)	100%( 8/ 8)	-	100%( 9/ 9)	-	100%( 3/ 3)

(注1) 山下徹は、2016年6月17日以前の期間における指名委員および報酬委員としての各委員会への出席状況も記載しています。

(注2) 加藤泰彦、金井広一、柿崎環、角田大憲は、2016年6月17日開催の第104回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、2016年6月17日以降に開催した取締役会および各委員会への出席状況を記載しています。

(d) 当社の定款規定について

[ 定款で定めた取締役の定数、資格制限、選解任の決議要件について ]

項目および定款条数	内容	導入年	理由
取締役の定数 (第20条)	取締役は、15名以内とする。	2001年 以後表記を改め、現在に至る。	厳しい経営環境に適確かつ迅速に対応するため、コーポレートガバナンスを充実し、経営体制の改革を実施したため。
取締役選任の決議要件 (第21条第2項)	取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	1974年 以後法律改正等により表記を改め、現在に至る。	取締役選任についての定数を明確にするため。
累積投票の排除 (第21条第3項)	取締役の選任決議は、累積投票によらない。	1974年 2006年に表記を統一し、現在に至る。	商法改正に基づき、累積投票の完全な排除をするため。

なお、取締役の資格制限および解任に関する決議要件について会社法と異なる定款の定めはありません。

[ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項および取締役会決議事項を株主総会では決議できないこととした定款の定めについて ]

項目および定款条数	内容	導入年	理由
取締役および執行役の責任免除 (第38条第1項)	本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	2004年 以後会社法施行により表記を改め、現在に至る。	現 指名委員会等設置会社への移行に伴い、取締役、執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるようにするため。
剰余金の配当等 (第40条)	本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会が定める。	2006年 自己株式の取得については、2004年に定款授權により、剰余金の配当についても、同年の委員会等設置会社(現 指名委員会等設置会社)への移行に伴う法律の規定により、取締役会決議とされていたものを会社法の施行に対応して、表記等を整理した。	剰余金の配当等を機動的に行うため。

[ 株主総会の特別決議要件の変更について ]

項目および定款条数	内容	導入年	理由
株主総会の特別決議要件 (第17条第2項)	会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	2003年 以後会社法施行により表記を改め、現在に至る。	株主総会の円滑な運営を行うため(商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)が2003年4月1日に施行され、特別決議の定足数が緩和できることとされた)。

(e) 取締役との責任限定契約

当社は、10名の取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第427条にもとづき定めた当社定款第38条第2項にもとづく責任限定契約を締結しています。

当社の取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が職務を遂行するにあたり、善意にしてかつ重大な過失なくして当社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

## 監査体制

監査委員会は、毎年、監査計画を策定し、会社法で求められる監査および会計監査人の監査を実施するとともに、金融商品取引法で規定される財務報告に係る内部統制の整備・運用状況についての監視を行います。また、当社グループの内部監査部門および会計監査人へ監査計画で定める監査活動を行うとともに、会社法や証券取引所の規制等の改正の動向を注視し、活動に反映しています。

### (a) 監査委員会の会計監査人への監査活動

監査委員会は、会計監査人に対し、以下の監査活動を行いました。

- ・会計監査人の年次会計監査計画を事前に確認し、計画書を受領するとともに、監査報酬等への同意の可否について審議しました。
- ・四半期・年度末決算(連結・個別)に対する会計監査人の監査意見および提言事項を聴取・検討しました。
- ・会計監査人が実施する個別の会計監査のうち重要なものについての情報を受領しました。
- ・会計監査人が実施する内部統制監査に関する情報を受領しました。
- ・会社計算規則第131条に係る会計監査人の内部統制の状況を継続して確認しました。
- ・規制当局等による当該監査法人の審査およびモニタリングの結果等を適宜受領し評価しました。
- ・日本公認会計士協会の「監査基準委員会報告書260」の具体的要求事項を受け、財務諸表監査に関する会計監査人の責任、計画した監査の範囲とその実施時期、会計監査人の独立性等について報告を受領し、監査上の重要な発見事項等について意見交換を行いました。

### (b) 監査委員会の内部監査部門等への監査活動

監査委員会は、内部統制担当執行役、内部監査部門等に対し、以下の監査活動を行いました。

- ・監査評議会を通じて、内部統制推進活動および双方の監査活動全般の情報を共有しました。監査評議会以外にも、内部監査に係る緊急性の高い事項については速やかに情報を共有しました。
- ・監査委員会が監査上参考にできる調査の有無を確認するため、内部監査計画(年次計画・個別計画)を確認し、計画書を受領しました。
- ・コーポレートIA部からENW<sup>\*</sup>内部監査担当部署の年次監査計画書及び個別監査の結果を受領しました。
- ・金融商品取引法における財務報告に係る内部統制の状況について、定期的に情報を受領しました。
- ・リスク管理に関する内部統制の取り組み状況について定期的に報告を受領しました。

。ENW(Eisai Network companies)とは、当社および連結子会社と関連会社で構成されている企業グループのことです。

### (c) 業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況

当社は、会社法第416条および会社法施行規則第112条にもとづき、「監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」および「執行役の職務の執行の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」を取締役会で決議しています。

#### イ) 「監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」(以下、本規則)の運用状況

##### 1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の取締役および使用人に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき部署として経営監査部を設置しています。経営監査部員は、監査委員会の指示ならびに監査委員会が定める規則および年度ごとの監査計画に従い業務を遂行しており、服務については就業規定の定めに従っています。また、監査委員会の職務を補助すべき取締役は置いていません。

##### 2) 経営監査部の当社執行役からの独立性に関する事項および経営監査部に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

経営監査部長および部員は、本規則の定めに従い、監査委員会の指揮命令にもとづき業務を実施しています。また、経営監査部長および部員の評価は、監査委員会がすべて実施し、経営監査部員の任命、異動についても、監査委員会の同意を得て実施しています。

##### 3) ENW企業の役員および使用人が監査委員会に報告するための体制

監査委員会は、すべての執行役から本規則で定めた項目について、毎月1回、報告を受領しています。重要事項に関しては、随時に報告を受けています。また、監査委員会監査計画に重要な社内会議を定め、その議論や決議の状況について監視しています。

チーフコンプライアンスオフィサーやコンプライアンス・カウンターが入手したコンプライアンスに関する事項のうち、重大なものについては直ちに監査委員会に報告する体制を構築しています。さらに、監査委員会は、ENWの監査役および監査役会との情報共有によりENWの内部統制についての情報を入手しています。

- ) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス・ハンドブックではコンプライアンス上の懸念を報告することをENWの役員および従業員に求めており、当該報告者への報復行為を禁止しています。コンプライアンス・カウンターでは、報告者の保護を含む運用規則を整備・運用しています。また、就業規定においても、報告者への報復行為等を固く禁じています。監査委員会は、月次にコンプライアンス・カウンターの状況について不利な取り扱いの有無を含めて確認しています。

- ) 監査委員の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会の職務執行のためのすべての費用は、執行部門から制限を受けることなく処理されています。

- ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、会計監査人および内部監査部門からそれぞれの監査計画および監査結果を入手し、監査委員会の監査が実効的に行われるようにしています。また、その監査活動の中で、会計監査人および内部監査部門等と必要な情報を共有しています。

- ロ) 「執行役の職務の執行の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」の運用状況

- ) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存と管理を担当する執行役を任命し、当該執行役が執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する規則として、「ENW秘密情報セキュリティポリシー」をはじめとする規則を整備し、研修会を継続的に実施し、秘密情報の取り扱いの徹底をはかっており、これらの状況が取締役会および監査委員会に報告されています。

- ) ENWの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制担当執行役は、ENWの損失の危険を管理し、自ら評価するための仕組みとしてCSA(Control Self-Assessment：統制自己評価)を導入し、執行役から各組織レベルに至るリスクマネジメント、内部統制の整備・評価を支援しています。このCSAを活用するなどして、各執行役は、担当職務(国内外)における重要な損失の危険(重要リスク)および子会社(国内外)における重要リスクを認識し、適切な管理体制を整備・運用しています。

特に会社に重大な損失を及ぼしうる複数の部門に係る損失の危険に関しては、チーフフィナンシャルオフィサー(財務)、ゼネラルカウンセル(法務)、総務・環境安全担当執行役(環境、災害)が責任を担っており、連結決算業務に関する規則、インサイダー取引を防止するための規則、事業継続計画等、必要な規則を作成し、社内ウェブへの掲載や研修等を通じて社内への徹底をはかり、対策を講じるとともにこれらを運用しています。

また、ENWの損失の危険およびその対応の状況は、内部統制担当執行役が設置するリスクマネジメント委員会で一元管理し、内部統制の整備を推進しています。

- ) ENWの職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は業務執行の意思決定を大幅に執行役に委任するとともに、執行役の職務分掌と相互の関係を適切に決議しています。チーフタレントオフィサーは、ENWにおける重要事項の意思決定手続きを定め、徹底しています。本手続きでは、ENWとして重要な事項に関する起案者、協議先、実施責任者、結果責任者等を定め、効率的な意思決定が行われる体制を整備しており、毎年見直しが行われています。また、各執行役は、自らの担当職務における意思決定手続きを定めて、担当職務の効率的運用につとめています。執行役による重要な意思決定の状況については、取締役会に適宜報告されています。

- ) 当社を除くENW企業の取締役ならびにENW企業の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

チーフコンプライアンスオフィサー兼内部統制担当執行役が、コンプライアンスおよび内部統制の構築を推進するとともに、内部監査を統轄しています。

コンプライアンスについては、コンプライアンス・プログラムを整備し、実践しています。

内部統制については、内部統制担当執行役が定める内部統制ポリシーにもとづき、すべての執行役が、自らの責任範囲において内部統制を構築・整備、運用しています。

コンプライアンス・リスク管理推進部では、各執行役が構築・整備、運用する内部統制を支援することを目的とし、日常的な業務リスクの低減に取り組む仕組みとして、全執行役を対象にしたインタビューによる全社的な重要リスクの把握、ENWの全組織長を対象にしたCSAを実施しています。CSAでは、日本、米州、欧州、中国、アジアの各リージョンに推進組織もしくは推進担当者を設置し、リスク管理の支援を通じてグローバルに内部統制の推進を行っています。

内部監査は、コーポレートIA部および各リージョンの内部監査部門が、被監査組織とは、独立的、客観的な立場で実施しています。なお、すべての内部監査の結果を取締役会、執行役会、監査委員会へ定期的に報告しています。

また、製薬企業特有の専門分野については、法令、定款に適合していることを確認する執行役を適切に任命しています。

）当社を除くENW企業の役員および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、ENW企業を統轄、管轄または管掌する執行役を職務分掌で定めています。ENW企業を担当する執行役は、各ENW企業の意思決定手続きの制定、重要な会議への出席、定期的な報告書等により、ENWから報告を受ける体制を整備しています。ENW企業の状況については、担当執行役から取締役会に適宜報告されています。

(d) 内部監査部門の状況

監査委員会を補佐する経営監査部は4名、内部監査を実施するコーポレートIA部は14名で構成され、互いに連携し監査の質の向上と効率的な監査の実現を推進しています。

(e) 会計監査人の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けています。有限責任監査法人トーマツにおいて当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次の3名であり、その補助者は公認会計士13名、その他21名です。

氏名	役職	当社の監査年数
武井 雄次	指定有限責任社員、業務執行社員	1年
大谷 博史	指定有限責任社員、業務執行社員	2年
杉本 健太郎	指定有限責任社員、業務執行社員	3年

なお、会計監査人については、定款に責任限定契約を締結できる旨の規定を設けていませんので、当該契約は締結していません。

(f) 会計監査人と内部監査部門との連携状況

当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制の整備・評価に関して、会計監査人と定期的に情報共有の場を設定し、的確かつ効率的な内部統制監査のための連携につとめています。

内部統制システムとリスク管理体制の構築・整備および運用の状況

当社では、チーフコンプライアンスオフィサー兼内部統制担当執行役がコンプライアンス・リスク管理推進部を指揮し、コンプライアンスとリスク管理を推進しています。

コンプライアンスを「法令と倫理の遵守」と定義して経営の根幹に据え、トップマネジメントのメッセージ発信、コンプライアンス推進体制の整備、行動規範やルールの整備、啓発活動、および相談・連絡窓口の整備等からなるコンプライアンス・プログラムを実践しています。

リスク管理については、リスクを「企業や組織の目的の達成を阻害する脅威または可能性のある事象」と定義し、リスクを許容範囲に収めるため、内部統制の構築・整備、運用および内部監査等を実践しています。

(a) コンプライアンスの推進

コンプライアンス・リスク管理推進部が、各リージョンの推進担当部署および推進担当者と連携し、グローバルにコンプライアンスの推進活動を行っています。このコンプライアンス推進活動は、国内外の弁護士やコンサルタント等社外専門家で組織されたコンプライアンス委員会による客観的なレビューを定期的に受けています。また、コンプライアンス委員会はチーフコンプライアンスオフィサーに対しても、助言および勧告を行っています。

イ) コンプライアンス意識の醸成のための啓発活動

当社グループでは、役員および従業員一人ひとりが、常にコンプライアンスに則った企業活動を行っていくことを確たるものとする上で、全役員および従業員へのコンプライアンス意識の醸成が不可欠であると考えています。

このため、ENW企業行動憲章、行動指針をとりまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」をすべての役員および従業員向けに作成し、17カ国語で発行しています。また、「コンプライアンス・ハンドブック」の内容を理解し、遵守する旨を全役員および従業員が毎年宣誓しています。

さらに、国内のグループでは、コンプライアンス・カウンターの連絡先等を記載した携帯用「コンプライアンス・カード」を作成し、すべての役員および従業員で共有しています。

コンプライアンス役員研修会をはじめとする研修会の開催、e-ラーニング、ケーススタディの配信など、様々な媒体を駆使した教育研修を継続して実施し、コンプライアンス意識の醸成に取り組んでいます。

ロ) 関連当事者間の取引

取締役、執行役、従業員などの当社関係者がその立場を濫用して当社や株主共同の利益を害することを防止するため、当社は利益相反取引、株主に対する利益供与および贈収賄の禁止について、当社「ENW贈

収賄・汚職の防止に関するポリシー」に定めコンプライアンス研修等を通じて取締役、執行役、従業員に周知徹底しています。

当社と主要株主との取引の有無およびその内容については、当社取締役会によって適切に監督するとともに、監査委員会は定期的な監査対象事項として監査しています。また、当社取締役会は、当社や株主の利益に反する行為を行うことを防止するため、取締役および執行役による自己取引および利益相反取引については当社取締役会の承認を必要とすることを取締役会細則に規定し、開示しています。なお、この取引については、重要な事実を適切に取締役会に報告することとしています。

#### ハ) コンプライアンス・カウンターの活用

コンプライアンス・カウンターは、ENWにおける内部通報制度としての相談・連絡窓口であり、日本、米国、欧州、中国、アジア等、グローバルに設置されています。法律の解釈などコンプライアンスに関して判断に迷った場合や、自分自身の行動や上司、同僚の行動がコンプライアンスに則っているか疑問を感じた場合など、すべての役員および従業員の身近な相談・連絡窓口として運用されています。ハラスメント、個人情報保護、著作権、公務員倫理規程、業界の自主規制など様々な分野の相談・連絡に活用されています。

#### 二) 監査委員会への報告

コンプライアンス・カウンターにおける相談・連絡の受付件数などの運営状況を毎月監査委員会に報告しています。また、チーフコンプライアンスオフィサーやコンプライアンス・カウンターが入手した事項のうち、重大なものについては直ちに監査委員会に報告する体制を構築しています。

#### (b) リスク管理の推進

当社では、会社法にもとづき、取締役会が「執行役の職務の執行の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」を制定し、すべての執行役が担当職務のリスクを識別し、内部統制を構築・整備、運用することを定めています。これを受け、内部統制担当執行役が「ENW内部統制ポリシー」を定め、グループ全体で内部統制の構築・整備、運用を推進し、リスクを許容範囲に管理すべく取り組んでいます。

#### イ) リスクの把握と迅速かつ効率的なリスク対応の推進

リスク管理の仕組みの1つとして、CSA(Control Self-Assessment：統制自己評価)を実施しています。CSAでは、すべての執行役へのインタビューならびに執行役からの報告書により全社的な重要リスクを把握し、執行役によるリスク対応の状況確認を行うことでリスク管理の実効性を高めています。また、ENWのすべての組織長を対象にしたCSAでは、アンケートやワークショップを通じてリスクへの対応を進めています。

執行役と組織長が識別したすべてのリスクは、リスクマネジメント委員会が一元管理しています。識別したリスクは、発生可能性、影響度で重要性を評価し、リスク対応の優先度を定めて効率的にリスク管理に取り組んでいます。さらに、社外の企業不祥事等を常時監視することで自社の潜在的なリスクを早期に感知し、リスクの顕在化を防止する活動も実施しており、迅速なリスク対応を行っています。

#### ロ) 国際基準にもとづいた内部監査活動

内部監査は、監査委員会の監査や会計監査人の会計監査とは異なる任意の監査です。当社は、内部統制担当執行役のもとに設置したコーポレートIA部が日本、米国、欧州、中国、アジアにある各リージョンの内部監査部門と協力しながら、グローバルに内部監査を実施しています。この内部監査では、各執行役の業務執行が適正かつ効率的に実施されていることを、独立かつ客観的に評価し、その結果は執行役会ならびに監査委員会へ報告しています。なお、内部監査部門はグローバルスタンダードに対応した高品質な監査を確保するため、毎年、社外有識者で構成された外部評価委員会により、IIA(The Institute of Internal Auditors：米国に本部を置く内部監査人協会)の国際基準に沿った評価を受けています。

<ENW企業行動憲章>

私たちは、患者様とご家族の喜怒哀楽を考え、そのベネフィット向上を第一義とし、世界のヘルスケアの多様なニーズを充足するために事業活動を行っています。私たちは、いかなる医療システム下においてもヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業として、患者様と生活者の皆様に貢献できる製品とサービスを提供します。

私たちは、企業理念の実現のために、常にコンプライアンス(法令と倫理の遵守)の考えに基づいて適時、適切な判断と行動を行います。コンプライアンスは社のすべての活動の中で最優先されるものであり、企業継続の基盤です。

私たちは、ここに、コンプライアンス実行のための企業行動憲章を定めます。ENWのすべての役員は、本憲章の内容と精神を実現することが自らの役割であることを認識するとともに、率先垂範の上、従業員がコンプライアンスを実践するよう導きます。そして、ENWの従業員一人ひとりは、これを厳守し、最善の努力を払って日々行動します。

[ステークホルダーズとの関係]

1. 私たちは、医療に携わるすべての人々、株主、投資家、従業員、取引先、患者様、地域社会などと信頼関係を築きます。
2. 私たちは、贈収賄をはじめビジネス上のいかなる不当な利益のやり取りもしません。
3. 私たちは、公明正大に競争します。
4. 私たちは、会社が保有する情報を適正に管理し、正確、完全、公正に記録します。
5. 私たちは、ステークホルダーズとコミュニケーションを図り、会社情報を適時、適切に開示します。
6. 私たちは、職場において、公平に、敬意を持って、差別をしないという原則に従って行動するとともに、安全な職場環境を確保します。

[社会との関係]

7. 私たちは、各国の法規を遵守するとともに、高い誠実性をもって行動します。
8. 私たちは、いかなる国や地域において事業を展開する場合にも、人権を尊重し、児童労働、強制労働、人身取引等は許しません。その上で、各国の文化や習慣を尊重した事業活動を展開します。
9. 私たちは、良き企業市民として、社会貢献活動を推進します。
10. 私たちは、政治、行政とは、公正で透明な関係を維持します。
11. 私たちは、反社会的勢力との関係を排除し、関係遮断を徹底します。
12. 私たちは、各国において環境保全に配慮した事業活動を推進します。

役員報酬の内容

(a) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

取締役および執行役の2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日)における報酬等の総額は1,435百万円であり、その内訳は次のとおりです。

	基本報酬		業績連動型報酬				合計 (百万円)
			賞与		株式報酬		
	対象人員 (名)	金額 (百万円)	対象人員 (名)	金額 (百万円)	対象人員 (名)	費用計上額 (百万円)	
取締役(社内)	4	113	-	-	-	-	113
取締役(社外)	10	74	-	-	-	-	74
執行役	23	736	25	388	25	123	1,247
合計	37	924	25	388	25	123	1,435

(注1) 取締役と執行役の兼務者の報酬等は、執行役の報酬等のみとしているため、取締役兼代表執行役CEOの報酬等は、執行役に含まれています。

(注2) 基本報酬には、対象となる役員に対して、各役員の2016年度の在任期間に応じて支払った基本報酬の合計額を記載しています。

(注3) 執行役の賞与は、2016年4月から2017年3月を対象期間とし、対象となる執行役に対して2017年7月に支給する予定の未払賞与の総額、および2015年4月から2016年3月を対象期間とし、対象となる執行役に対して2016年7月に支給した賞与の総額と、2015年度に開示した賞与引当額との差額の合計額を記載しています。

(注4) 執行役の株式報酬は、2016年4月から2017年3月を対象期間とし、対象となる執行役に対して2017年7月に交付する予定の未払株式報酬の総額、および2015年4月から2016年3月を対象期間とし2016年7月に交付した株式報酬等の総額と、2015年度に開示した株式報酬引当額との差額の合計額を記載しています。なお、執行役の株式報酬は、対象



となる執行役に交付した、および交付する予定の当社普通株式の総数に、信託が保有する当社株式の単価を乗じた額をもとに記載しています。

(注5) ストックオプションに関しては、2013年6月の株式報酬体系への移行後、新たな付与を廃止しており、2015年度以降に会計処理上必要な費用計上額がなく、表中に記載していません。

(b) 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)				連結報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	賞与	株式報酬	中期インセンティブ	
内藤 晴夫 (取締役兼 代表執行役CEO)	提出会社	89	42	14	-	145
ガリー・ヘンドラー (常務執行役)	提出会社	-	-	-	-	126
	Eisai Europe Ltd.	61	50	-	15	
リン・クレイマー (執行役)	提出会社	-	-	-	-	166
	Eisai Inc.	67	52	-	47	
サジ・プロシダ (執行役)	提出会社	-	-	-	-	147
	Eisai Inc.	58	38	-	50	
アレキサンダー・ スコット (執行役)	提出会社	-	-	-	-	119
	Eisai Inc.	48	24	-	47	

(注1) 連結報酬等の総額が1億円以上の者に限定して記載しています。

(注2) ガリー・ヘンドラーは、Eisai Europe Ltd.(英国)より、リン・クレイマー、サジ・プロシダおよびアレキサンダー・スコットは、Eisai Inc.(米国)より、それぞれ報酬を受けており、その総額を記載しています。

(c) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

取締役および執行役の報酬等については報酬委員会で決定しています。当社の報酬委員会は、委員長を含む3名全員が社外取締役であり、客観的な視点と透明性を重視しています。

報酬委員会は、当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しており、主に取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容、執行役の業績連動型報酬の決定に係る全社業績目標および各執行役の個人別業績目標の達成度にもとづき評価の決定を行っています。

イ) 報酬等の決定に関する基本方針

報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の基本方針について、報酬委員会運用規則で以下のとおり定めています。

[取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の基本方針]

グローバルに優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬内容とする。

株主および従業員に対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。

経営の監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役の報酬等は、別体系とする。

取締役の報酬等は、取締役が、その職務である経営の監督機能を十分に発揮するのに相応しい報酬内容とする。

執行役の報酬等は、執行役が、その職務である業務執行に対し強く動機付けられ、大きな貢献を生み出せる報酬内容とする。

取締役と執行役を兼任する者の報酬等は、執行役の報酬等のみとする。

執行役と使用人を兼任する者の報酬等は、執行役の報酬等のみとする。

## ロ) 報酬体系と内容

報酬委員会では、取締役および執行役の報酬等に関する諸課題を検討するとともに、報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系を決定しています。

なお、報酬等に関する諸課題の検討および報酬等の水準の調査、検討において、報酬委員会は、外部専門機関のデータ等を積極的に取り入れ、活用しています。

### 1) 取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、定額の基本報酬のみとなっています。取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できる、取締役として相応しい内容とするため、業績連動型報酬を組み込まずに定額とし、その水準は、産業界の中上位水準を志向して設定しています。

#### 「基本報酬」

- ・基本報酬は定額制としています。
- ・取締役会の議長、各委員会の委員長には、当該職務に対する報酬が加算されています。
- ・社内取締役には、常勤の取締役としての業務に対する報酬が加算されています。

### 2) 執行役の報酬体系

優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬内容とすること、および執行役が業務執行に対し強く動機付けられ、大きな貢献を生み出せる報酬内容とすること、これらの基本方針に則り、報酬委員会では国や地域による報酬水準や報酬等の仕組みの違いを認識して、執行役の報酬等を決定しています。

執行役の報酬等は、以下に示すとおり、基本報酬、賞与および株式報酬で構成しています。執行役の報酬等の水準は、産業界の中上位水準を志向して設定しています。

#### 「基本報酬」

- ・基本報酬は役位別の定額制としています。

#### 「賞与」

- ・賞与は、全社業績目標および各執行役の個人別業績目標達成度により、役位別の賞与基礎額の0%～225%の範囲で支給されることとしています。

#### 「株式報酬」

- ・株式報酬は、全社業績目標達成度により、役位別の基本交付株数の0～150%の範囲で給付することとしています。

執行役の報酬等は、基本報酬、賞与および株式報酬の割合を6：3：1とし、総報酬における業績連動型報酬比率は40%となっています。

なお、海外子会社出身の執行役、および高度な専門性や資格等を有する執行役の報酬等については、報酬決定のプロセスは同様であるものの、現地の報酬の仕組みや報酬水準、職務の専門性の違いを考慮し、個別に審議を行い決定しています。特に、海外子会社出身の執行役の業績連動型報酬においては、株式報酬制度は採用せず、中長期インセンティブ制度を取り入れた設計としています。

### < 執行役への株式報酬制度 >

当社の株式報酬制度は、信託を通じ、全社業績目標達成度に応じて執行役に株式報酬を毎年給付する中長期インセンティブプランです。

当社執行役が株主の皆様と同じ視点で利益意識を共有し、中長期的な視野で業績や株価を意識した業務執行を動機付ける内容としています。

執行役に給付される株式報酬は、毎年全社業績に応じて増減します。また、中長期的には、株価が変動することにより報酬としての実質的な価値が変動します。この仕組みを継続することで、株主の皆様と同じ視点に立って企業価値を向上させようという執行役のモチベーションの向上につながるものと考えています。

なお、社内規程により、執行役は当社株式を在任中および退任後1年経過するまで売却することはできません。

<業績連動型報酬の決定プロセス>



報酬委員会は執行役の業績評価および業績連動型報酬(賞与、株式報酬)の個人別の支給額・交付株数を審議し、決定します。執行役の賞与および株式報酬は全社業績目標および各執行役の業績目標の達成度に応じて、それぞれ上記の計算式により算出されます。

全社業績目標達成度は、連結売上収益、連結営業利益、連結当期利益(親会社帰属分)および連結ROEを評価し決定します。事業年度ごとに、各項目の達成度にもとづき報酬委員会が全社業績目標の達成度を0~150%の範囲で評価します。

個人別業績目標達成度は、各執行役の個人別業績目標の達成度にもとづき、代表執行役CEOから提案される個人別評価を報酬委員会が審査の上、承認しています。なお、個人別業績目標は、各執行役が具体的な業績目標を掲げて優先度に応じて配点ウェイトを定め、代表執行役CEOとの協議のもとに設定し、報酬委員会がその妥当性を審議の上、承認しています。

その結果、執行役の賞与は賞与基礎額を100%とすると0~225%の範囲で支給され、株式報酬は基本交付株数を100%とすると0~150%の範囲で給付されることとなります。

株式の保有状況

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 55銘柄  
 貸借対照表計上額の合計額 35,843百万円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
アルフレッサ ホールディングス(株)	4,602,724	8,879	取引関係の強化のため
(株)スズケン	2,081,845	7,599	取引関係の強化のため
(株)マツモトキヨシホールディングス	1,407,500	7,432	取引関係の強化のため
東京海上ホールディングス(株)	345,700	1,623	取引関係の強化のため
(株)めぶきフィナンシャルグループ	3,279,135	1,459	財務活動の円滑化のため
キッセイ薬品工業(株)	474,000	1,383	事業上の関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,750,000	1,224	財務活動の円滑化のため
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	642,154	663	取引関係の強化のため
クオール(株)	393,600	647	取引関係の強化のため
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	546,005	382	取引関係の強化のため
(株)東京TYフィナンシャルグループ	112,119	374	財務活動の円滑化のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	77,632	300	財務活動の円滑化のため
(株)メディパルホールディングス	109,888	192	取引関係の強化のため
シンバイオ製薬(株)	833,400	183	事業上の関係強化のため
ライオン(株)	91,046	182	事業上の関係強化のため
芙蓉総合リース(株)	35,000	175	取引関係の強化のため
小林製薬(株)	29,202	157	事業上の関係強化のため
(株)キリン堂ホールディングス	188,798	151	取引関係の強化のため
(株)ココカラファイン	30,240	146	取引関係の強化のため
丸三証券(株)	153,737	141	財務活動の円滑化のため
ダイト(株)	55,000	124	事業上の関係強化のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
参天製薬(株)	6,862,500	11,062	議決権行使の指図権限
(株)メディパルホールディングス	5,845,958	10,207	議決権行使の指図権限
(株)インテージホールディングス	1,800,000	3,600	議決権行使の指図権限
日本光電工業(株)	1,165,260	2,900	議決権行使の指図権限
久光製薬(株)	390,600	2,484	議決権行使の指図権限
東邦ホールディングス(株)	950,162	2,214	議決権行使の指図権限
(株)日清製粉グループ本社	1,250,900	2,078	議決権行使の指図権限
(株)みずほフィナンシャルグループ	7,000,000	1,428	議決権行使の指図権限
(株)りそなホールディングス	1,700,000	1,016	議決権行使の指図権限

(注1) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(注2) みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものであり、「貸借対照表計上額」欄には当事業年度末日における時価に議決権行使の指図権限の対象となる株式数を乗じて得た額を、また「保有目的」欄には当該株式について当社が有する権限の内容を記載しています。

(前事業年度)  
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
アルフレッサ ホールディングス(株)	4,602,724	9,937	取引関係の強化のため
(株)マツモトキヨシホールディングス	1,407,500	8,290	取引関係の強化のため
(株)スズケン	2,081,845	7,963	取引関係の強化のため
東京海上ホールディングス(株)	345,700	1,314	取引関係の強化のため
キッセイ薬品工業(株)	474,000	1,230	事業上の関係強化のため
(株)常陽銀行	2,802,680	1,082	財務活動の円滑化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,750,000	913	財務活動の円滑化のため
クオール(株)	393,600	666	取引関係の強化のため
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	642,154	570	取引関係の強化のため
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	546,005	354	取引関係の強化のため
(株)東京TYフィナンシャルグループ	112,119	293	財務活動の円滑化のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	776,327	256	財務活動の円滑化のため
(株)メディパルホールディングス	105,630	188	取引関係の強化のため
(株)キリン堂ホールディングス	187,301	188	取引関係の強化のため
シンバイオ製薬(株)	833,400	183	事業上の関係強化のため
芙蓉総合リース(株)	35,000	168	取引関係の強化のため
ダイト(株)	55,000	166	事業上の関係強化のため
丸三証券(株)	153,737	163	財務活動の円滑化のため
(株)ココカラファイン	30,240	148	取引関係の強化のため
小林製薬(株)	14,430	143	事業上の関係強化のため
ライオン(株)	91,046	116	事業上の関係強化のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
参天製薬(株)	6,862,500	11,618	議決権行使の指図権限
(株)メディパルホールディングス	5,845,958	10,417	議決権行使の指図権限
日本光電工業(株)	1,165,260	3,260	議決権行使の指図権限
(株)インテージホールディングス	1,800,000	2,601	議決権行使の指図権限
東邦ホールディングス(株)	950,162	2,288	議決権行使の指図権限
(株)日清製粉グループ本社	1,250,900	2,238	議決権行使の指図権限
久光製薬(株)	390,600	1,965	議決権行使の指図権限
(株)みずほフィナンシャルグループ	7,000,000	1,177	議決権行使の指図権限
(株)りそなホールディングス	1,700,000	683	議決権行使の指図権限

(注1) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(注2) みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものであり、「貸借対照表計上額」欄には前事業年度末日における時価に議決権行使の指図権限の対象となる株式数を乗じて得た額を、また「保有目的」欄には当該株式について当社が有する権限の内容を記載しています。

- (c) 保有目的が純投資目的である投資株式  
 該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	当期		前期	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	140	-	147	-
連結子会社	36	2	32	2
計	176	2	179	2

【その他重要な報酬の内容】

当期および前期において、当社の海外連結子会社は、一部を除き、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークであるデロイト トウシュ トーマツ リミテッドに属している各国の会計事務所の監査を受けており、その監査業務に係る報酬等および非監査業務(税務コンサルティング等)に係る報酬等を支払っています。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当期および前期において、該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査時間、規模および内容等を勘案した上で決定し、監査委員会において同意しています。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けています。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。その内容は以下のとおりです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しています。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っています。



1【連結財務諸表等】  
 (1)【連結財務諸表】  
 【連結損益計算書】

(単位:百万円)

	注記	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
売上収益	6	539,097	547,922
売上原価	7	195,905	194,459
売上総利益		343,192	353,463
販売費及び一般管理費	7	179,677	192,817
研究開発費	7	112,478	122,307
その他の収益	8	13,587	17,661
その他の費用	8	5,560	4,066
営業利益		59,064	51,935
金融収益	9	1,847	2,024
金融費用	9	3,243	3,485
税引前当期利益		57,668	50,473
法人所得税	10	15,422	4,571
当期利益		42,246	55,045
当期利益の帰属			
親会社所有者		39,358	54,933
非支配持分		2,887	111
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	11	137.63	192.23
希薄化後1株当たり当期利益(円)	11	137.41	191.76

【連結包括利益計算書】

(単位:百万円)

	注記	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
当期利益		42,246	55,045
その他の包括利益			
損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	12	576	1,609
確定給付制度に係る再測定	12	3,983	6,816
小計		3,407	5,207
損益にその後に振り替えられる可能性の ある項目			
在外営業活動体の換算差額	12	9,322	32,660
キャッシュ・フロー・ヘッジ	12	499	725
小計		8,822	33,386
その他の包括利益合計		5,416	38,593
当期包括利益		36,830	16,452
当期包括利益の帰属			
親会社所有者		33,969	16,483
非支配持分		2,860	31

【連結財政状態計算書】

(単位:百万円)

	注記	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
<b>資産</b>			
<b>非流動資産</b>			
有形固定資産	13	103,574	104,555
のれん	14	173,965	174,877
無形資産	14	112,501	104,163
その他の金融資産	15,27	54,459	43,824
その他	16	13,768	7,139
繰延税金資産	10	88,342	91,630
非流動資産合計		546,609	526,188
<b>流動資産</b>			
棚卸資産	17	82,876	73,677
営業債権及びその他の債権	18,27	154,502	147,664
その他の金融資産	15,27	42,875	19,542
その他	16	17,126	20,305
現金及び現金同等物	19	186,775	176,830
小計		484,155	438,018
売却目的で保有する資産	30	-	9,782
流動資産合計		484,155	447,800
資産合計		1,030,764	973,987

(単位:百万円)

	注記	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
<b>資本</b>			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	20	44,986	44,986
資本剰余金	20	77,652	58,232
自己株式	20	35,888	36,231
利益剰余金		394,981	394,974
その他の資本の構成要素		102,899	111,701
親会社の所有者に帰属する持分合計		584,630	573,661
非支配持分		17,961	3,168
資本合計		602,591	576,828
<b>負債</b>			
非流動負債			
借入金	21,27	163,474	203,593
その他の金融負債	22,27	2,511	3,214
退職後給付に係る負債	23	13,788	13,203
引当金	24	1,216	1,189
その他	25	23,044	20,962
繰延税金負債	10	448	287
非流動負債合計		204,482	242,448
流動負債			
借入金	21,27	50,000	-
営業債務及びその他の債務	26,27	70,750	56,399
その他の金融負債	22,27	3,980	4,221
未払法人所得税		5,896	5,437
引当金	24	14,647	11,143
その他	25	78,418	74,728
小計		223,691	151,927
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	30	-	2,784
流動負債合計		223,691	154,711
負債合計		428,173	397,159
資本及び負債合計		1,030,764	973,987

【連結持分変動計算書】

当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度に係る再測定
期首残高 (2016年4月1日)		44,986	58,232	36,231	394,974	-	-
当期利益		-	-	-	39,358	-	-
その他の包括利益合計		-	-	-	-	576	3,989
当期包括利益		-	-	-	39,358	576	3,989
剰余金の配当	31	-	-	-	42,905	-	-
株式報酬取引	32	-	238	-	-	-	-
自己株式の取得	20	-	-	307	-	-	-
自己株式の処分	20	-	222	650	-	-	-
支配の喪失を伴わない持分の変動	34	-	19,478	-	-	-	-
子会社の取得	34	-	-	-	-	-	-
振替		-	-	-	3,413	576	3,989
その他		-	41	-	141	-	-
所有者との取引額等合計		-	19,421	343	39,351	576	3,989
期末残高 (2017年3月31日)		44,986	77,652	35,888	394,981	-	-

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の資本の構成要素合計			
期首残高 (2016年4月1日)		112,837	1,136	111,701	573,661	3,168	576,828
当期利益		-	-	-	39,358	2,887	42,246
その他の包括利益合計		9,301	499	5,389	5,389	27	5,416
当期包括利益		9,301	499	5,389	33,969	2,860	36,830
剰余金の配当	31	-	-	-	42,905	1,940	44,845
株式報酬取引	32	-	-	-	238	-	238
自己株式の取得	20	-	-	-	307	-	307
自己株式の処分	20	-	-	-	871	-	871
支配の喪失を伴わない持分の変動	34	-	-	-	19,478	522	20,000
子会社の取得	34	-	-	-	-	13,320	13,320
振替		-	-	3,413	-	-	-
その他		-	-	-	100	31	131
所有者との取引額等合計		-	-	3,413	23,000	11,933	11,068
期末残高 (2017年3月31日)		103,536	637	102,899	584,630	17,961	602,591

前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度に係る再測定
期首残高 (2015年4月1日)		44,986	58,040	37,308	387,967	-	-
当期利益		-	-	-	54,933	-	-
その他の包括利益合計		-	-	-	-	1,608	6,695
当期包括利益		-	-	-	54,933	1,608	6,695
剰余金の配当	31	-	-	-	42,865	-	-
株式報酬取引	32	-	216	-	-	-	-
自己株式の取得	20	-	-	94	-	-	-
自己株式の処分	20	-	367	1,171	-	-	-
振替		-	-	-	5,087	1,608	6,695
その他		-	41	-	25	-	-
所有者との取引額等合計		-	192	1,077	47,926	1,608	6,695
期末残高 (2016年3月31日)		44,986	58,232	36,231	394,974	-	-

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の資本の構成要素合計			
期首残高 (2015年4月1日)		145,475	411	145,064	598,749	3,313	602,061
当期利益		-	-	-	54,933	111	55,045
その他の包括利益合計		32,639	725	38,451	38,451	142	38,593
当期包括利益		32,639	725	38,451	16,483	31	16,452
剰余金の配当	31	-	-	-	42,865	59	42,923
株式報酬取引	32	-	-	-	216	-	216
自己株式の取得	20	-	-	-	94	-	94
自己株式の処分	20	-	-	-	1,538	-	1,538
振替		-	-	5,087	-	-	-
その他		-	-	-	66	55	11
所有者との取引額等合計		-	-	5,087	41,570	114	41,685
期末残高 (2016年3月31日)		112,837	1,136	111,701	573,661	3,168	576,828

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	注記	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期利益		57,668	50,473
減価償却費及び償却費		26,484	34,064
減損損失		376	2,133
運転資本の増減額( は増加)	33	1,509	35,913
利息及び配当金の受取額		1,731	1,896
利息の支払額		2,643	3,949
法人所得税の支払額		12,467	9,995
法人所得税の還付額		10,924	2,096
その他		7,731	17,014
営業活動によるキャッシュ・フロー		75,851	95,617
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出		7,824	6,814
有形固定資産の売却による収入		297	13,995
無形資産の取得による支出		12,177	33,258
子会社の取得による支出	33	-	8,954
子会社の取得による収入	33	19,346	-
子会社の売却による収入	33	6,459	20,531
金融資産の取得による支出		12,769	16,526
金融資産の売却・償還による収入		12,486	16,659
3カ月超預金の預入による支出		72,931	26,976
3カ月超預金の払戻による収入		39,119	34,934
その他		604	291
投資活動によるキャッシュ・フロー		28,596	6,701
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入金の増減額( は減少)		-	227
長期借入れによる収入		9,981	39,904
長期借入金の返済による支出		-	40,000
社債の償還による支出		-	30,000
配当金の支払額		42,905	42,865
その他		2,515	244
財務活動によるキャッシュ・フロー		35,440	72,944
現金及び現金同等物に係る換算差額		4,366	9,982
現金及び現金同等物の増減額( は減少)		7,450	5,991
現金及び現金同等物の期首残高		179,326	173,335
現金及び現金同等物の期末残高	33	186,775	179,326

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

当社は日本国にある株式会社であり、東京証券取引所市場第一部(TSE:4523)に上場しています。

当社グループは、当社、連結子会社45社及び関連会社1社で構成され、その事業内容を、医薬品事業とその他事業に区分しています。医薬品事業では、医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等の研究開発・製造・販売を行っています。

2. 連結財務諸表作成の基礎

(1) 準拠の表明

当社は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たしているため、同第93条の規定により、当社グループの連結財務諸表をIFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、公正価値で測定されている金融商品、退職後給付制度に係る資産及び負債等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 表示通貨及び表示単位

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示し、百万円未満を四捨五入しています。

(4) 会計方針の変更

当社グループが当連結会計年度より適用している主な基準書及び解釈指針は次のとおりです。

基準書及び解釈指針	強制適用開始時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用開始時期	概要
IAS第16号 有形固定資産 IAS第38号 無形資産	2016年1月1日	2017年3月期	減価償却及び償却の許容される方法の明確化
IFRS第11号 共同支配の取決め	2016年1月1日	2017年3月期	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理
IAS第1号 財務諸表の表示	2016年1月1日	2017年3月期	重要性に応じた開示の取り扱いの明確化
IFRS第10号 連結財務諸表 IFRS第12号 他の企業への関与の開示 IAS第28号 関連会社及び共同支配企業に対する投資	2016年1月1日	2017年3月期	投資企業に関する連結・持分法の例外規定適用の明確化

上記の基準書及び解釈指針を適用したことによる、当連結財務諸表への重要な影響はありません。

(5) 早期適用する基準書及び解釈指針

当社グループは、2012年4月1日より次の基準書及び解釈指針を早期適用しています。

- ・ IFRS第9号「金融商品」(2009年11月公表、2010年10月及び2011年12月改訂)



(6) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

当社グループの連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針は次のとおりです。

基準書及び解釈指針	強制適用開始時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用開始時期	概要
IAS第12号 法人所得税	2017年1月1日	2018年3月期	未実現損失に係る繰延税金資産に関する会計処理の明確化
IAS第7号 キャッシュ・フロー計算書	2017年1月1日	2018年3月期	財務活動から生じる負債の変動に関する開示の要求
IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益の認識に関する会計処理を改訂
IFRS第9号 (最終版) 金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	金融商品の分類と測定、減損及びヘッジ会計の改訂
IFRS第2号 株式に基づく報酬	2018年1月1日	2019年3月期	現金決済型の株式報酬取引における権利確定条件の影響に関する会計処理の明確化
IFRIC第22号 外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	2019年3月期	外貨建の前払または前受対価を含む取引の会計処理を明確化
IFRS第16号 リース	2019年1月1日	2020年3月期	リース契約の識別及び会計処理に関する改訂
IFRS第10号 連結財務諸表 IAS第28号 関連会社及び共同支配企業 に対する投資	未定	未定	関連会社等に対する資産の売却等の会計処理の改訂

連結決算日現在において、当社グループはこれらの基準書及び解釈指針を適用していません。当社グループ適用開始時期が2018年3月期である基準書及び解釈指針を適用することによる連結財務諸表への影響は重要ではないと判断しています。また、当社グループ適用開始時期が2019年3月期以降である基準書及び解釈指針を適用することによる連結財務諸表への影響は検討中です。

### 3. 重要な会計方針

当社グループの重要な会計方針は次のとおりであり、当連結財務諸表が表示されているすべての期間について適用しています。

#### (1) 連結の基本方針

当社グループの連結財務諸表は、当社、連結子会社及び関連会社の財務諸表に基づき、統一された会計方針を用いて作成しています。連結子会社及び関連会社が採用する会計方針が当社グループの会計方針と異なる場合には、必要に応じて各社の財務諸表に調整を加えています。また、連結財務諸表の作成にあたり、連結会社間の内部取引高、債権債務残高及び内部取引によって発生した未実現損益を消去しています。

##### 連結子会社

連結子会社とは、当社グループにより支配されている企業です。支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動にさらされ、かつ投資先に対するパワーを通じてリターンに影響を与える能力を有する場合をいいます。

連結子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結財務諸表に含めています。支配の喪失を伴わない連結子会社に対する持分の変動は、資本取引として非支配持分の修正額と支払対価または受取対価の公正価値との差額を資本剰余金に直接認識し、親会社の所有者に帰属させています。

##### 関連会社

関連会社とは、当該企業の経営方針に対して、当社グループが重要な影響力を有するが、当社グループにより支配されていない企業です。すべての関連会社に対して、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法を適用しています。

#### (2) 企業結合

当社グループは、取得法により企業結合の会計処理をしています。

取得法に基づき、取得日の公正価値で測定された支払対価と被取得企業に対する非支配持分の金額の合計を取得原価としています。非支配持分は、その公正価値または被取得企業の識別可能資産及び負債の公正価値に対する持分割合相当額で測定しています。企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。

支払対価の公正価値、被取得企業の非支配持分及び取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額をのれんとして認識しています。一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価額を下回る場合、その差額は損益として認識しています。

企業結合が発生した報告年度末までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、未完了な項目については暫定的な金額で報告しています。取得日時点で認識された暫定的な金額を測定期間の間に修正する場合、取得日に遡って修正しています。測定期間とは、取得日から当社グループが取得日に存在した事実や状況に関する完全な情報を入手する日までの期間であり、最長で1年間です。

#### (3) 外貨換算

当社グループにおける個々の企業の財務諸表は、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引を当該機能通貨により表示しています。一方、当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円により表示しています。

外貨建取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートにより機能通貨に換算しています。外貨建ての貨幣性資産及び負債は、連結決算日の為替レートにより機能通貨に換算しています。当該換算及び決済から生じる換算差額は、損益として認識しています。

在外営業活動体の業績及び財政状態を連結財務諸表に組み込むにあたり、当社グループの在外営業活動体の資産及び負債は、連結決算日の為替レートにより日本円に換算しています。また、損益項目は、期中平均為替レートで換算しています。この結果生じる為替差額は、その他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素として認識しています。なお、累積された為替換算差額は、その在外営業活動体が処分された時点で損益として認識しています。

(4) 収益の認識

当社グループは、経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、その金額が信頼性をもって測定可能である範囲において収益を認識しています。

医薬品販売による収益

当社グループは、医薬品の売上収益を、買手に物品所有の重要なリスク及び経済価値が移転した時(通常は物品の納品時)に認識しています。この取引から生じる収益は、受取対価の公正価値から様々な売上控除項目の見積り金額を差し引いて表示しています。売上控除項目には、割戻、値引、返品等を含んでいます。

共同販促による収益

当社グループは、当社グループが提携企業と共同で製品の販売促進活動を行い、その提携企業が物品販売の売上収益を認識する場合、共同販促により発生する収益の当社グループ持分を売上収益として認識しています。また、この共同販促により発生する費用の当社グループ負担分を、販売費及び一般管理費として認識しています。

ライセンスによる収益

当社グループは、当社グループが開発品または製品のライセンス導出により受領した収入(契約一時金、マイルストーン及びランニング・ロイヤルティ)を、取引の実態に従って収益として認識しています。

契約一時金及びマイルストーン収入は、契約上の履行義務を果たした時点で収益として認識しています。なお、契約上の履行義務がライセンス期間にわたって存在する場合、その期間にわたって合理的な基準に基づき収益として認識しています。

ランニング・ロイヤルティ収入は、その算定基礎に応じて収益として認識しています。

(5) 研究開発費

研究費

当社グループは、研究活動(共同研究及び委託研究を含む)に係る支出を研究開発費として認識しています。

開発費

当社グループは、開発活動に係る支出が自己創設無形資産の要件を満たした場合に、当該支出を無形資産として認識しています。当社グループの社内発生開発費は、承認が得られないリスク及び開発が遅延または中止となるリスクがあるため、自己創設無形資産の要件を満たしておらず、研究開発費として認識しています。

他社から取得した仕掛中の研究開発投資については、無形資産として認識しています。

また、共同研究開発契約等により、当社グループが提携企業から開発負担金を受領した場合は、当該開発負担金を研究開発費から差し引いています。

(6) 従業員給付

退職後給付

当社グループの退職後給付制度は、確定給付型制度と確定拠出型制度があります。

確定給付型制度においては、各連結決算日に実施する年金数理計算で予想単位積増方式を使用して当期勤務費用を算定し、費用として認識しています。当期に発生したすべての数理計算上の差異は、その他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素として認識後、利益剰余金に振り替えています。退職後給付に係る負債(純額)は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。

確定拠出型制度においては、従業員が受給権を得る役務を提供した時点で当社グループの拠出額を費用として認識しています。

解雇給付

当社グループは、当社グループが通常の退職日前に従業員の雇用を終了する場合、または従業員が給付と引き換えに自発的に退職する場合に解雇給付を支給します。当社グループが、従業員を解雇することに関する詳細な公式の計画を有しており、その撤回可能性がない場合には、雇用の終了が確約された時点で解雇給付を費用として認識しています。

(7) 株式報酬費用

ストック・オプション制度

当社は、2013年3月期まで取締役、執行役及び使用人の一部に対して、持分決済型の株式報酬(ストック・オプション)を付与しています。

当社グループは、ストック・オプションの対価として受領したサービスは費用として認識し、対応する金額を資本の増加として認識しています。当該費用は、付与日において適切な価格モデルにより評価されたストック・オプションの公正価値であり、制度の権利確定期間まで、定額法により費用として認識されます。この評価に際しては、最終権利確定時の失効率を見積っており、その見積りを修正した場合は、残りの権利確定期間にて調整を行っています。

業績連動型株式報酬制度

当社は、2014年3月期より当社株式を業績に応じて毎年、執行役に交付する業績連動型株式報酬制度を導入しています。当社グループは、受領したサービスの対価を、付与する当社株式の公正価値を参照して測定しています。算定されたサービスの対価は費用として認識し、対応する金額を資本の増加として認識しています。

(8) 法人所得税

法人所得税は当期税金費用及び繰延税金費用の合計金額です。

当期税金費用

当社グループは、当期の課税所得に基づき当期税金費用を認識しています。税額の算定には連結決算日において制定され、または実質的に制定されている税率を用いています。未収法人所得税及び未払法人所得税は、税務当局から還付もしくは税務当局に対する納付が予想される金額で測定しています。

繰延税金費用

当社グループは、税務上と会計上の資産及び負債の金額に係る一時差異に対して、資産負債法により繰延税金費用を認識しています。原則として、繰延税金負債はすべての将来加算一時差異について認識し、繰延税金資産は、将来減算一時差異が利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内においてのみ認識しています。ただし、次の一時差異に係る繰延税金資産及び負債は認識していません。

- ・のれんから生じる一時差異
- ・会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初の認識により生じる一時差異

連結子会社及び関連会社への投資に関する将来加算一時差異に係る繰延税金負債は、一時差異の解消時期を当社がコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。

また、連結子会社及び関連会社への投資に関する将来減算一時差異に係る繰延税金資産は、予測可能な将来の期間に当該一時差異が解消し、かつ、当該一時差異からの便益を利用できる十分な課税所得が生じる可能性が高い範囲でのみ認識しています。

繰延税金資産及び負債は、連結決算日において制定され、または実質的に制定されている法令に基づき、関連する一時差異が解消される時に適用されると予想される税率を使用して算定しています。

当社または連結子会社が未収法人所得税と未払法人所得税を相殺する法的権利を有し、かつ企業が純額により決済することを意図する場合、繰延税金資産及び負債を相殺表示しています。

(9) 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額にて表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接要した費用、資産除去及び原状回復費用の見積金額の現在価値を含めています。また、一定の要件を満たした場合、資産の取得や建設などに直接起因した借入コストを当該資産の取得原価の一部として認識しています。

減価償却費は、資産の残存価額控除後の取得原価を償却するために、定額法により見積耐用年数にわたって認識しています。見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、連結決算日に見直し、見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しています。

主な見積耐用年数は次のとおりです。

- ・建物 15～50年
- ・機械装置 5～20年

有形固定資産の売却または除却から生じる損益は、その他の収益またはその他の費用として認識しています。

(10) 無形資産

当社グループは、無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額にて表示しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合で取得した無形資産は、取得時点の公正価値で測定しています。

償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で認識しています。見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、連結決算日に見直し、見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しています。

主な見積耐用年数は次のとおりです。

- ・ 販売権 10～15年
- ・ 技術資産 20年
- ・ ソフトウェア 5年

当社グループが取得した仕掛中の研究開発投資の会計処理は、次のとおりです。

個別に取得した仕掛中の研究開発投資(In-process research and development project: IPR&D資産)

当社グループは、個別に取得した仕掛中の研究開発投資を、以下の認識要件を満たした場合に資産として認識しています。

- ・ 将来の経済的便益をもたらす蓋然性が高いこと
- ・ 取得原価について信頼性をもって測定できること

他社から仕掛中の研究開発投資を取得する際の支出(契約一時金及びマイルストーン)は、上記の認識要件を満たしているため、IPR&D資産として認識しています。

当社グループの取得後のIPR&D資産に対する社内発生開発費は、研究開発費として認識しています。

IPR&D資産は、販売可能となった時点で販売権に振り替え、その見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、関連する特許権の法的保護期間などを考慮したキャッシュ・フローの予測期間に基づいて決定しています。

企業結合で取得した仕掛中の研究開発投資

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識される仕掛中の研究開発投資は、上記に記載された無形資産の認識要件を満たしています。そのため、当社グループは、当該研究開発投資を取得日の公正価値で測定し、IPR&D資産として認識しています。

IPR&D資産は、販売可能となった時点で販売権に振り替え、その見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、関連する特許権の法的保護期間などを考慮したキャッシュ・フローの予測期間に基づいて決定しています。

(11) 有形固定資産及び無形資産の減損

当社グループは、連結決算日に有形固定資産及び無形資産の減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施しています。耐用年数が確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、毎年一定の時期及び減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しています。

減損テストでは、回収可能価額を見積り、帳簿価額と回収可能価額の比較を行います。回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方です。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって算定しています。資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しています。

(12) のれん

当社グループは、企業結合で発生したのれんを支配獲得日(取得日)に資産として認識しています。のれんは、移転対価の公正価値、被取得企業の非支配持分及び取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、支配獲得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定されます。一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価額を下回る場合、その差額は損益として認識しています。

のれんは、企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる資金生成単位グループに配分しています。のれんは償却していませんが、のれんを配分した資金生成単位グループについては毎年一定の時期及び減損の兆候がある場合にはその時点で、減損テストを実施しています。資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、その差額を減損損失として認識しています。

(13) 棚卸資産

当社グループは、棚卸資産を取得原価または正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。取得原価は総平均法により評価しています。正味実現可能価額は、棚卸資産の見積販売価額から製品完成までのすべての製造費用及び販売費用を控除した後の金額です。

(14) 金融資産

金融資産の分類

当社グループは、すべての金融資産を当初認識時に公正価値で測定し、償却原価で測定する金融資産、損益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVTPL金融資産)、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(FVTOCI金融資産)に分類しています。

(a) 償却原価で測定する金融資産

当社グループは、以下の条件を満たす負債性金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とするビジネスモデルに基づいて、資産を保有していること
- ・ 金融資産の契約条件により、特定の日元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識し、当初認識後は実効金利法による償却原価から減損損失累計額を控除した金額で認識しています。

(b) FVTPL金融資産

当社グループは、上記の償却原価で測定する金融資産に分類されない負債性金融資産を、FVTPL金融資産に分類しています。

FVTPL金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動及び売却損益は金融損益として認識しています。

(c) FVTOCI金融資産

当社グループは、すべての資本性金融資産をFVTOCI金融資産に指定しています。

FVTOCI金融資産は、公正価値に取引費用を加算して当初認識しています。当初認識後の公正価値の変動及び認識の中止に係る利得または損失をその他の包括利益において認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、利益剰余金に振り替えています。

FVTOCI金融資産に係る受取配当金は、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて、配当受領権が確定した時点で金融収益として認識しています。

償却原価で測定する金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について連結決算日に減損の客観的な証拠の有無を検討しています。

個別に重要な金融資産については、減損の客観的な証拠の有無を個別に検討し、個別に重要でない金融資産については、個別にまたは集散的に検討しています。

減損の客観的な証拠がある場合、帳簿価額と金融資産の実効金利で割引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額を減損損失として認識しています。減損損失は、当該資産の帳簿価額を直接に、または貸倒引当金を通じて減額して認識しています。

認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または金融資産を譲渡し、ほとんどすべてのリスクと経済価値が受取人に移転した場合にのみ、金融資産の認識を中止しています。金融資産の認識の中止に係る利得または損失は、償却原価で測定する金融資産及びFVTPL金融資産は損益として認識し、FVTOCI金融資産はその他の包括利益として認識しています。

(15) ヘッジ会計

当社グループは、金利及び為替レートの変動によるリスクに対処するため、金利スワップ及び先物為替予約等のデリバティブ契約を締結しています。これらのデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で資産または負債として認識しています。

当初認識後の公正価値の変動は、ヘッジ対象とヘッジ手段がヘッジ会計の要件を満たさない場合は損益として認識しています。ヘッジ会計の要件を満たす場合の会計処理は、次のとおりです。

公正価値ヘッジ

ヘッジ対象の公正価値の変動リスクをヘッジする目的のデリバティブは、その公正価値の変動を損益として認識しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、損益として認識しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動リスクをヘッジする目的のデリバティブは、ヘッジ対象の公正価値の変動が損益として認識されるまで、その変動をその他の包括利益として認識し、その累計額をその他の資本の構成要素として認識しています。その他の資本の構成要素として認識された金額は、ヘッジ対象の公正価値の変動が損益として認識される場合に、その影響を相殺するよう損益に振り替えています。

(16) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的または推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しています。

引当金として認識された金額は、連結決算日における現在の債務を決済するために要する支出に関して、リスク及び不確実性を考慮に入れた最善の見積りです。引当金は見積キャッシュ・フローにより測定しており、貨幣の時間価値の影響が大きい場合、引当金の帳簿価額はそのキャッシュ・フローの現在価値で測定しています。割引計算を行った場合、時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しています。

売上割戻引当金

当社グループは、販売済の製品及び商品に対する連結決算日以降に予想される売上割戻に備えるため、対象となる売上収益に見積割戻率を乗じた金額を売上割戻引当金として認識しています。主に連結決算日より1年以内に支払うことを見込んでいます。

資産除去債務引当金

当社グループは、当社グループが使用する賃借建物及び敷地等に対する原状回復義務及び固定資産に関連する有害物質の除去に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して資産除去費用を見積り、資産除去債務引当金として認識しています。主に連結決算日より1年を経過した後に支払うことを見込んでいます。

リストラクチャリング引当金

当社グループは、組織構造改革に関連する費用等をリストラクチャリング引当金として認識しており、主に連結決算日より1年以内に支払うことを見込んでいます。リストラクチャリング引当金は、詳細な公式の計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しています。

(17) リース

ファイナンス・リース

当社グループは、ファイナンス・リース取引においては、リース開始日に算定したリース資産の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額を、リース資産及びリース負債として認識しています。リース料は、利息法により金融費用とリース債務の返済額に配分しています。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っています。

オペレーティング・リース

当社グループは、オペレーティング・リース取引においては、リース料をリース期間にわたって定額法により費用として認識しています。

#### 4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループの連結財務諸表は、経営者の見積り及び判断を含んでいます。

見積りの基礎となる仮定は継続的に見直しています。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しています。なお、これらの見積り及び仮定に関する不確実性により、将来の期間において資産または負債の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

経営者が見積り及び判断を行った重要な項目は次のとおりです。

##### のれん及び無形資産の減損テスト

当社グループは、資金生成単位グループより生じることが予想される将来キャッシュ・フロー及び現在価値の算定をするための割引率を見積り、のれん及び無形資産の減損テストを実施しています。

##### 有形固定資産及び無形資産の見積耐用年数

当社グループは、連結決算日において、有形固定資産及び無形資産の見積耐用年数を見直しています。

##### 金融商品の公正価値評価

当社グループは、特定の金融資産の公正価値を見積るために、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法を使用しています。

##### 退職後給付

確定給付制度債務は、年金数理計算に用いられる仮定に左右されます。当社グループは、仮定に用いる割引率、将来の給与水準、退職率及び死亡率を、直近の市場データ、統計データなどに基づき設定しています。

##### 法人所得税

当社グループは、各国の税務当局に納付すると予想される金額を法令等に従って合理的に見積り、法人所得税を認識しています。

当社グループは、税務調査の結果により修正される法人所得税の見積額に基づいて、負債を認識しています。税務調査による最終税額が当該負債の金額と異なる場合、その差額を税額が決定する期間において認識しています。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲においてのみ認識しています。当社グループは、事業計画等に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を合理的に見積り、課税所得が生じる可能性を判断しています。



5. セグメント情報

(1) 一般情報

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、トップマネジメントが定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、セグメントを医薬品事業とその他事業に区分しており、医薬品事業を構成する日本(医療用医薬品、ジェネリック医薬品、一般用医薬品等)、アメリカス(北米、中南米)、中国、アジア(韓国、台湾、香港、インド、アセアン等)、EMEA(欧州、中東、アフリカ、オセアニア)の5つの事業セグメントを報告セグメントとしています。

なお、当連結会計年度において、日本事業の継続的な成長に向けた再編に伴い、前連結会計年度に報告セグメントを構成していた「薬粧 - 日本」を「日本医薬品事業」へ統合しました。

また、当連結会計年度より、医薬品事業及びその他事業のセグメント利益の算定方法を変更したため、連結損益計算書の「その他の損益」を医薬品事業とその他事業へ配分していません。前連結会計年度まで医薬品事業とその他事業へ配分していた「その他の損益」は、「親会社の本社管理費等」に含めて表示しています。当該変更による当連結財務諸表への重要な影響はありません。

前連結会計年度のセグメント情報には上記変更を反映しています。

(2) 報告セグメントに関する情報

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)		前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)	
	外部顧客への 売上収益	セグメント利益	外部顧客への 売上収益	セグメント利益
医薬品事業				
日本	291,068	103,300	284,887	114,282
アメリカス	117,217	34,417	122,246	23,570
中国	49,274	13,696	49,289	12,558
アジア	34,745	9,333	34,007	8,290
EMEA	37,825	12,514	41,331	10,241
報告セグメント計	530,129	173,260	531,761	168,940
その他事業(注1)	8,968	1,522	16,162	3,314
事業計	539,097	174,782	547,922	172,255
研究開発費(注2)	-	112,478	-	122,307
親会社の本社管理費等(注3)	-	12,593	-	13,049
割安購入益	-	9,283	-	-
子会社株式売却益	-	70	-	15,035
連結損益計算書の営業利益	-	59,064	-	51,935

(注1) その他事業は、親会社の医薬品原料などに係る事業です。

(注2) 当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

(注3) 親会社の本社管理費等は、当社グループ全体の運営に係る費用等です。

(3) 主要な製品に関する情報  
 外部顧客への売上収益

(単位:百万円)

	ニューロロジー 領域製品	オンコロジー 領域製品	その他	合計
当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	161,896	118,294	258,907	539,097
前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	179,665	118,377	249,880	547,922

(4) 主要な顧客に関する情報

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

顧客の名称	売上収益	関連するセグメント名
アルフレッサ ホールディングス(株)	66,295	日本医薬品事業
(株)スズケン	59,027	日本医薬品事業
(株)メディパルホールディングス	52,138	日本医薬品事業

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

顧客の名称	売上収益	関連するセグメント名
アルフレッサ ホールディングス(株)	67,899	日本医薬品事業
(株)スズケン	60,434	日本医薬品事業
(株)メディパルホールディングス	53,603	日本医薬品事業

(5) 主要な地域に関する情報

外部顧客への売上収益(注1)

(単位:百万円)

	日本	米州 (注2)	中国	欧州	その他	合計
当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	295,582	116,873	48,454	39,354	38,834	539,097
前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	296,151	122,943	48,676	42,473	37,678	547,922

(注1) 売上収益を顧客の所在地により、主要な地域に分類しています。

日本及び中国以外の区分に属する主な国または地域は、次のとおりです。

米州:北米、中南米

欧州:イギリス、フランス、ドイツ

その他:アジア、中東、オセアニア

(注2) 米州のうち、米国における当連結会計年度の売上収益は115,523百万円(前連結会計年度は121,833百万円)です。

非流動資産(注1)

(単位:百万円)

	日本	米州 (注2)	欧州	中国	その他	合計
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	103,456	257,748	16,867	14,422	4,898	397,391
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	84,482	267,448	19,752	14,039	4,946	390,666

(注1) 非流動資産を資産の所在地により、主要な地域に分類しています。

日本及び中国以外の区分に属する主な国または地域は、次のとおりです。

米州:北米、中南米

欧州:イギリス、フランス、ドイツ

その他:アジア、中東、オセアニア

なお、非流動資産は、主に有形固定資産、のれん及び無形資産で構成されており、金融資産、繰延税金資産及び退職後給付に係る資産を除いています。

(注2) 米州のうち、米国における当連結会計年度末の非流動資産は257,568百万円(前連結会計年度末は267,279百万円)です。

6. 売上収益

各連結会計年度における売上収益の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
医薬品販売による収益	502,587	505,705
ライセンスによる収益	5,257	3,045
その他	31,253	39,173
合計	539,097	547,922

7. 売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費

各連結会計年度における売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費の性質に関する情報は、次のとおりです。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	売上原価	販売費及び 一般管理費	研究開発費	合計
減価償却費及び償却費	14,007	4,044	8,433	26,484
減損損失	376	-	-	376
減損損失戻入	-	-	228	228
短期従業員給付	12,249	74,687	38,520	125,456
退職後給付	666	3,580	1,880	6,126

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

	売上原価	販売費及び 一般管理費	研究開発費	合計
減価償却費及び償却費	19,711	4,590	9,763	34,064
減損損失(注1)	510	-	1,623	2,133
減損損失戻入	-	-	433	433
短期従業員給付	15,614	77,799	39,802	133,215
退職後給付	521	3,654	1,983	6,158
解雇給付(注2)	219	2,362	497	3,078

(注1) 減損損失の内訳は、無形資産1,600百万円、有形固定資産533百万円です。無形資産については、一部の新薬候補品の開発を中止したことに伴い、IPR&D資産の減損損失1,600百万円を研究開発費に計上しました。有形固定資産に係る減損損失の主な内容は、一部の生産施設が遊休となったことに伴う減損損失510百万円であり、売上原価に計上しています。

(注2) 解雇給付は、主に欧米における構造改革及び米国North Carolina工場の譲渡に伴うものです。

#### 8. その他の収益及びその他の費用

##### (1) その他の収益

各連結会計年度におけるその他の収益の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
割安購入益(注1)	9,283	-
受託研究収益	3,346	-
補助金収入	179	349
子会社株式売却益(注2)	70	15,035
持分法による投資利益	55	70
固定資産売却益(注3)	41	1,673
その他	613	534
合計	13,587	17,661

(注1) 当連結会計年度において、EAファーマ株式会社(東京都)の取得による割安購入益9,283百万円を計上しています。

(注2) 当連結会計年度において、サンノーバ株式会社(群馬県)の譲渡による子会社株式売却益70百万円を計上しています。

前連結会計年度において、エーディア株式会社(東京都)とエーザイフード・ケミカル株式会社(東京都)の譲渡による子会社株式売却益15,035百万円を計上しています。

(注3) 前連結会計年度において、米国North Carolina工場の譲渡による固定資産売却益1,349百万円を計上しています。

(2) その他の費用

各連結会計年度におけるその他の費用の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
受託研究費用	3,083	-
為替差損	1,708	3,464
固定資産売却・処分損	232	263
その他	537	339
合計	5,560	4,066

9. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益

各連結会計年度における金融収益の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
受取利息	1,084	1,196
受取配当金(注1)		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	745	605
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	1
その他	17	221
合計	1,847	2,024

(注1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取配当金のうち、各連結会計年度に売却を行った金融資産に係る重要な受取配当金はありません。

(2) 金融費用

各連結会計年度における金融費用の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	2,695	3,392
退職後給付に係る負債	38	28
金融資産評価損	430	4
その他	80	61
合計	3,243	3,485

10. 法人所得税

(1) 法人所得税

各連結会計年度における法人所得税の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
当期税金費用(注1)	11,585	2,858
繰延税金費用(注1)(注2)	3,838	7,429
合計	15,422	4,571

(注1) 米国の連結子会社AkaRx, Inc.の譲渡による法人所得税の減少

前連結会計年度において、米国の連結子会社であるEisai Inc.は、同社の保有するAkaRx, Inc.の全株式をPBMキャピタルグループへ譲渡しました。その結果、Eisai Inc.にて税務上の譲渡損失が発生し、法人所得税が12,615百万円減少しています。

(注2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び負債の金額の修正

前連結会計年度において、日本で「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が成立し、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度より法人税率の引下げが行われました。これに伴い、繰延税金資産及び負債の計算に使用する法定実効税率を32.0%から30.5%に変更しました。

この法定実効税率の変更により、繰延税金資産(繰延税金負債控除後)が2,433百万円減少し、その他の資本の構成要素が242百万円増加し、法人所得税が2,675百万円増加しています。

法定実効税率と実際負担税率との調整は次のとおりです。実際負担税率は、税引前当期利益に対する法人所得税の負担割合を表示しています。

当社は主に法人税、住民税及び事業税が課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は30.5%となっています。ただし、海外子会社については、その所在地における法人税等が課されています。

(単位:%)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
法定実効税率	30.5	33.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2	3.1
受取配当金の益金不算入額	0.4	0.2
試験研究費の法人税額特別控除	5.6	9.6
連結子会社との税率差等	0.4	8.2
未認識の繰延税金資産	0.8	2.3
米国子会社の法人税の不確実性評価額	0.8	3.3
割安購入益	4.9	-
子会社株式売却益の連結修正	0.2	1.9
税率変更による期末繰延税金資産の修正額	-	5.3
AkaRx, Inc.の譲渡による影響	-	25.0
その他	2.8	0.1
実際負担税率	26.7	9.1

## (2) 繰延税金資産及び繰延税金負債

各連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりです。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	2016年4月1日	損益として 認識	その他の包括 利益として認識	その他(注3)	2017年3月31日
<b>繰延税金資産</b>					
委託研究費	16,830	1,093	-	370	16,108
試験研究費の法人税額特別控除	29,816	1,443	-	2	31,261
退職後給付に係る負債	9,615	422	1,607	270	7,857
減価償却費及び償却費	1,836	701	-	21	2,559
未払賞与	7,031	1,587	-	284	5,727
税務上の繰延資産	4,591	483	-	-	4,108
棚卸資産未実現利益	7,364	1,227	-	-	8,591
繰越欠損金(注2)	19,090	1,621	-	844	18,314
その他	23,848	3,214	219	2,662	23,077
小計	120,022	5,049	1,826	4,454	117,601
<b>繰延税金負債</b>					
無形資産	21,245	147	-	1,005	22,397
減価償却費及び償却費	1,195	147	-	-	1,048
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	5,721	-	250	-	5,471
その他	518	27	129	172	791
小計	28,679	28	121	1,177	29,707
純額(注1)	91,343	5,021	1,705	3,277	87,894

(注1) 損益として認識した額の純額と繰延税金費用の額との差額は為替の変動によるものです。

(注2) 当連結会計年度末において、当社は税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産15,276百万円を計上しています。これは、過年度において、米国の連結子会社であるEisai Corporation of North Americaの払込資本の払戻しにより生じた税務上の繰越欠損金であり、当該欠損金が発生した要因は一過性のものです。これに係る繰延税金資産については、経営者が承認した事業計画等により、当該欠損金を上回る課税所得の獲得が見込まれることから、その全額が回収可能と判断しています。

(注3) その他の内訳は、新規連結子会社の加入時における繰延税金資産及び繰延税金負債です。

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

	2015年4月1日	損益として 認識	その他の包括 利益として認識	その他(注3)	2016年3月31日
繰延税金資産					
委託研究費	26,674	9,843	-	-	16,830
試験研究費の法人税額特別控除	18,685	11,131	-	-	29,816
退職後給付に係る負債	10,350	1,570	1,469	634	9,615
減価償却費及び償却費	6,447	4,541	-	70	1,836
未払賞与	6,610	537	-	116	7,031
税務上の繰延資産	5,946	1,352	-	3	4,591
棚卸資産未実現利益	5,559	1,805	-	-	7,364
繰越欠損金(注2)	26,890	7,800	-	-	19,090
その他	23,296	5,274	305	5,027	23,848
小計	130,457	6,359	1,774	5,850	120,022
繰延税金負債					
無形資産	26,646	5,401	-	-	21,245
減価償却費及び償却費	7,352	6,157	-	-	1,195
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	5,133	-	621	33	5,721
その他	2,846	195	1,685	837	518
小計	41,976	11,363	1,064	870	28,679
純額(注1)	88,481	5,004	2,838	4,980	91,343

(注1) 損益として認識した額の純額と繰延税金費用の額との差額は為替の変動によるものです。

(注2) 前連結会計年度末において、当社は税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産16,073百万円を計上しています。これは、過年度において、米国の連結子会社であるEisai Corporation of North Americaの払込資本の払戻しにより生じた税務上の繰越欠損金であり、当該欠損金が発生した要因は一過性のものです。これに係る繰延税金資産については、経営者が承認した事業計画等により、当該欠損金を上回る課税所得の獲得が見込まれることから、その全額が回収可能と判断しています。

(注3) その他の内訳は、譲渡した子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債のほか、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債に分類した繰延税金資産及び繰延税金負債です。

各連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
繰延税金資産	88,342	91,630
繰延税金負債	448	287
純額	87,894	91,343



(3) 未認識の繰延税金資産

当社グループは、その便益を利用するために必要となる将来の課税所得が発生する可能性が高くない場合、繰延税金資産を認識していません。繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
将来減算一時差異	3,947	2,738
税務上の繰越欠損金(注1)	9,117	7,499
合計	13,064	10,238

(注1) 繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効期限別内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
1年内	-	-
1年超5年内	-	-
5年超	9,117	7,499
合計	9,117	7,499

(4) 繰延税金負債を認識していない子会社への投資に関する一時差異

当連結会計年度における繰延税金負債を認識していない子会社への投資に関する一時差異は、213,503百万円(前連結会計年度は181,592百万円)です。なお、当該一時差異に対しては、一時差異の解消時期を当社がコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。

11. 1株当たり当期利益

(1) 基本的1株当たり当期利益

各連結会計年度における基本的1株当たり当期利益の算定の基礎は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	39,358	54,933
期中平均普通株式数(千株)	285,981	285,764
基本的1株当たり当期利益(円)	137.63	192.23

(2) 希薄化後1株当たり当期利益

各連結会計年度における希薄化後1株当たり当期利益の算定の基礎は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	39,358	54,933
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益(百万円)	39,358	54,933
期中平均普通株式数(千株)	285,981	285,764
ストック・オプションに係る調整株数(千株)(注1)	441	703
希薄化後の期中平均普通株式数(千株)	286,422	286,467
希薄化後1株当たり当期利益(円)	137.41	191.76

(注1) 各連結会計年度において、希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の算定から除外したストック・オプションに係る株数はありません。

12. その他の包括利益

各連結会計年度におけるその他の包括利益に含まれている当期発生額、損益への組替調整額及び法人所得税額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産		
当期発生額	829	2,638
法人所得税	253	1,029
法人所得税調整後	576	1,609
確定給付制度に係る再測定		
当期発生額	5,718	9,970
法人所得税	1,735	3,154
法人所得税調整後	3,983	6,816
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	9,322	32,661
組替調整額	-	0
法人所得税調整前	9,322	32,660
法人所得税	-	-
法人所得税調整後	9,322	32,660
キャッシュ・フロー・ヘッジ		
当期発生額	423	1,981
組替調整額	296	950
法人所得税調整前	718	1,030
法人所得税	219	305
法人所得税調整後	499	725
法人所得税調整後 合計	5,416	38,593

## 13. 有形固定資産

各連結会計年度における有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は次のとおりです。

なお、有形固定資産の取得に関するコミットメントについては、注記「29. コミットメント」に記載しています。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地	建設仮勘定	リース 資産 (注6)	その他	合計
取得価額							
期首残高 (2016年4月1日)	158,234	76,826	11,864	1,876	4,842	41,409	295,050
取得	1,140	1,055	-	5,372	858	1,280	9,705
企業結合による取得 (注1)	3,714	7,750	560	253	17	4,391	16,685
科目振替	454	915	-	2,011	-	358	283
売却・処分	5,078	4,142	125	12	922	2,899	13,177
為替換算差額	2,655	914	354	18	5	205	4,141
期末残高 (2017年3月31日)	155,809	81,490	11,946	5,461	4,800	44,332	303,838
減価償却累計額及び 減損損失累計額							
期首残高 (2016年4月1日)	88,168	64,165	80	-	2,054	36,028	190,495
減価償却費	4,924	3,061	-	-	954	2,079	11,018
企業結合による取得 (注1)	2,698	5,861	-	-	4	3,980	12,544
売却・処分	4,336	4,055	-	-	921	3,075	12,386
為替換算差額	691	532	-	-	2	183	1,407
期末残高 (2017年3月31日)	90,764	68,501	80	-	2,090	38,829	200,264
期末帳簿価額 (2017年3月31日)	65,045	12,989	11,866	5,461	2,710	5,504	103,574

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地	建設仮勘定	リース 資産 (注6)	その他	合計
取得価額							
期首残高 (2015年4月1日)	185,009	99,998	15,569	1,857	4,663	45,486	352,582
取得	921	999	-	2,525	856	2,264	7,565
企業結合による取得 (注1)	4,610	863	-	-	-	52	5,525
科目振替	313	1,146	-	1,916	-	375	82
売却・処分(注2)	15,758	13,701	683	351	479	3,781	34,753
子会社の売却による 減少(注3)	2,631	813	1,392	90	53	1,180	6,159
売却目的で保有する 資産への振替(注4)	9,950	9,413	1,292	15	80	1,174	21,924
為替換算差額	4,279	2,253	338	134	65	634	7,704
期末残高 (2016年3月31日)	158,234	76,826	11,864	1,876	4,842	41,409	295,050
減価償却累計額及び 減損損失累計額							
期首残高 (2015年4月1日)	98,076	79,393	95	-	1,664	40,355	219,583
減価償却費	5,700	4,414	-	-	932	2,050	13,097
減損損失(注5)	506	9	-	15	-	3	533
企業結合による取得 (注1)	184	119	-	-	-	15	318
売却・処分(注2)	6,274	9,440	-	-	478	3,725	19,917
子会社の売却による 減少(注3)	1,860	639	-	-	10	978	3,487
売却目的で保有する 資産への振替(注4)	6,864	8,417	15	15	46	1,138	16,494
為替換算差額	1,300	1,276	-	-	9	553	3,137
期末残高 (2016年3月31日)	88,168	64,165	80	-	2,054	36,028	190,495
期末帳簿価額 (2016年3月31日)	70,065	12,661	11,784	1,876	2,788	5,381	104,555

(注1) 企業結合による取得

各連結会計年度における企業結合については、注記「34. 企業結合」に記載しています。

(注2) 売却・処分

前連結会計年度において、当社グループは、米国の連結子会社であるEisai Inc.のNorth Carolina工場を譲渡しました。これに伴い、建物及び構築物の帳簿価額が6,583百万円、機械装置及び運搬具の帳簿価額が3,311百万円、土地の帳簿価額が538百万円、その他の帳簿価額が178百万円、それぞれ減少しています。

(注3) 子会社の売却による減少

前連結会計年度における子会社の譲渡については、注記「35. 子会社の譲渡」に記載しています。

(注4) 売却目的で保有する資産への振替

前連結会計年度における売却目的で保有する資産への振替については、注記「30. 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に記載しています。

(注5) 減損損失

当社グループは、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しています。有形固定資産に関する減損損失は、当該資産の機能に応じて売上原価、販売費及び一般管理費、または研究開発費に含めています。

前連結会計年度において、減損損失533百万円を計上しました。主な内容は、遊休となった一部の生産施設の使用価値をゼロとしたことに伴う減損損失510百万円であり、売上原価に計上しています。

(注6) ファイナンス・リースによるリース資産

各連結会計年度におけるファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地	その他	合計
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	406	1,337	392	574	2,710
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	424	1,270	389	704	2,788

## 14. のれん及び無形資産

各連結会計年度におけるのれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減は、次のとおりです。なお、無形資産の取得に関するコミットメントについては、注記「29. コミットメント」に記載しています。

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	のれん	無形資産					合計
		IPR&D資産	販売権	技術資産	ソフトウェア	その他	
取得価額							
期首残高 (2016年4月1日)	174,877	15,063	171,691	51,709	16,915	1,235	256,613
取得	-	3,558	7,731	-	3,356	36	14,681
企業結合による取得(注1)	-	3,292	7,795	-	2,269	38	13,393
科目振替	-	309	309	-	283	-	283
売却・処分	-	4,021	5,665	-	5,859	523	16,068
為替換算差額	912	145	1,862	225	185	70	2,487
期末残高 (2017年3月31日)	173,965	17,437	179,998	51,485	16,779	716	266,415
償却累計額及び 減損損失累計額							
期首残高 (2016年4月1日)	-	4,544	115,334	22,625	9,357	590	152,450
償却費							
売上原価	-	-	9,787	-	455	79	10,321
販売費及び一般管理費	-	-	-	-	2,078	0	2,078
研究開発費	-	-	-	2,553	512	1	3,067
減損損失(注2)	-	-	376	-	-	-	376
減損損失の戻入	-	228	-	-	-	-	228
企業結合による取得(注1)	-	-	335	-	1,885	13	2,233
売却・処分	-	3,793	5,104	-	5,617	528	15,043
為替換算差額	-	151	1,004	9	140	38	1,341
期末残高 (2017年3月31日)	-	372	119,725	25,170	8,531	117	153,914
期末帳簿価額 (2017年3月31日)	173,965	17,065	60,274	26,315	8,248	599	112,501

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

	のれん	無形資産					
		IPR&D資産	販売権	技術資産	ソフトウェア	その他	合計
取得価額							
期首残高 (2015年4月1日)	183,756	51,466	185,811	55,147	20,603	1,015	314,041
取得	-	1,782	-	-	2,045	12	3,839
企業結合による取得(注1)	2,791	-	-	-	-	509	509
科目振替	-	-	-	-	82	-	82
売却・処分	-	37,876	4,129	-	5,080	209	47,294
子会社の売却による減少 (注3)	-	-	-	-	336	6	342
売却目的で保有する資産 への振替(注4)	-	-	-	-	100	35	135
為替換算差額	11,669	309	9,991	3,437	300	51	14,088
期末残高 (2016年3月31日)	174,877	15,063	171,691	51,709	16,915	1,235	256,613
償却累計額及び 減損損失累計額							
期首残高 (2015年4月1日)	-	41,091	112,200	21,298	11,080	743	186,412
償却費							
売上原価	-	-	14,298	-	553	76	14,927
販売費及び一般管理費	-	-	-	-	2,484	6	2,490
研究開発費	-	-	-	2,831	718	3	3,551
減損損失(注2)	-	1,600	-	-	-	-	1,600
減損損失の戻入	-	433	-	-	-	-	433
売却・処分	-	37,443	4,129	-	4,989	210	46,771
子会社の売却による減少 (注3)	-	-	-	-	245	-	245
売却目的で保有する資産 への振替(注4)	-	-	-	-	44	15	59
為替換算差額	-	271	7,035	1,503	200	13	9,022
期末残高 (2016年3月31日)	-	4,544	115,334	22,625	9,357	590	152,450
期末帳簿価額 (2016年3月31日)	174,877	10,519	56,356	29,084	7,558	645	104,163

(注1) 企業結合による取得

各連結会計年度における企業結合については、「34. 企業結合」に記載しています。



(注2) 減損損失

のれん

のれんを配分した資金生成単位グループについては、毎年一定の時期及び減損の兆候がある場合にはその時点で減損テストを実施しています。当社グループは、原則として、のれんを配分する資金生成単位グループを事業セグメントとしています。

減損テストでは、資金生成単位グループの回収可能価額を見積り、帳簿価額と回収可能価額の比較を行います。資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値とし、経営者によって承認された事業計画を基礎とした見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しています。なお、この公正価値の測定は、レベル3に分類されます。

各連結会計年度における減損テストの結果、のれんの回収可能額は帳簿価額を十分に上回っているため、算定基礎となっている重要な仮定に合理的な範囲で変動があった場合でも回収可能額が帳簿価額を下回ることはないと判断し、減損損失を認識していません。

(a) アメリカス医薬品事業

アメリカス医薬品事業に配分したのれんは、米国のMorphotek, Inc.及びMGI PHARMA, INC.の買収に伴い発生したものです。

当連結会計年度の減損テストにおいて、処分コスト控除後の公正価値の算定に使用した割引率は、加重平均資本コストの8.44%(前連結会計年度は7.97%)です。

(b) 中国医薬品事業

前連結会計年度において、当社グループは、中国の遼寧天医生物製薬株式会社(現 衛材(遼寧)製薬有限公司)を買収しました。これに伴い発生したのれんは、中国での医薬品事業全体に影響を及ぼすものであることから、中国医薬品事業に配分しています。

当連結会計年度の減損テストにおいて、処分コスト控除後の公正価値の算定に使用した割引率は、加重平均資本コストの13.38%(前連結会計年度は13.11%)です。

無形資産

当社グループは、IPR&D資産(仕掛中の研究開発に対する投資)及び販売権(医療用医薬品販売の独占的権利等)については個々の資産を資金生成単位としています。また、その他の無形資産については継続的に収支を把握している事業単位、または個々の資産を資金生成単位としています。

IPR&D資産については、未だ使用可能でない無形資産のため、毎年一定の時期及び減損の兆候がある場合にはその時点で減損テストを実施しています。販売権及びその他の無形資産については、連結決算日に減損の兆候がある場合に減損テストを実施しています。

減損テストでは、資金生成単位の回収可能価額を見積り、帳簿価額と回収可能価額の比較を行います。IPR&D資産及び販売権の資金生成単位の回収可能価額は使用価値とし、経営者によって承認された事業計画を基礎とした見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しています。使用価値の算定にあたって使用した割引率は、税引前加重平均資本コストです。

各連結会計年度における減損テストの結果、使用価値が当該資金生成単位の帳簿価額を下回っている場合は減損損失を認識しています。IPR&D資産の減損損失は研究開発費に、販売権の減損損失は売上原価にそれぞれ含めています。

当連結会計年度において、見積将来キャッシュ・フローの減少により、一部の医薬品の使用価値をゼロとしたため、販売権に係る減損損失376百万円を売上原価に計上しています。

前連結会計年度において、一部の医薬品候補品の開発を中止したことに伴い、一部の開発品の使用価値をゼロとしたため、IPR&D資産に係る減損損失1,600百万円を研究開発費に計上しています。

(注3) 子会社の売却による減少

前連結会計年度における子会社の譲渡については、注記「35. 子会社の譲渡」に記載しています。

(注4) 売却目的で保有する資産への振替

前連結会計年度における売却目的で保有する資産への振替については、注記「30. 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に記載しています。

(注5) 重要な無形資産

当連結会計年度末において、当社グループの主な無形資産は、企業買収、開発品のライセンス導入契約及び提携契約等により取得した販売権、技術資産、及びIPR&D資産です。

販売権のうち、SFJ Pharma, Ltd.より取得した「レンビマ」に係る販売権の帳簿価額は22,275百万円（前連結会計年度末24,992百万円）です。この無形資産の残存償却年数は9年です。

技術資産のうち、Morphotek, Inc.の買収により取得した技術資産の帳簿価額は16,187百万円（前連結会計年度末17,876百万円）です。この無形資産の残存償却年数は10年です。

## 15. その他の金融資産

各連結会計年度におけるその他の金融資産の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
償却原価で測定する金融資産		
3カ月超預金	48,567	14,076
債券等	518	-
その他	80	30
小計	49,165	14,106
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
投資信託	5,423	5,281
債券等	404	850
その他	4,047	3,993
小計	9,873	10,123
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産(注1)(注2)		
株式	38,295	39,137
小計	38,295	39,137
合計	97,334	63,366
うち非流動資産	54,459	43,824
うち流動資産	42,875	19,542

(注1) すべての株式は、主に取引関係の強化または事業上の関係強化のために保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

なお、各連結会計年度における主な株式の公正価値は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
アルフレッサ ホールディングス(株)	8,879	9,937
(株)スズケン	7,599	7,963
(株)マツモトキヨシホールディングス	7,432	8,290
東京海上ホールディングス(株)	1,623	1,314
(株)めぶきフィナンシャルグループ	1,459	1,082
キッセイ薬品工業(株)	1,383	1,230
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,224	913
その他	8,696	8,408
合計	38,295	39,137

(注2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識の中止

当社グループは、保有資産の流動化等を目的に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の一部を売却等により処分し、認識を中止しています。

各連結会計年度における処分時の公正価値、及び処分時までその他の包括利益として認識していた利得または損失の累計額は、次のとおりです。

なお、利得または損失は、その他の包括利益で認識後、利益剰余金に振り替えています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)		前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)	
	公正価値	利得または 損失の累計額	公正価値	利得または 損失の累計額
株式	24	15	167	541

#### 16. その他の資産

各連結会計年度におけるその他の資産の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
前払費用	10,499	10,562
退職後給付に係る資産	6,561	67
未収法人税等	2,899	11,140
その他	10,935	5,675
合計	30,894	27,444
うち非流動資産	13,768	7,139
うち流動資産	17,126	20,305

#### 17. 棚卸資産

各連結会計年度における棚卸資産の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
製品及び商品(注1)	54,748	46,826
仕掛品	14,530	13,935
原材料及び貯蔵品	13,599	12,917
合計	82,876	73,677
うち12カ月を超えて販売する予定の棚卸資産(注2)	591	768

(注1) 当連結会計年度において費用計上した棚卸資産の金額は181,031百万円(前連結会計年度は176,013百万円)です。そのうち、評価損計上額は1,628百万円(前連結会計年度は982百万円)です。

(注2) 製品及び商品のうち、12カ月を超えて販売する予定の棚卸資産の金額を記載しています。

18. 営業債権及びその他の債権

各連結会計年度における営業債権及びその他の債権の内訳は、次のとおりです。なお、これらの債権に係る信用リスクについては、注記「27. 金融商品」に記載しています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
売掛金及び受取手形	142,705	139,226
未収金	11,982	9,135
貸倒引当金	184	697
合計	154,502	147,664

19. 現金及び現金同等物

各連結会計年度における現金及び現金同等物の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
手許現金及び銀行預金(注1)	142,737	136,086
短期投資(注1)	44,039	40,744
合計	186,775	176,830

(注1) 銀行預金は預入期間が3カ月以内の預金、短期投資は取得日から償還日までの期間が3カ月以内の債券等です。

(注2) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の前連結会計年度末残高については、注記「33. キャッシュ・フロー情報 (5) 現金及び現金同等物の期末残高」に記載しています。

20. 資本

各連結会計年度における資本の増減内容は、次のとおりです。

(1) 資本金及び資本剰余金

	授權株式数 (株)	発行済株式数 (株) (注1)	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)
前連結会計年度期首 (2015年4月1日)	1,100,000,000	296,566,949	44,986	58,040
期中増減	-	-	-	192
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	1,100,000,000	296,566,949	44,986	58,232
期中増減(注2)	-	-	-	19,421
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	1,100,000,000	296,566,949	44,986	77,652

(注1) 発行済株式はすべて無額面の普通株式です。

(注2) 当連結会計年度における資本剰余金の期中増減には、企業結合による増加額19,478百万円が含まれています。企業結合については、注記「34. 企業結合」に記載しています。

(2) 自己株式

	株数(株)	金額(百万円)
前連結会計年度期首 (2015年4月1日) (注1)	10,958,051	37,308
取得 単元未満株式の買取り	11,828	94
処分 ストック・オプション権利行使(注2)	325,700	1,110
業績連動型株式報酬制度における株式交付(注2)	17,978	61
単元未満株式の売渡し	44	0
前連結会計年度末 (2016年3月31日) (注1)	10,626,157	36,231
取得 単元未満株式の買取り	44,872	307
処分 ストック・オプション権利行使(注2)	161,500	553
業績連動型株式報酬制度における株式交付(注2)	27,908	95
単元未満株式の売渡し	538	2
当連結会計年度末 (2017年3月31日) (注1)	10,481,083	35,888

(注1) 前連結会計年度期首、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における自己株式のうち、信託として保有する自己株式はそれぞれ88,293株、70,315株、81,407株です。信託として保有する株式については、注記「32. 株式報酬」に記載しています。

(注2) スtock・オプション及び業績連動型株式報酬制度の詳細については、注記「32. 株式報酬」に記載しています。

## 21. 借入金

各連結会計年度における借入金の内訳は、次のとおりです。なお、借入金の期日別残高については、注記「27. 金融商品」に記載しています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
非流動負債		
長期借入金(注1)	163,474	203,593
小計	163,474	203,593
流動負債		
1年内返済予定長期借入金(注1)	50,000	-
小計	50,000	-
合計	213,474	203,593

(注1) 無担保の借入金であり、一部の借入金には一定の財務制限条項が付されています。当連結会計年度末における長期借入金の最終返済期限は2023年5月であり、金利スワップ取引考慮後の長期借入金の加重平均利率は1.01%です。

## 22. その他の金融負債

各連結会計年度におけるその他の金融負債の内訳は、次のとおりです。なお、その他の金融負債の期日別残高については、注記「27. 金融商品」に記載しています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
預り金	3,140	3,338
ファイナンス・リース債務	2,288	2,369
デリバティブ負債	1,055	1,728
その他	8	-
合計	6,491	7,435
うち非流動負債	2,511	3,214
うち流動負債	3,980	4,221

23. 退職後給付

当社及び一部の連結子会社は、退職後給付制度として、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。

当社は、確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。また、確定拠出制度として、確定拠出年金制度を設けています。

一部の国内連結子会社は、確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しています。

(1) 確定給付制度

確定給付制度債務

(a) 確定給付制度債務の増減

各連結会計年度における確定給付制度債務の現在価値の増減内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
期首残高	109,376	106,568
勤務費用	3,685	3,278
利息費用	537	981
再測定		
財務上の仮定の変更	3,598	7,477
実績修正	356	609
過去勤務費用	-	354
給付支給額	5,843	5,302
企業結合による増加(注1)	3,168	-
子会社の売却に伴う減少(注2)	-	1,238
売却目的で保有する資産に直接関連する負債への振替(注3)	-	2,482
その他	323	162
期末残高	108,004	109,376

(注1) 企業結合による増加

当連結会計年度における企業結合については、「34. 企業結合」に記載しています。

(注2) 子会社の売却による減少

前連結会計年度における子会社の譲渡については、注記「35. 子会社の譲渡」に記載しています。

(注3) 売却目的で保有する資産に直接関連する負債への振替

前連結会計年度における売却目的で保有する資産に直接関連する負債への振替については、注記「30. 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に記載しています。

(b) 当社の確定給付制度債務

当連結会計年度において、当社の確定給付制度債務は、当社グループの確定給付制度債務の90.8%を占めています。

当社の確定給付制度においては、従業員の在職期間中の資格等級、勤続年数及び年齢に応じて付与された累積ポイントに基づいて給付額を算定し、当該給付額を退職一時金及び年金として給付しています。当社の確定給付制度においては、数理計算上の仮定を使用しています。数理計算上の主なリスクは、割引率及び死亡率等の変動リスクです。

確定給付制度債務の算定のために、当社が使用した主要な数理計算上の仮定は、次のとおりです。

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
割引率(%) (注1)	0.8	0.5
平均余命年数(年) (注2)	21.4	21.3

(注1) 割引率が0.5%低下し、その他の数理計算上の仮定に変動がない場合、当連結会計年度末における確定給付制度債務は6,476百万円増加(前連結会計年度末は7,623百万円増加)します。

(注2) 平均余命年数は、各連結会計年度末時点で65歳の人の平均余命年数です。



また、当社の確定給付制度債務における加重平均デュレーションは次のとおりです。

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
加重平均デュレーション(年)	14.9	15.0

制度資産

(a) 制度資産の増減

各連結会計年度における制度資産の公正価値の増減内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
期首残高	96,240	99,397
利息収益	498	953
再測定		
制度資産に係る収益	2,477	1,884
給付支給額	5,603	5,073
事業主による拠出額(注1)	4,557	4,462
企業結合による増加(注2)	2,532	-
子会社売却に伴う減少(注3)	-	276
売却目的で保有する資産に直接関連する負債への 振替(注4)	-	1,422
その他	76	83
期末残高	100,777	96,240

(注1) 当社グループは、2017年4月から2018年3月までの期間において、2,314百万円を掛金として制度資産に拠出する予定です。

(注2) 企業結合による増加

当連結会計年度における企業結合については、「34. 企業結合」に記載しています。

(注3) 子会社の売却による減少

前連結会計年度における子会社の譲渡については、注記「35. 子会社の譲渡」に記載しています。

(注4) 売却目的で保有する資産に直接関連する負債への振替

前連結会計年度における売却目的で保有する資産に直接関連する負債への振替については、注記「30. 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に記載しています。

(b) 制度資産の公正価値

各連結会計年度における制度資産の公正価値の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
株式		
活発な市場での市場価格があるもの	50,357	47,550
活発な市場での市場価格がないもの	-	-
小計	50,357	47,550
債券		
活発な市場での市場価格があるもの	24,252	26,874
活発な市場での市場価格がないもの	-	-
小計	24,252	26,874
一般勘定		
活発な市場での市場価格があるもの	-	-
活発な市場での市場価格がないもの	14,326	14,859
小計	14,326	14,859
その他		
活発な市場での市場価格があるもの	-	-
活発な市場での市場価格がないもの	11,842	6,956
小計	11,842	6,956
合計	100,777	96,240

(c) 当社の制度資産

当連結会計年度において、当社の制度資産は、企業年金基金が運用する制度資産及び退職給付信託であり、それらは当社グループの制度資産の94.2%を占めています。

当社の企業年金基金における制度資産の運用は、確定給付制度債務の支払を将来にわたり確実にを行うため、安全かつ効率的な資産運用により、制度を維持するに足りるだけの運用収益率を中長期的に上回ることを目的としています。そのため、許容されるリスクの程度について十分な検証を行い、そのリスクの範囲内で最適な資産構成割合を定め、多様な投資対象に分散投資を行っています。制度資産の運用状況は、四半期ごとにモニタリングされ、必要に応じて資産配分の見直し等を実施しています。

当社の企業年金基金は、将来にわたり財政の均衡を保つことができるように、5年ごとに事業年度末日を基準日として掛金の額を再計算しています。また、企業年金基金の毎事業年度の決算において、積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合、掛金の額を再計算します。

確定給付制度に係る負債及び資産

各連結会計年度における確定給付制度に係る負債及び資産の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
確定給付制度債務の現在価値	108,004	109,376
制度資産の公正価値	100,777	96,240
確定給付制度債務(純額)の期末残高	7,227	13,136
退職後給付に係る負債	13,788	13,203
退職後給付に係る資産(注1)	6,561	67
退職後給付に係る負債(純額)の期末残高	7,227	13,136

(注1) 退職後給付に係る資産はその他の資産(非流動資産)に含めています。

退職後給付費用の内訳

各連結会計年度における損益で認識した退職後給付費用の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
勤務費用(注1)	3,685	3,278
過去勤務費用	-	354
確定給付制度に係る利息費用(注2)	38	28
損益で認識した退職後給付費用	3,723	2,952

(注1) 勤務費用は、売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費に含めて表示しています。

(注2) 確定給付制度に係る利息費用は、金融費用に含めて表示しています。

(2) 確定拠出制度

当連結会計年度において、当社グループが確定拠出制度に係る費用として計上した金額は、2,441百万円(前連結会計年度は3,233百万円)です。

24. 引当金

各連結会計年度における引当金の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
売上割戻引当金	13,186	9,700
資産除去債務引当金	1,116	1,101
リストラクチャリング引当金	588	423
その他の引当金	974	1,107
合計	15,864	12,331
うち非流動負債	1,216	1,189
うち流動負債	14,647	11,143

各連結会計年度における引当金の増減内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	売上割戻	資産除去債務	リストラクチャリング	その他	合計
前連結会計年度期首 (2015年4月1日)	10,218	1,111	88	907	12,324
追加引当による増加	20,499	20	2,944	347	23,810
目的使用による減少	20,328	39	2,511	122	23,001
戻入による減少	57	1	73	-	131
為替換算差額	632	2	25	25	685
その他	-	13	-	-	13
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	9,700	1,101	423	1,107	12,331
追加引当による増加	22,557	13	483	570	23,623
企業結合による増加(注1)	403	16	-	-	419
目的使用による減少	19,491	-	304	640	20,435
戻入による減少	11	28	10	2	52
為替換算差額	27	1	3	61	37
その他	-	15	-	-	15
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	13,186	1,116	588	974	15,864

(注1) 企業結合による増加

当連結会計年度における企業結合については、「34. 企業結合」に記載しています。

25. その他の負債

各連結会計年度におけるその他の負債の内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
未払費用	69,453	65,079
返品に係る負債	5,852	7,046
前受収益	5,487	3,513
その他	20,669	20,052
合計	101,462	95,690
うち非流動負債	23,044	20,962
うち流動負債	78,418	74,728

26. 営業債務及びその他の債務

各連結会計年度における営業債務及びその他の債務の内訳は、次のとおりです。なお、営業債務及びその他の債務の期日別残高については、注記「27.金融商品」に記載しています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
買掛金及び支払手形	34,583	27,296
未払金	36,166	29,103
合計	70,750	56,399

27. 金融商品

(1) 資本管理方針

当社グループは、企業価値を最大化するため、財務の健全性・柔軟性を維持しつつ、成長のための積極投資及び安定配当を行っています。そのため、Net DER(純負債比率)を主要な経営指標とし、資本を管理しています。

当社グループのNet DERは、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
借入金	213,474	203,593
現金及び現金同等物(注1)	186,775	179,326
3カ月超預金等(注2)	53,990	19,357
純負債	27,291	4,910
資本(親会社の所有者に帰属する持分)	584,630	573,661
Net DER(倍)	0.05	0.01

(注1) 前連結会計年度末における現金及び現金同等物には、売却目的で保有する資産に分類した現金及び現金同等物2,496百万円を含めています。

(注2) 3カ月超預金等には、3カ月超預金に加えて、取得日から償還日までの期間が3カ月超1年内の債券等を含めています。

(2) 財務上のリスク管理方針

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスク及び流動性リスク)にさらされています。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避または低減するための対応を必要に応じて実施しています。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っていません。

(3) 信用リスク

当社グループは、国内外の取引先に対して信用供与しているため、契約不履行等のリスクを負っています。当社は、営業債権及びその他の債権について、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、デリバティブを含む金融取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを減殺するために、信用度の高い金融機関を取引相手としています。

当社グループが保有する金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財務諸表で表示している減損損失控除後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

貸倒引当金の増減

当社グループでは、金融資産が貸倒れにより減損した場合、減損損失額を当該資産の帳簿価額から直接減少させずに貸倒引当金として計上しています。当社グループの営業債権及びその他の債権に対する貸倒引当金の増減内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
期首残高	697	623
追加引当による増加	46	548
目的使用による減少	0	20
戻入による減少	546	393
子会社の取得による増加	12	-
子会社の売却による減少	-	15
為替換算差額	24	45
期末残高	184	697

期日経過した金融資産

当社グループの営業債権及びその他の債権には、連結決算日において期日経過しているものの、債務者の信用評価に重大な変更がなく回収可能と見込まれるため、減損はしていない債権を含んでいます。

なお、当社グループの営業債権及びその他の債権の年齢別分析は次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
期日未経過	149,748	143,167
期日経過		
3カ月内	3,930	3,116
3カ月超1年内	587	872
1年超	237	509
期日経過合計	4,754	4,496
合計	154,502	147,664

信用リスクの集中

当社グループの営業債権である売掛金及び受取手形のうち、得意先上位10社に対する債権が占める割合は、当連結会計年度末において約6割、前連結会計年度末において約6割です。

(4) 市場リスク

当社グループは、外貨建取引に係る為替変動リスク及び資金調達に係る金利変動リスク等の市場リスクにさらされており、それぞれのリスクの内容に応じた軽減策を実施しています。

為替変動リスク

当社グループは、グローバルな事業展開を行っており、外貨建による売買取引及び在外営業活動体への純投資において、為替変動の影響を受けるリスクがあります。

外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクに対しては、原則として先物為替予約を利用してヘッジしています。また、確実に発生すると見込まれる予定取引による外貨建営業債権債務に対して、為替相場の状況により、先物為替予約を行っています。

為替感応度分析

為替リスクは、外貨建金融商品、すなわち機能通貨以外の通貨建の金融商品から生じるものです。

各連結会計年度において、当社グループの各社が保有する外貨建金融商品の通貨が、各社の機能通貨に対して10%増価した場合に税引前当期利益に与える影響は、次のとおりです。

なお、機能通貨建の金融商品及び在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を円貨に換算する際の影響は含めていません。また、計算にあたり使用した通貨以外の通貨は変動しないものと仮定しています。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
税引前当期利益に与える影響( は損失)		
米ドル	1,345	473
ユーロ	379	118
英ポンド	51	166

金利変動リスク

当社グループは、金融機関からの借入等により資金調達しているため、金利変動リスクにさらされています。

金利変動リスクのある変動金利の長期借入金については、金利スワップ取引を利用してキャッシュ・フローを固定化し、リスクを軽減しています。そのため、当社グループにおける金利変動リスクに対するエクスポージャーは限定的であり、金利変動に対する影響は軽微です。

株価変動リスク

当社グループは、主に取引関係の強化または事業上の関係強化のために株式を保有しているため、株価変動リスクにさらされていますが、定期的に市場価格や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、リスク管理をしています。

株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しており、株価変動に対する損益への影響はなく、また、その他の包括利益への影響も軽微です。



(5) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループがその支払期日に支払を実行できないリスクです。当社グループは、年間事業計画に基づく資金計画を適時に作成、更新することにより、借入金等の債務支払のための資金を計画的に確保しています。

当社グループの金融負債の期日別残高は、次のとおりです。

当連結会計年度末(2017年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年内	1年超5年内	5年超
借入金	213,474	213,657	50,000	120,000	43,657
営業債務及びその他の債務	70,750	70,750	70,750	-	-
その他の金融負債	5,436	5,436	3,843	1,285	308
非デリバティブ負債	289,660	289,843	124,593	121,285	43,965
金利スワップ取引	917	917	-	917	-
為替予約	138	138	138	-	-
デリバティブ負債	1,055	1,055	138	917	-
合計	290,715	290,898	124,731	122,202	43,965

前連結会計年度末(2016年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年内	1年超5年内	5年超
借入金	203,593	203,804	-	130,000	73,804
営業債務及びその他の債務	56,399	56,399	56,399	-	-
その他の金融負債	5,707	5,707	4,096	1,253	358
非デリバティブ負債	265,699	265,910	60,495	131,253	76,162
金利スワップ取引	1,635	1,635	-	1,053	582
為替予約	94	94	94	-	-
デリバティブ負債	1,728	1,728	94	1,053	582
合計	267,427	267,639	60,589	132,306	74,744

(6) デリバティブ取引

当社グループは、外貨建債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクをヘッジするため、デリバティブ取引を利用しています。

デリバティブ取引については、社内管理規定に基づき、執行を財務・投資戦略部、事務管理及びリスク管理を経理部で実施しています。また、当該組織が常に取引の残高・評価損益などを点検し、その状況を随時担当執行役に報告しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社は外貨建予定取引のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を利用することがあります。また、借入金の金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を利用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ取引の公正価値の変動は、その他の包括利益として認識し、ヘッジ対象が損益に認識された時点で、当該影響を相殺するため損益へ振り替えています。

各連結会計年度におけるデリバティブ取引の公正価値の内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)		前連結会計年度末 (2016年3月31日)	
	資産	負債	資産	負債
キャッシュ・フロー・ヘッジ				
金利スワップ取引	-	917	-	1,635
ヘッジ会計未適用のデリバティブ				
為替予約取引	117	138	199	94
デリバティブ合計	117	1,055	199	1,728

(7) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の算定方法

当社グループの主な金融資産及び負債の公正価値の算定方法は、次のとおりです。

(a) 株式

上場株式は、取引所の価格を公正価値としています。

非上場株式は、簿価純資産法、マルチプル法及び収益還元法を併用して評価しています。マルチプル法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しています。収益還元法では、対象企業の株主資本コストを収益還元率とし、対象企業の収益額から公正価値を算出しています。

(b) 投資信託・債券

投資信託及び債券は、取引金融機関から提示された公正価値を使用しています。

(c) デリバティブ資産及び負債

デリバティブ資産及び負債は、取引金融機関から提示された公正価値を使用しています。

(d) 借入金

変動金利による借入金は、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としています。

固定金利による借入金は、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、公正価値を算定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しています。

レベル1: 活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2: レベル1以外の、観察可能な価格を直接、または間接的に使用して算定された公正価値

レベル3: 観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

各連結会計年度における金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、次のとおりです。

当連結会計年度末(2017年3月31日)

(単位: 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
< 金融資産 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	-	5,423	-	5,423
債券	-	404	-	404
その他	-	4,047	-	4,047
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	33,819	-	4,476	38,295
合計	33,819	9,873	4,476	48,169
< 金融負債 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	1,055	-	1,055
合計	-	1,055	-	1,055

前連結会計年度末(2016年3月31日)

(単位: 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
< 金融資産 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	-	5,281	-	5,281
債券	-	850	-	850
その他	-	3,993	-	3,993
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	34,677	-	4,459	39,137
合計	34,677	10,123	4,459	49,260
< 金融負債 >				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	1,728	-	1,728
合計	-	1,728	-	1,728

各連結会計年度において、レベル1、2及び3の間の移動はありません。レベル3に分類された金融資産の期首残高から期末残高への調整表は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
期首残高	4,459	4,872
取得	1	-
売却	121	-
利得及び損失 その他の包括利益	137	413
期末残高	4,476	4,459

帳簿価額及び公正価値

当連結会計年度末における金融資産及び負債の帳簿価額及び公正価値は、次のとおりです。なお、公正価値が帳簿価額と一致または近似している金融資産及び負債は含めていません。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)		前連結会計年度末 (2016年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
借入金	213,474	214,356	203,593	206,274

(注1) 借入金の公正価値の測定レベルはレベル2です。

28. オペレーティング・リース

(借手側)

当社グループは、有形固定資産に関する多数の解約不能オペレーティング・リース契約を有しています。オペレーティング・リース料は、一部の土地、建物及び機械装置に関して当社グループが支払うべき賃借料です。当連結会計年度において、費用として認識したオペレーティング・リース料は8,868百万円(前連結会計年度は8,946百万円)です。

解約不能オペレーティング・リースに係る支払最低リース料の期日別内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
1年内	3,489	3,627
1年超5年内	11,334	11,136
5年超	6,228	7,545
合計	21,051	22,308

(貸手側)

解約不能オペレーティング・リースに係る受取最低リース料の期日別内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
1年内	204	129
1年超5年内	470	334
5年超	41	-
合計	715	463

29. コミットメント

連結決算日以降の有形固定資産及び無形資産の取得に関するコミットメントは、次のとおりです。なお、当該金額について割引計算を行っていません。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
有形固定資産	1,848	391
無形資産(注1)	52,531	72,731
合計	54,379	73,121

(注1) 無形資産の取得

当社グループは、第三者との契約により医薬品に関する製品及び技術に対する権利を取得しています。これらの契約は、契約締結時に支払う一時金に加え、開発目標の達成に伴うマイルストーン支払いを伴うことがあります。上記の金額は、すべてのマイルストーンが達成された場合に支払われる最大の金額を表しており、実際の支払額とは異なる可能性があります。

30. 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

前連結会計年度において、当社の連結子会社であるサンノーバ株式会社(群馬県)の医薬品製造販売事業を、吸収分割の方法によりサンノーバ株式会社が新たに設立した子会社に承継させた上で、新会社の発行済株式の全部をアルフレッサホールディングス株式会社(東京都)へ2016年4月1日に譲渡する契約を締結しました。

上記に伴い、前連結会計年度末における承継会社の資産及び負債を、それぞれ売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債に分類しています。

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債の内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	前連結会計年度末 (2016年3月31日)
売却目的で保有する資産	
有形固定資産	5,430
棚卸資産	1,619
現金及び現金同等物	2,496
その他	238
合計	9,782
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	
退職後給付に係る負債	1,060
営業債務及びその他の債務	1,038
その他	686
合計	2,784

31. 配当

各連結会計年度において支払われた普通株式に関する配当金は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
期末配当(1株当たり配当額)	22,881 (80円)	22,856 (80円)
中間配当(1株当たり配当額)	20,024 (70円)	20,009 (70円)
合計	42,905 (150円)	42,865 (150円)

配当基準日が当該連結会計年度であるものの、効力発生日が翌連結会計年度となる普通株式に関する配当金は次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
期末配当(1株当たり配当額)	22,893 (80円)	22,881 (80円)

## 32. 株式報酬

## (1) ストック・オプション制度

当社は、2013年3月期まで、当社の企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役、執行役及び使用人にストック・オプションとして新株予約権を無償で付与していました。ストック・オプションの行使期間は、割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効します。また、権利確定日までに対象者が当社を退職する場合も、当該オプションは失効します。ただし、任期満了による退任等、新株予約権割当契約で認められた場合は、この限りではありません。

当社のストック・オプション制度は、持分決済型株式報酬として会計処理しています。

なお、当社は、2014年3月期より業績連動型株式報酬制度を導入したことにより、ストック・オプション制度を廃止しました。そのため、2014年3月期以降におけるストック・オプションの付与はありません。これまでに付与されたストック・オプションの権利行使期間の最終日は2022年6月21日です。

当連結会計年度末における当社における既存のストック・オプションは、次のとおりです。

	株式数(注1)		行使価格 (円)	権利行使期限	権利確定 条件 (注2)
	付与数(株)	未行使数(株)			
2007年7月発行	264,000	157,800	5,480	2017年6月	
2008年7月発行	288,000	145,200	3,760	2018年6月	
2009年7月発行	291,000	155,100	3,320	2019年6月	
2010年7月発行	319,000	86,500	2,981	2020年6月	
2011年7月発行	311,000	156,100	3,140	2021年6月	
2012年7月発行	337,000	250,600	3,510	2022年6月	
合計	1,810,000	951,300	-	-	-

(注1) ストック・オプションの数を株式数に換算して記載しています。

(注2) ストック・オプションの権利確定条件は、次のうちのどちらか一方です。

権利確定条件は付されていません。

付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。その他の条件は、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。

各連結会計年度におけるストック・オプションの増減内容は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)		前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)	
	株式数 (株) (注1)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株) (注1)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	1,235,400	3,904	1,666,700	3,908
権利行使	161,500	3,841	325,700	3,886
権利失効	122,600	5,301	105,600	4,015
期末未行使残高	951,300	3,735	1,235,400	3,904
うち行使可能残高	951,300	3,735	1,235,400	3,904

(注1) ストック・オプションの数を株式数に換算して記載しています。

(2) 業績連動型株式報酬制度

当社の業績連動型の株式報酬制度は、各事業年度における全社業績目標の達成度に応じて、当社株式を執行役の報酬として交付する制度です。

当社は、取締役会決議を受けた第三者割当により、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託口に対して自己株式を拠出しています。なお、信託への拠出後においても、信託として保有する株式は、自己株式として会計処理しています。また、当該株式報酬制度は、持分決済型株式報酬として会計処理しています。

当連結会計年度においては、2017年3月期を対象として2017年7月に交付予定の株数に基づき、株式報酬費用を認識しています。なお、当連結会計年度末において信託として保有する株式は、81,407株です。

(3) 株式報酬費用

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
業績連動型株式報酬(注1)	123	157

(注1) 株式報酬費用は、売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費に含めて表示しています。

33. キャッシュ・フロー情報

(1) 各連結会計年度における運転資本の増減内容は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
営業債権の増減額( は増加)	8,762	17,057
棚卸資産の増減額( は増加)	6,708	5,402
その他の債権の増減額( は増加)	3,616	567
営業債務の増減額( は減少)	363	3,056
その他の債務の増減額( は減少)	3,433	10,965
運転資本の増減額( は増加)	1,509	35,913

(2) 子会社の取得による支出

注記「34. 企業結合 前連結会計年度 (6)子会社の取得による支出」に記載のとおりです。

(3) 子会社の取得による収入

注記「34. 企業結合 当連結会計年度 (6)子会社の取得による収入」に記載のとおりです。

(4) 子会社の売却による収入

注記「35. 子会社の譲渡 (2)子会社の売却による収入」に記載のとおりです。

(5) 現金及び現金同等物の期末残高

前連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、連結財政状態計算書の現金及び現金同等物176,830百万円と売却目的で保有する資産に分類した現金及び現金同等物2,496百万円の合計です。



## 34. 企業結合

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

2016年4月1日、当社は、日本国内の消化器疾患領域に関連する事業の一部を吸収分割の方法により分割し、味の素株式会社(東京都)の100%子会社である味の素製薬株式会社(東京都)がこれを承継しました。本吸収分割により、当社は、事業の拠出に対する対価として、味の素製薬株式会社の株式を取得し、議決権の60%を保有する連結子会社としました。

取得日時点における当社の拠出事業及び味の素製薬株式会社の株式の公正価値は、第三者機関による評価(ディスカウントティッド・キャッシュ・フロー法)を参考とし、それぞれ50,000百万円、33,320百万円としました。そのため、本吸収分割により、拠出事業の公正価値に対する当社持分が40%(20,000百万円)減少し、味の素製薬株式会社の株式の公正価値に対する当社持分が60%(20,000百万円)増加しています。

なお、本吸収分割において、当社から味の素製薬株式会社に移転した資産及び負債の帳簿価額(純額)は1,305百万円です。本吸収分割により、拠出事業の資産及び負債の帳簿価額(純額)に対する当社持分が40%(522百万円)減少しています。

当社の拠出事業に対する当社持分の減少は、資本取引として会計処理しています。拠出事業の資産及び負債の帳簿価額(純額)に対する当社持分の減少額522百万円は非支配持分に計上し、当該非支配持分と拠出事業の公正価値に対する持分減少額20,000百万円との差額19,478百万円は資本剰余金に計上しています。

味の素製薬株式会社に対する当社持分の増加は、同社を被取得企業とした取得法により会計処理をしており、その概要は次のとおりです。

### (1) 被取得企業の名称

味の素製薬株式会社(新会社名: EAファーマ株式会社)

### (2) 取得日

2016年4月1日

### (3) 株式の取得方法と議決権割合

当社は、本吸収分割の対価として、味の素製薬株式会社の普通株式6,000株(議決権の所有割合60%)を取得しました。

### (4) 企業結合の主な目的

消化器疾患領域は、未だ満たされない医療ニーズの高い領域です。当社の消化器疾患領域事業と味の素製薬株式会社の事業が統合することにより、新統合会社は、上部・下部消化管及び肝臓、膵臓を網羅的にカバーする品揃えを有する国内最大級の消化器スペシャリティファーマとなり、同疾患領域においてさらに幅広いソリューションと専門性の高い情報の提供が可能となります。また、双方の開発品を組み合わせることで継続的な新薬上市に向けた開発パイプラインの拡充が実現し、両社の知見・ノウハウを一体化することにより、革新的新薬の創出を目指します。新統合会社は、販売シナジーのほか、重複機能の見直し等の効率化の追求により収益性を高め、新薬開発のための十分な資源を確保し、継続的な成長を企図します。

(5) 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値、割安購入益

(単位:百万円)

	取得日 (2016年4月1日)
取得対価(注1)	20,000
被取得企業の非支配持分(注2)	13,320
取得した資産及び引き受けた負債	
有形固定資産	4,141
無形資産	11,161
その他の非流動資産	3,198
現金及び現金同等物	19,346
その他の流動資産	23,859
非流動負債	3,932
流動負債	15,169
合計	42,603
割安購入益(注3)	9,283

(注1) 取得対価は、当社の拠出事業の事業価値50,000百万円に対する非支配持分の割合40%で測定しています。

なお、当企業結合に関わる取得関連費用は270百万円であり、販売費及び一般管理費にて費用として認識しています。前連結会計年度に費用として認識した取得関連費用は250百万円、当連結会計年度に費用として認識した取得関連費用は20百万円です。

(注2) 当社は、当企業結合における被取得企業の非支配持分について、被取得企業の株式の公正価値33,320百万円に対する持分割合40%で測定する方法を選択しました。

(注3) 当社は、取得日時点の入手可能なすべての情報に基づき、取得した資産及び引き受けた負債を公正価値評価しました。この結果、公正価値で測定された取得した資産及び引き受けた負債の合計42,603百万円が、取得対価20,000百万円と被取得企業の非支配持分13,320百万円の合計33,320百万円を上回ったため、当該差額9,283百万円を割安購入益として、その他の収益にて一括収益認識しています。

(6) 子会社の取得による収入

当企業結合の取得対価は、当社の拠出事業に対する40%の持分であり、現金の支払はありません。そのため、当企業結合における子会社の取得による収入は、取得した子会社が取得日に保有していた現金及び現金同等物19,346百万円です。

(7) 被取得企業の売上収益及び当期利益

被取得企業の財務諸表は、取得日である2016年4月1日から当社の連結財務諸表に含めています。

当連結損益計算書に含まれる被取得企業の内部取引消去前の売上収益は64,599百万円、当期利益は6,965百万円です。なお、当該被取得企業の売上収益及び当期利益には、当社の拠出事業に係る売上収益31,518百万円及び当期利益が含まれています。

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

前連結会計年度において、当社の連結子会社である衛材(中国)投資有限公司は、中国のジェネリック医薬品会社である遼寧天医生物製薬株式有限公司の全株式を取得する契約を締結しました。

## (1) 被取得企業の名称

遼寧天医生物製薬株式有限公司(新会社名: 衛材(遼寧)製薬有限公司)

## (2) 取得日

2015年12月28日

## (3) 株式の取得方法と議決権割合

当社グループは、旧株主から遼寧天医生物製薬株式有限公司の全株式を取得しました。

## (4) 企業結合の主な目的

中国の医薬品市場は米国に次ぐ世界2位の規模に発展しており、特に、これまで医薬品アクセスが不十分であった内陸部や地方の中小都市及び中小病院において処方を中心となっているジェネリック医薬品は、より高い成長が期待されています。本買収により、当社は中国において、現在展開している新薬を中心とした事業に加えてジェネリック医薬品事業に参入します。中国での事業基盤を一層発展させ、当社の厳しい品質管理・保証システムのもとで遼寧天医生物製薬株式有限公司のGMP工場から高品質な製品を安定的に供給することにより、中国におけるより広範な医療ニーズの充足を目指します。

## (5) 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値、のれん

(単位:百万円)

	取得日 (2015年12月28日)
取得対価(注1)	4,609
取得した資産及び引き受けた負債	
有形固定資産	5,072
その他の非流動資産	1,160
流動資産	578
非流動負債	223
流動負債	4,696
合計	1,891
のれん	2,718

(注1) 当社グループは取得対価としての現金支払に加え、被取得企業の負債の返済原資として、被取得企業に対する現金貸付4,351百万円を行っています。また、企業結合に関わる取得関連費用21百万円を連結損益計算書の販売費及び一般管理費に計上しています。

## (6) 子会社の取得による支出

(単位:百万円)

	取得日 (2015年12月28日)
支払現金(注1)	8,961
取得した子会社における現金及び現金同等物	7
子会社の取得による支出	8,954

(注1) 取得対価としての支払現金4,609百万円に加え、被取得企業に対する現金貸付4,351百万円を含めています。

35. 子会社の譲渡

当連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

2016年4月1日、当社グループは、当社の連結子会社であるサンノーバ株式会社の全株式をアルフレッサ ホールディングス株式会社へ譲渡しました。

(1) 受取対価、支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
受取対価	8,955
支配の喪失を伴う資産及び負債	
有形固定資産	5,430
その他の非流動資産	144
現金及び現金同等物	2,495
その他の流動資産	3,661
非流動負債	1,093
流動負債	1,754
子会社株式売却益	70

(2) 子会社の売却による収入

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
現金による受取対価	8,955
売却した子会社における現金及び現金同等物	2,495
子会社の売却による収入	6,459

前連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

前連結会計年度において、当社が保有するエーディア株式会社(東京都)の全株式を積水化学工業株式会社(大阪府)へ譲渡しました。また、当社が保有するエーザイフード・ケミカル株式会社(東京都)の全株式を三菱化学フーズ株式会社(東京都)へ譲渡しました。

(1) 受取対価、支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
受取対価	32,016
支配の喪失を伴う資産及び負債	
有形固定資産	2,673
その他の非流動資産	5,878
流動資産	20,604
非流動負債	1,516
流動負債	10,657
子会社株式売却益	15,035

(2) 子会社の売却による収入

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
現金による受取対価	32,016
売却した子会社における現金及び現金同等物	11,485
子会社の売却による収入	20,531

36. 子会社及び関連会社

(1) 子会社及び関連会社

当社の連結子会社及び関連会社については、「第1 企業の概況、4 関係会社の状況」に記載しています。

(2) 重要な非支配持分のある子会社

当社グループは、当連結会計年度より連結子会社とした次の会社について、重要な非支配持分を認識しています。

会社名	住所	主要な事業の内容	非支配持分が 保有する持分割合
EAファーマ(株) (注1)	東京都中央区	医薬品事業(医薬品の研究開発・製造・販売)	40.00%

(注1) EAファーマ(株)の要約財務諸表等は次のとおりです。なお、要約財務諸表は、内部取引消去前の金額です。

要約損益計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)
売上収益	64,599
営業利益	9,412
当期利益	6,965
非支配持分に配分された当期利益	2,605

要約財政状態計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2017年3月31日)
資産合計	72,845
負債合計	22,027
資本合計	50,818
非支配持分の累計額	16,447

要約キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,231
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,293
財務活動によるキャッシュ・フロー	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,934

37. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高で重要なものはありません。

(2) 経営幹部の報酬

各連結会計年度における経営幹部(取締役及び執行役)の報酬は次のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)	前連結会計年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)
基本報酬及び賞与(注1)	1,312	1,340
株式報酬	123	157
合計	1,435	1,498

(注1) 基本報酬及び賞与は、取締役及び執行役の基本報酬、執行役の賞与(業績連動型報酬)です。

38. 後発事象

該当事項はありません。

39. 財務諸表の承認

当社代表執行役CEOである内藤晴夫及び常務執行役CFOである柳良平は、2017年6月21日付で当連結財務諸表を承認しています。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期 自 2016年4月 1日 至 2016年6月30日	第2四半期 自 2016年4月 1日 至 2016年9月30日	第3四半期 自 2016年 4月 1日 至 2016年12月31日	当連結会計年度 自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日
売上収益 (百万円)	136,929	269,894	409,223	539,097
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	25,795	38,107	57,053	57,668
親会社の所有者に帰属す る四半期(当期)利益 (百万円)	19,739	27,909	38,419	39,358
基本的1株当たり 四半期(当期)利益 (円)	69.03	97.60	134.35	137.63

(会計期間)	第1四半期 自 2016年4月 1日 至 2016年6月30日	第2四半期 自 2016年7月 1日 至 2016年9月30日	第3四半期 自 2016年10月 1日 至 2016年12月31日	第4四半期 自 2017年1月 1日 至 2017年3月31日
基本的1株当たり 四半期利益 (円)	69.03	28.57	36.75	3.28

(注1) 「基本的1株当たり四半期(当期)利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、信託として保有する当社株式を含めています。

## 重要な訴訟等

米国において、Helsinn Healthcare S.A.(スイス)がTeva Pharmaceuticals USA, Inc.とTeva Pharmaceutical Industries Ltd.に対して提起した制吐剤「Aloxi」(一般名:パロノセトロン塩酸塩)の特許侵害訴訟において、2017年5月1日、米国連邦控訴裁判所がニュージャージー連邦地方裁判所の判決を覆し、訴訟対象となっていた本剤に関する製剤・用途特許の有効性及び侵害を認めないとの裁定を下しました。

本剤のジェネリック製品は、連邦控訴裁判所、ニュージャージー連邦地方裁判所、および米国食品医薬品局(FDA)が追加の手続きをとるまで上市することはできず、本プロセスには少なくとも1-2カ月を要します。また連邦控訴裁判所が再審理請求を認めた場合には、ジェネリック製品の上市までにはさらに長い時間がかかる可能性があります。当社グループおよびHelsinnグループはさらなる法的な対応を検討していきます。



## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	72,092	105,440
受取手形	184	202
売掛金	87,017	73,689
有価証券	2,545	-
商品及び製品	26,378	24,969
仕掛品	10,883	9,789
原材料及び貯蔵品	9,967	9,163
繰延税金資産	16,767	12,362
その他	10,951	16,831
流動資産合計	236,784	252,445
固定資産		
有形固定資産		
建物	29,355	27,509
構築物	1,141	1,110
機械及び装置	2,054	1,825
車両運搬具	2	0
工具、器具及び備品	4,218	3,758
土地	8,717	8,717
リース資産	562	431
建設仮勘定	352	1,677
有形固定資産合計	46,401	45,027
無形固定資産		
ソフトウェア	6,082	6,711
販売権	13,745	16,176
その他	134	131
無形固定資産合計	19,961	23,018
投資その他の資産		
投資有価証券	36,705	36,347
関係会社株式	368,832	368,326
出資金	30	1
長期貸付金	1	1
長期前払費用	1,233	906
繰延税金資産	23,555	21,973
その他	2,781	7,902
貸倒引当金	83	83
投資その他の資産合計	433,054	435,374
固定資産合計	499,416	503,419
資産合計	736,200	755,864

(単位:百万円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	10,987	14,082
1年内返済予定の長期借入金	-	50,000
リース債務	280	175
未払金	22,506	29,594
未払費用	11,418	10,778
未払法人税等	2,033	24
預り金	11,562	36,869
返品引当金	2,814	2,739
その他	1,169	951
流動負債合計	62,768	145,210
固定負債		
長期借入金	170,000	130,000
リース債務	282	256
退職給付引当金	8,480	9,015
資産除去債務	761	745
その他	3,961	2,996
固定負債合計	183,483	143,012
負債合計	246,251	288,222
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	44,986	44,986
資本剰余金		
資本準備金	55,223	55,223
その他資本剰余金	2,293	2,597
資本剰余金合計	57,516	57,819
利益剰余金		
利益準備金	7,900	7,900
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	141	141
別途積立金	337,880	337,880
繰越利益剰余金	66,844	44,315
利益剰余金合計	412,765	390,236
自己株式	36,311	36,050
株主資本合計	478,955	456,991
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,376	10,772
繰延ヘッジ損益	1,136	637
評価・換算差額等合計	10,239	10,134
新株予約権	754	517
純資産合計	489,949	467,642
負債純資産合計	736,200	755,864

## 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)
売上高	315,950	283,658
売上原価	101,924	100,248
売上総利益	214,025	183,410
販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 178,845	<sup>2</sup> 162,268
営業利益	35,181	21,143
営業外収益		
受取利息	17	13
受取配当金	7,022	7,202
受託研究収益	-	1,721
その他	195	196
営業外収益合計	7,233	9,133
営業外費用		
支払利息	2,076	1,489
社債利息	100	-
為替差損	3,578	549
受託研究費用	-	1,678
その他	380	191
営業外費用合計	6,134	3,907
経常利益	36,280	26,369
特別利益		
固定資産売却益	321	5
子会社株式清算益	-	295
新株予約権戻入益	25	141
子会社株式売却益	21,053	-
移転価格税制調整金	<sup>3</sup> 35,055	-
その他	0	17
特別利益合計	56,454	457
特別損失		
固定資産処分損	205	765
減損損失	<sup>4</sup> 393	-
投資有価証券評価損	141	-
その他	-	0
特別損失合計	740	765
税引前当期純利益	91,994	26,061
法人税、住民税及び事業税	1,918	349
法人税等調整額	22,847	6,034
法人税等合計	24,765	5,685
当期純利益	67,230	20,376

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	44,986	55,223	1,947	57,169	7,900	138	337,880	42,481	388,400
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の 積立						3		3	-
剰余金の配当								42,865	42,865
当期純利益								67,230	67,230
自己株式の処分			346	346					
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	346	346	-	3	-	24,362	24,365
当期末残高	44,986	55,223	2,293	57,516	7,900	141	337,880	66,844	412,765

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計		
当期首残高	37,408	453,146	9,085	411	8,674	970	462,790
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 積立		-					-
剰余金の配当		42,865					42,865
当期純利益		67,230					67,230
自己株式の処分	1,192	1,538					1,538
自己株式の取得	94	94					94
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,291	725	1,566	216	1,350
当期変動額合計	1,097	25,809	2,291	725	1,566	216	27,159
当期末残高	36,311	478,955	11,376	1,136	10,239	754	489,949

当事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	44,986	55,223	2,293	57,516	7,900	141	337,880	66,844	412,765
当期変動額									
剰余金の配当								42,905	42,905
当期純利益								20,376	20,376
自己株式の処分			303	303					
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	303	303	-	-	-	22,529	22,529
当期末残高	44,986	55,223	2,597	57,819	7,900	141	337,880	44,315	390,236

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計		
当期首残高	36,311	478,955	11,376	1,136	10,239	754	489,949
当期変動額							
剰余金の配当		42,905					42,905
当期純利益		20,376					20,376
自己株式の処分	838	1,142					1,142
自己株式の取得	577	577					577
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			604	499	105	238	343
当期変動額合計	261	21,964	604	499	105	238	22,307
当期末残高	36,050	456,991	10,772	637	10,134	517	467,642

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しています。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しています。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15～50年
機械及び装置	6～7年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な償却期間は次のとおりです。

自社利用のソフトウェア	5年
販売権	5～10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 返品引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づく返品予想額を計上しています。なお、返品引当金繰入額は売上高から直接控除しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末日において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を期末日までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は償却年数5年の定額法により、改訂日から営業費用として処理しています。

数理計算上の差異は償却年数5年の定額法により、それぞれ発生した事業年度の翌事業年度から営業費用として処理しています。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象...営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)、借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っています。

借入金に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っています。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

外貨建取引に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(3) 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しています。

(追加情報)

1 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)は、次のとおりです。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
短期金銭債権	17,564百万円	21,863百万円
短期金銭債務	19,504	49,837

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	56,180百万円	76,651百万円
仕入高	19,113	13,740
その他の営業取引高	81,929	84,370
営業取引以外の取引による取引高	43,608	8,803

(注1) 前事業年度の「営業取引以外の取引による取引高」には、米国の連結子会社との移転価格税制調整金 35,055百万円を含めています。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)
給料及び賞与	26,146百万円	21,857百万円
減価償却費	2,445	2,164
研究開発費	105,611	96,873
販売費に属する費用の割合	11.5%	11.2%
一般管理費に属する費用の割合	88.5	88.8

3 移転価格税制調整金

前事業年度において、日米間の移転価格に関し、当社グループが申請していた事前確認について、2015年12月に日本及び米国の税務当局間で合意に至りました。特別利益に計上している移転価格税制調整金は、本合意内容に基づいて、米国の連結子会社であるEisai Inc.が当社に対して支払うことになった過年度の調整金です。

4 減損損失

当社は、事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、遊休資産及び販売権等については個々にグルーピングしています。

前事業年度において、次の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
事業用資産	建物、構築物等	岐阜県各務原市

川島工園の生産施設の一部が遊休となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失393百万円を計上しています。その主な内訳は、建物365百万円、構築物25百万円です。なお、回収可能価額は使用価値を零として測定しています。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式368,160百万円、関連会社株式167百万円、前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式368,665百万円、関連会社株式167百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。



(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
(1) 流動の部		
繰延税金資産		
委託研究費	9,948百万円	7,722百万円
未払賞与	2,230	1,808
その他	4,588	2,832
繰延税金資産合計	16,767	12,362
(2) 固定の部		
繰延税金資産		
繰越欠損金	15,313百万円	15,107百万円
委託研究費	6,882	7,746
退職給付引当金	8,338	6,688
税務上の繰延資産	3,822	3,425
その他	3,048	2,422
繰延税金資産小計	37,403	35,389
評価性引当額	832	665
繰延税金資産合計	36,572	34,725
繰延税金負債		
子会社株式	7,967	7,967
その他有価証券評価差額金	4,988	4,723
固定資産圧縮積立金	62	62
繰延税金負債合計	13,017	12,752
繰延税金資産の純額	23,555	21,973

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
法定実効税率	33.0%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	1.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.4	8.5
子会社株式の投資簿価修正	3.2	-
評価性引当額	1.6	0.7
試験研究費の法人税額特別控除	1.4	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.4	-
その他	0.3	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.9	21.8

### 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度(自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)

2016年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率の引下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、32.0%から30.5%に変更しました。

この法定実効税率の変更により、繰延税金資産(繰延税金負債控除後)が2,009百万円減少し、その他有価証券評価差額金が245百万円増加し、繰延ヘッジ損益が25百万円減少しています。また、税金費用(法人税等調整額)が2,229百万円増加しています。

#### (企業結合等関係)

2016年4月1日、当社は、消化器疾患領域に関連する事業の一部を吸収分割の方法により分割し、味の素株式会社(東京都)の100%子会社である味の素製薬株式会社(東京都)がこれを承継しました。当社は、本吸収分割の対価として、味の素製薬株式会社の普通株式6,000株を取得しました。これにより、当社の議決権割合は60%となっています。

また、味の素製薬株式会社はEAファーマ株式会社へと商号を変更しています。

#### 1 取引の概要

##### (1) 分離先企業の名称

味の素製薬株式会社(新会社名: EAファーマ株式会社)

##### (2) 分離した事業の内容

当社の消化器疾患領域に関連する事業

##### (3) 事業分離を行った主な理由

「2 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 34.企業結合 当連結会計年度 (4) 企業結合の主な目的」に記載のとおりです。

##### (4) 事業分離日

2016年4月1日

##### (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社とし、味の素製薬株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割(簡易分割)です。

#### 2 会計処理の概要

本吸収分割については「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき処理しており、移転損益は認識していません。また、移転した事業に係る資産については以下のとおりです。

固定資産	1,124百万円
------	----------

#### 3 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る売上高の概算額

事業分離日が2016年4月1日のため計上されていません。

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】  
 【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	29,355	867	259	2,454	27,509	65,509
	構築物	1,141	97	15	113	1,110	5,239
	機械及び装置	2,054	465	5	689	1,825	45,315
	車両運搬具	2	-	0	2	0	179
	工具、器具 及び備品	4,218	889	8	1,341	3,758	27,726
	土地	8,717	-	-	-	8,717	-
	リース資産	562	173	-	304	431	793
	建設仮勘定	352	1,545	219	-	1,677	-
	計	46,401	4,035	507	4,902	45,027	144,761
無形固定資産	ソフトウェア	6,082	3,018	106	2,283	6,711	-
	販売権	13,745	5,452	1,124	1,897	16,176	-
	その他	134	1	1	2	131	-
	計	19,961	8,470	1,230	4,183	23,018	-

(注) 有形固定資産の「減価償却累計額」には、減損損失累計額を含めています。

【引当金明細表】

(単位:百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	83	2	3	83
返品引当金	2,814	2,739	2,814	2,739

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当社は、連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
単元株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞への掲載により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、アドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.eisai.co.jp/fr/index.html">http://www.eisai.co.jp/fr/index.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注1) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- |                                      |                 |                                |   |
|--------------------------------------|-----------------|--------------------------------|---|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類並びに確認書        | 事業年度<br>(第104期) | 自 2015年 4月 1日<br>至 2016年 3月31日 | 2016年 6月17日<br>関東財務局長に提出。   |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類                  |                 |                                | 2016年 6月17日<br>関東財務局長に提出。   |
| (3) 四半期報告書及び確認書                      | (第105期第1四半期)    | 自 2016年 4月 1日<br>至 2016年 6月30日 | 2016年 8月10日<br>関東財務局長に提出。   |
|                                      | (第105期第2四半期)    | 自 2016年 7月 1日<br>至 2016年 9月30日 | 2016年11月11日<br>関東財務局長に提出。   |
|                                      | (第105期第3四半期)    | 自 2016年10月 1日<br>至 2016年12月31日 | 2017年 2月10日<br>関東財務局長に提出。   |
| (4) 有価証券届出書(第三者割当による自己株式の処分)及びその添付書類 |                 |                                | 2016年 5月13日<br>関東財務局長に提出。   |
| (5) 訂正発行登録書(新株予約権証券)                 |                 |                                | 2016年 4月26日<br>2016年 6月17日<br>2016年 6月20日<br>2016年 8月 3日<br>2016年 8月10日<br>2016年11月11日<br>2017年 2月10日<br>関東財務局長に提出。 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年6月21日

エーザイ株式会社

代表執行役CEO 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大谷 博史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 健太郎 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エーザイ株式会社の2017年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、エーザイ株式会社が2017年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2017年6月21日

エーザイ株式会社

代表執行役CEO 内藤 晴夫 殿

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武井 雄次	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷 博史	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉本 健太郎	印
--------------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第105期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エーザイ株式会社の2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。